

海業に取り組む皆様へ

海業支援パッケージ（令和8年度版）
別冊 施策概要集

令和8年6月
水産庁



海業振興支援事業

令和8年度当初予算額 250百万円（前年度 275百万円）
〔令和7年度補正予算額 302百万円〕

<対策のポイント>

地域の所得向上と雇用機会の確保に向けて、**漁港施設等活用事業の活用を促進**するため、**民間事業者、漁港管理者、漁業協同組合等のマッチングシステムなどの連携の仕組みや体制づくり、モデル地区における実証**、地域において海業に一步を踏み出すための**調査、効果分析、取組の実証等**を支援し、**海業の全国展開を加速化**します。

<事業目標>

当該事業の実施地区における、地域の漁業者等の海業による所得の向上及び水産物の消費増進の達成

<事業の内容>

1. 海業立ち上げ推進事業

① 海業推進調査事業

海業関係者間の連携強化を図り、活用推進計画や実施計画の策定を推進していくため、**民間事業者、漁港管理者、漁業協同組合等を結びつけるためのマッチングシステムなどの連携の仕組みや体制づくり等を実施**します。

② 海業立ち上げ支援事業

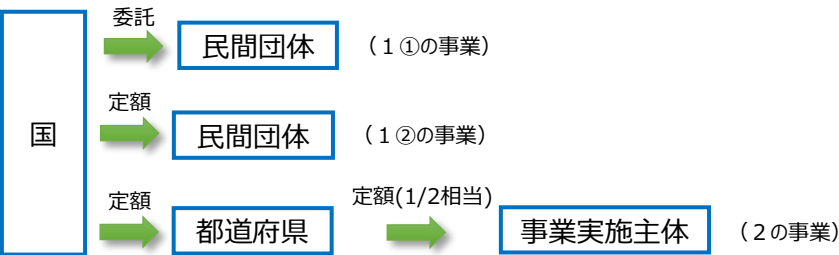
海業の全国展開にあたり、**活用推進計画策定を目指すモデル地区において**、国の施策として率先して取り組むべきテーマ（こども体験活動、「ぎょしょく」の拡大、インバウンド対応、港湾を含めた海業の展開、複数の市町村・漁協等による広域連携の取組等）に対して、**活用推進計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等の民間事業者が行うモデルづくりを支援**します。

※ぎょしょく：魚の生産から消費、生活文化までを総合的かつ立体的に繋げる考え方

2. 海業取組促進事業

地域において海業への一步を踏み出し、海業取組に係る活用推進計画策定を目指すために**必要な調査、効果分析、取組の実証等**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】水産庁計画・海業政策課（03-3506-7897）

地域経済分析システム（RESAS）・地方創生データ分析評価プラットフォーム（RAIDA）等 による地方版総合戦略支援事業（内閣府地方創生推進室）

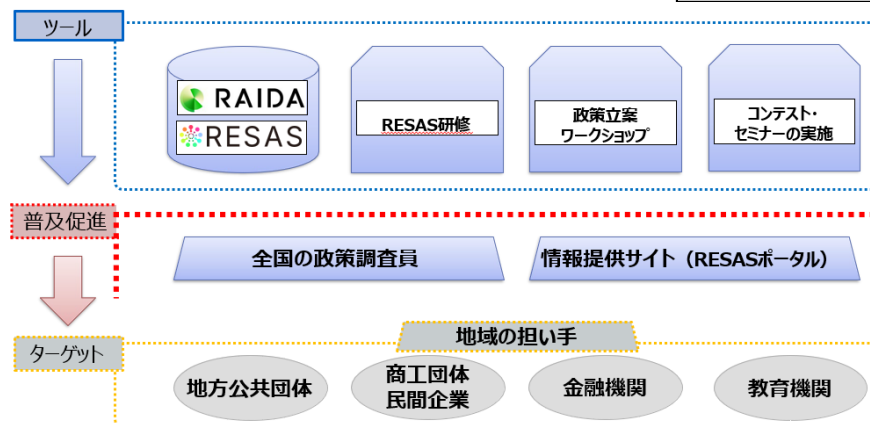
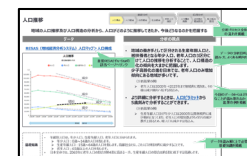
令和8年度概算決定額 **1.06億円**
（令和7年度予算額 1.07億円）

事業概要・目的

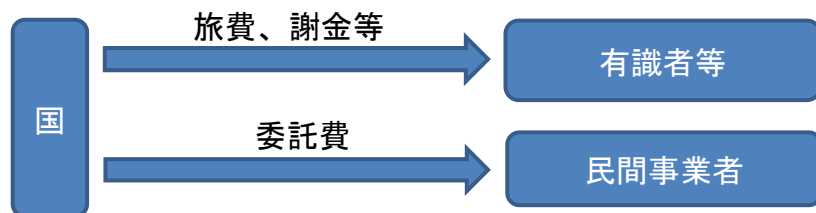
- 地方創生の実現に向けては、地域経済に関するデータ等、データを活用した政策立案事例の発信等を通じ、エビデンスに基づいた政策の企画立案（EBPM）や施策の改善の取組が重要です。
- 本事業では、規模の小さな地方公共団体も含めて多様な地域の担い手に対して、地域経済に関する様々なオープンデータを地図やグラフ等で分かりやすく表示する「地域経済分析システム（RESAS：リーサス）」や、データにより地域課題を捉え、分析・考察等をサポートする「地方創生データ分析評価プラットフォーム（RAIDA：レイダ）」の普及・活用を促進することで、地方版総合戦略の策定や地方創生の推進に向けた取組等を情報面から支援します。
- 具体的には、①全国の地方支分部局等に政策調査員を配置してデータ利活用等を促すための支援活動、②政策立案ワークショップや研修、セミナー等に向けた有識者の紹介・派遣、③データ利活用を促進するイベントの開催や、地域のデータ利活用を促進する教育コンテンツの作成・提供を行います。
- これにより、地方公共団体の総合戦略の策定・改定においてデータ活用を促し、社会課題の解決を効果的・効率的に推進します。

事業イメージ・具体例

- データ利活用の拡大に向け、全国の政策調査員を中心としたオーダーメイド型の研修やワークショップ等を実施し、先進事例を創出するほか、発掘した先進事例については一般化の上、資料やDBとして、他の地域へ普遍化を行います。



資金の流れ



期待される効果

- RESAS・RAIDAの活用支援等のデータ利活用に向けた情報提供・支援活動を通じたエビデンスに基づいた政策の企画立案（EBPM）を推進することで、先進事例の創出や事例の普遍化が進み、地方創生の実現に向けた取組を効果的・効率的に実施されることが期待されます。

歴史まちづくりに関する主な支援措置

令和8年度予算額
社会資本整備総合交付金
4,597億円の内数

社会資本整備総合交付金

①街なみ環境整備事業

- 公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援
- 歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原も補助対象

②都市公園事業

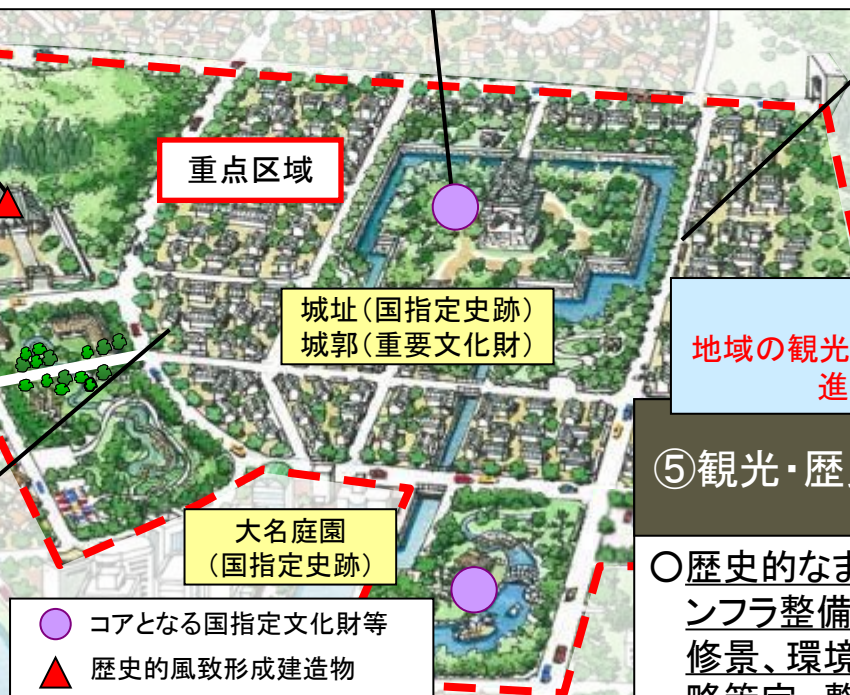
- 地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援
- 古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものも補助対象

③都市再生整備計画事業

- 地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援
- 交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、土塁・堀跡の整備も補助対象

④景観改善推進事業

- 景観計画の策定・改定に要する経費、外部専門家登用やコーディネート活動に対する支援
- 景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援



令和8年度予算額
58百万円

令和8年度予算額
地域の観光資源充実のための環境整備推進事業 40億円の内数

⑤観光・歴史まちづくり推進事業

- 歴史的なまちなみの高質化、観光インフラ整備歴史的な建造物の保全・修景、環境整備のためのビジョン・戦略策定、整備効果促進が補助対象

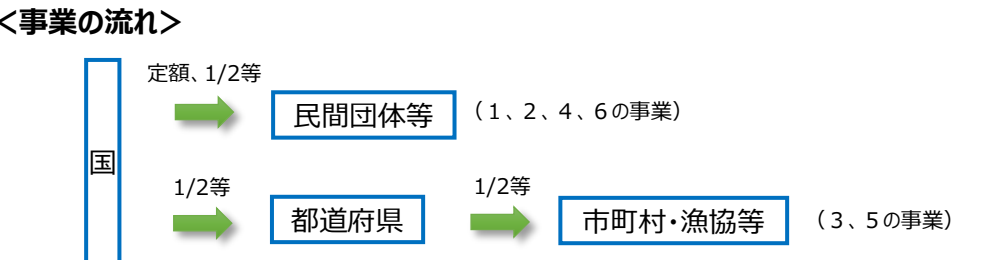
※下線部は、歴史的風致維持向上計画の認定都市を対象とした措置

<対策のポイント>
意欲ある漁業者が将来にわたり希望を持って漁業経営に取り組むことができるよう、「広域浜プラン」等に基づくリース方式による漁船導入や漁業収益力強化等に資する水産業共同利用施設等の整備、生産性向上や省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入、漁港施設の整備等を支援することにより、持続可能な収益性の高い操業体制への転換を推進するとともに、浜の活性化を主導すべき漁協の経営・事業改善の取組を促進します。

<事業目標>
1 経営体当たりの生産額の向上（10%以上〔令和10年度まで〕）

- | <事業の内容> | |
|---|----------|
| 1. 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業 | 9,500百万円 |
| 「漁業構造改革総合対策事業」等で得られた成果の実装を含む、中核的漁業者へのリース方式による漁船等の導入を支援します。 | |
| 2. 競争力強化型機器等導入緊急対策事業 | 4,500百万円 |
| 生産性の向上や省力・省コスト化、養殖業への転換等に必要な機器等の導入を支援します。また、遊漁船の安全性向上に資する機器等の導入を支援します。 | |
| 3. 水産業競争力強化緊急施設整備事業 | 4,820百万円 |
| 競争力強化のために必要となる共同利用施設の整備等を支援します。 | |
| 4. 広域浜プラン緊急対策事業 | 1,310百万円 |
| 漁協の経営・事業改善の取組等を促進するための意欲ある漁業者の収益力向上・コスト削減等の実証的取組を支援するとともに、安定的な操業に必要なクロマグロの混獲回避活動を支援します。 | |
| 5. 水産業競争力強化漁港機能増進事業 | 1,650百万円 |
| 漁港の機能を増進し、競争力のある生産・流通体制を構築するために必要となる漁港施設等の整備を支援します。 | |
| 6. 漁業構造改革総合対策事業 | 6,500百万円 |
| 新たな操業・生産体制への転換を促進するため、漁獲対象種の転換や協業化、陸上養殖・大規模沖合養殖の導入等による収益性向上の実証を支援します。 | |

<事業イメージ>
広域浜プラン（浜の活力再生広域プラン・漁船漁業構造改革広域プラン）
広域な漁村地域が連携して取り組む浜の機能再編や中核的漁業者の育成、漁船漁業の構造改革を推進し、あわせて漁協の経営・事業改善の取組を促進
< 広域浜プランに基づき以下を実施 >
□ 中核的漁業者を認定し、漁船等の導入促進 □ 生産性の向上、省力・省コスト化等に資する漁業用機器等の導入促進 □ 漁業収益力強化等に資する水産業共同利用施設等の整備を推進 □ 収益力向上・コスト削減等の実証的取組への支援を通じた漁協の経営・事業改善の取組の促進及び安定的な操業に必要なクロマグロの混獲回避活動への支援
水産業の体質強化を図り持続可能な操業体制への転換を推進



[お問い合わせ先]		
(1の事業)	水産庁研究指導課	(03-6744-2031)
(2の事業)	企画課	(03-6744-2341)
	管理調整課	(03-3502-7768) ※遊漁船関係
(3の事業)	防災漁村課	(03-6744-2391)
(4の事業)	漁獲監理官	(03-6744-2361)
(5の事業)	計画・海業政策課	(03-3502-8491)
(6の事業)	研究指導課	(03-6744-0210)

漁港機能増進事業

令和8年度予算概算決定額 100百万円（前年度 150百万円）

〔令和7年度補正予算額 1,650百万円〕

<対策のポイント>

漁港のストック効果の最大化・海業の推進を図るため、漁港の就労環境改善、漁港ストックの利用適正化、安全対策向上・強靱化、資源管理・流通高度化等に資する整備を支援します。また、新たに漁業由来の廃棄物を保管、一次処理するために必要な施設の整備を支援します。

<事業目標>

- 事業実施地区において、労働環境の改善及び生産性の向上が確保された漁港の割合（100%〔令和8年度まで〕）
- 事業実施地区において、安定的な漁業生産体制が確保された漁港の割合（事業完了5年後：100%〔令和8年度まで〕）
- 漁港における新たな「海業」等の取組件数（500件〔令和8年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 省力化・軽労化・就労環境改善事業

浮体式係船岸、岸壁等の屋根、船揚場改良 等

2. 漁港ストックの利用適正化事業

① 漁港の機能再編のための漁港施設の規模適正化、用地の区画整理・整地、漁業由来の廃棄物や漁業活動中に回収されるプラスチック等を保管、一次処理するために必要な施設等

② 漁港の有効活用促進のための防波堤潮通し、岸壁改良、用地舗装 等

③ 漁港の利用促進に向けた漁港施設等活用事業に係る漁港の環境整備

3. 安全対策向上・強靱化事業

防波堤嵩上げ、荷さばき所等の電源施設の高架化及び非常用電源の設置、災害後の土砂等の撤去 等

4. 資源管理・流通高度化事業

岸壁、荷さばき所等の衛生管理設備、出入管理設備、換気・浄化設備、冷凍・冷蔵設備、計量・計測設備、情報処理設備、密漁等監視施設 等

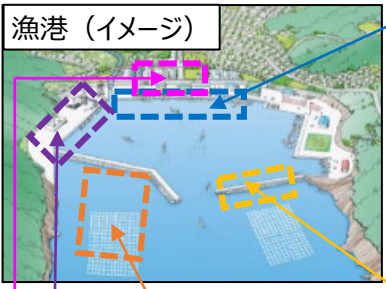
5. 漁港インフラのグリーン化事業

漁港内のCO2排出削減のための給電施設、再生可能エネルギー関係施設 等

6. 漁業の操業形態の転換・養殖転換事業

係船柱、防舷材、魚類移送施設、増養殖場 等

漁港（イメージ）



1. 省力化・軽労化・就労環境改善施設

- 浮体式係船岸の整備による陸揚げ作業の軽労化
- 屋根施設の整備による陸揚げ作業環境の改善



2. 漁港ストックの利用適正化施設

- 用地の区画整理・整地
- 廃漁網のストックヤード



3. 安全対策向上・強靱化施設

- 防波堤嵩上げ



4. 資源管理・流通高度化施設

- 電子入札設備



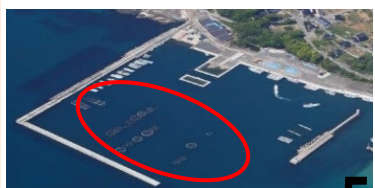
5. 漁港インフラのグリーン化施設

- 再生可能エネルギー関係施設によるCO2排出削減



6. 操業形態の転換・養殖転換に係る施設

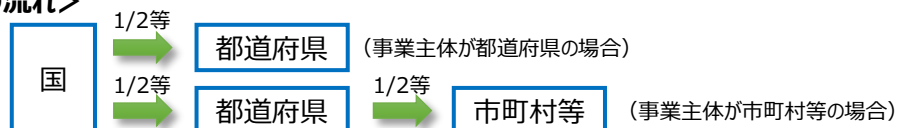
- 養殖場に係る環境整備



5

〔お問い合わせ先〕水産庁計画・海業政策課（03-3502-8491）

<事業の流れ>



官民連携基盤整備推進調査費の制度概要

民間の事業活動と連携した自治体のインフラ整備の事業化検討を支援

○民間の事業活動計画と一体となって推進する事業のうち、地方公共団体が整備するインフラの概略(基本)設計や基礎データ収集、整備効果検討などに活用できる調査費を補助。

<特徴>

- ・基盤整備の構想段階から事業実施段階への円滑かつ速やかな移行を支援。
- ・民間の意思決定のタイミングに合わせた機動的な支援により、民間の事業活動と一体となった基盤整備の早期効果発現に寄与。
- ・民間の活力を活かすことで、地域の個性や強みを活かした社会基盤整備を効果的に推進することが可能。

事業概要

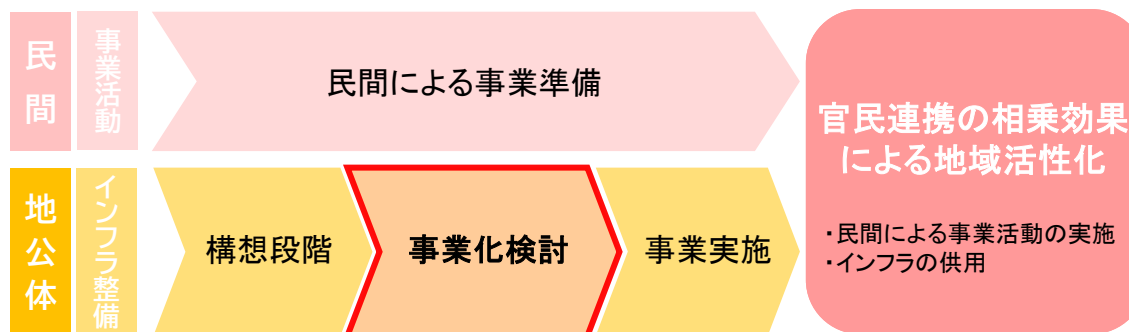
- 対象事業:
国土交通省所管の社会資本整備事業
(道路、港湾、河川、公園、市街地整備等)
- 補助対象: 都道府県、特別区及び市町村
(一部事務組合及び広域連合を含む)
- 補助率: 1/2以内
- 募集回数: 年3回程度



— イメージ —

支援内容

○事業フロー



本調査費で支援

官民連携の相乗効果
による地域活性化

- ・民間による事業活動の実施
- ・インフラの供用

○支援内容: インフラ整備の事業化検討に必要な調査

- ① 概略設計: 基本的仕様の検討、概略設計図、パース作成、概算事業費算出 等
- ② 基礎データ収集: 概略設計に必要な地形、地質、交通量等の調査 等
- ③ 整備効果検討: インフラ整備による効果、便益、経済効果の検討 等
- ④ PPP/PFI導入可能性検討: PPP/PFI手法の選定、官民の役割分担、VFMの算定 等

地域未来交付金について

地域未来交付金

地域未来 推進型

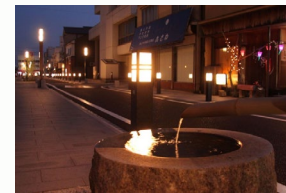
地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しする



スタートアップ支援拠点の整備



地場製品の販売促進



温泉施設等観光拠点の整備



デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援

書かない窓口



地域アプリ



オンライン診療



地域防災 緊急整備型

避難生活環境を抜本的に改善するため、地方公共団体の先進的な防災の取組を支援

地域産業構造転換 インフラ整備推進型

半導体等の戦略分野におけるリーディングプロジェクトの産業拠点整備等に必要な関連インフラの整備を支援

地域未来推進型の概要

- 地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地方の暮らしの安定を実現するとともに「強い経済」を構築するため、地場産業の付加価値向上など、地方公共団体の地域独自の取組を幅広く支援する。
- 従来の地方創生に資する取組のみならず、各自治体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が、真に地方の活力を最大化することに繋がるような取組を推進する。

◆制度概要

- 地方の暮らしの安定を実現し、各自治体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が、真に地方の活力を最大化することに繋がるような、地方公共団体の地域独自の取組等を支援。
※地方版総合戦略に基づき、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等の要素を有する事業を支援。
- ソフト＋ハードや分野間連携の事業を一体的に支援
※申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。
- 事業の検討・実施・検証の各段階において、地域の多様な主体が参画
※多様な主体の参画による事業の進捗状況・効果測定を実施し、効果検証及び評価結果・改善方策の公表を行うこととする。

◆評価基準（S～Dの5段階評価）

目指す将来像及び課題の設定

KPI設定の適切性

自立性

地域の多様な主体の参画

事業計画期間		交付上限額・補助率
ソフト事業	原則 3 か年度以内 (最長 5 か年度)	1 自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
		1 自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
拠点整備事業	原則 3 か年度以内 (最長 5 か年度)	1 自治体当たり事業計画期間中の 総国費 都道府県：50億円 (単年度目安10億円) 中枢中核：20億円 (単年度目安4億円) 市区町村：10億円 (単年度目安2億円) 補助率：1/2等 (各省庁の交付要綱に従う)
		1 自治体当たり事業計画期間中の 総国費 都道府県：50億円 (単年度目安10億円) 中枢中核：20億円 (単年度目安4億円) 市区町村：10億円 (単年度目安2億円) 補助率：1/2等 (各省庁の交付要綱に従う)

(注1) 単年度の交付上限額は目安とする。

(注2) 拠点整備事業の1事業当たりの事業計画期間における交付上限額（国費）について、都道府県・中枢中核都市は15億円、市区町村は10億円を目安とする。

(注3) インフラ整備事業は、ソフト事業又は拠点整備事業との組み合わせを要件とする。

(注4) 広域リージョンとして複数自治体で実施する事業については、通常の申請件数・交付上限額の算定とは切り分けて取り扱い、1リージョンあたり申請可能な事業数は最大5事業、交付上限額（国費）は最大10億円/年度。複数の広域リージョンに参画することは可能だが、当該自治体が広域リージョンとして申請できる事業数は、それぞれ最大3事業までとする。

漁港施設等活用事業制度の概要

- 漁港について、漁業上の利用を前提として、その有する価値や魅力を活かし、水産業・漁村を活性化する制度。
- 地域の理解と協力の下、漁業上の利用を確保した上で、漁港施設・水域・公共空地を有効活用し、水産物の消費増進や交流促進に資する事業を計画的に実施。

■ 漁港施設等活用事業（※1）の実施スキーム

基本方針【農林水産大臣】

- ・地域水産業の発展に資する漁港の役割や漁業上の利用の確保の考え方等を記載

活用推進計画【漁港管理者（地方公共団体）】

- ・地域水産業の実態を踏まえ、事業の内容や区域等を決定
漁業利用に支障を及ぼさないための措置
漁業者等の意見聴取等地域の合意プロセス

申請

認定

漁港活用の実施計画【事業者】

- ・漁港管理者の計画の下、創意工夫を活かして事業計画（地域水産業の消費増進や交流促進）を策定
- ・漁港管理者の認定を受けた計画に基づき、長期安定的に事業を実施

【長期安定的な事業環境の確保のための特別措置】

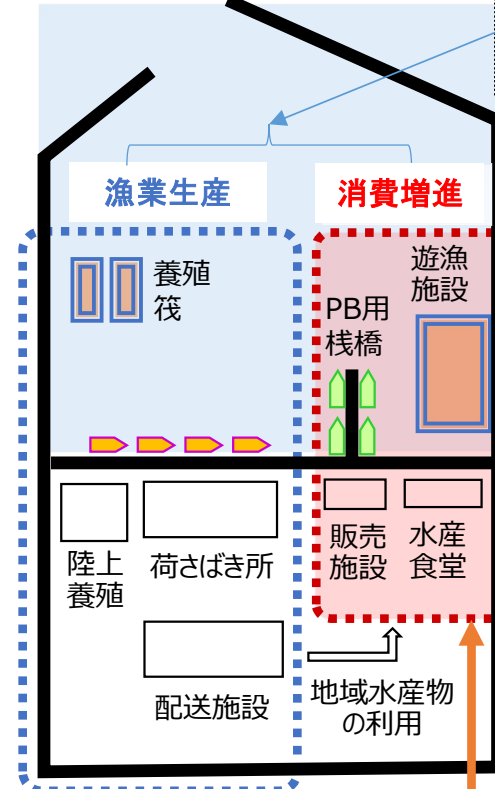
- ① 漁港施設（行政財産）の貸付け（最大30年）
- ② 漁港区域内の水域・公共空地の長期占用（最大30年）
- ③ 漁港水面施設運営権（みなし物権）（※2）の取得（最大10年、更新可）

※1 漁港施設等活用事業：漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設、漁港区域内の水域、公共空地を活用し、当該漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定に寄与する事業（水産物の消費増進、交流促進）

※2 漁港水面施設運営権：漁港施設等活用事業のうち、水面固有の資源を利用する遊漁や漁業体験活動、海洋環境に関する体験活動等の機会の提供を行うため、水面を占用して施設を設置し、運営する権利

本来機能を発揮しつつ
安定的な事業環境を整備

■ 事業イメージ



漁業利用と海業利用の輻輳を避けつつ、漁業生産活動と消費増進に資する取組が相乗的に地域水産業の発展を後押し。

交流促進



遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験や学習の機会の提供
その他交流促進に資する事業

機能強化

民間投資

消費増進



販売施設又は飲食店の設置及び運営その他水産物の消費増進に資する事業

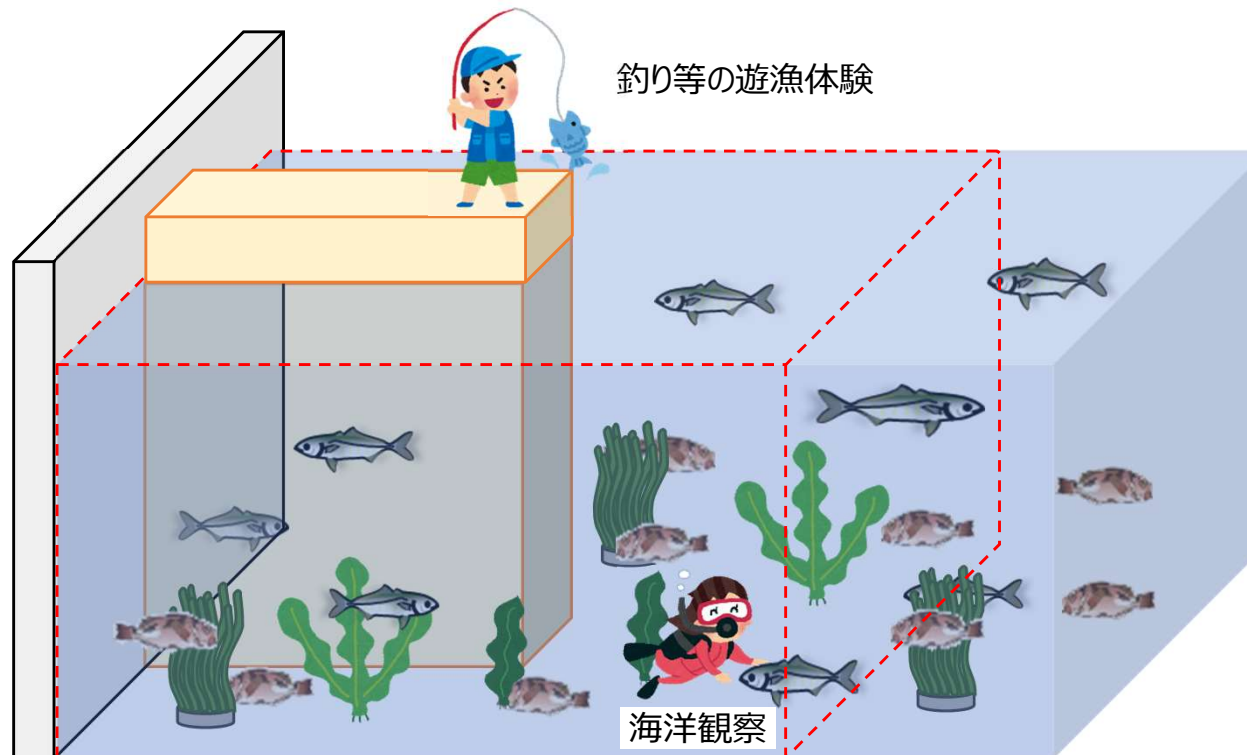
漁港水面施設運営権について

- 漁港水面施設運営権とは、①漁港の区域内の一定の水域における水面固有の資源を利用する漁港施設等活用事業を実施するために、②当該水面の占有をして必要な施設を設置し、運営する権利。
- 当該権利は物権とみなされ、土地に関する規定を準用。

【漁港水面施設運営権の性質】

- 最大10年間設定可能
(事業期間内で更新可)
- 事業者自ら、妨害排除請求権を行使可能
- 施設整備の資金調達に際し、抵当権を設定可能

- ① 一定の水域の水面固有の資源※を利用
(※水面固有の資源：魚類、海藻類等の水産動植物、及びこれらを含めた海洋環境そのもの)
- ② 水面を占有して事業※に必要な施設を設置し、運営
(※遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験活動若しくは学習の機会の提供を行う事業に限る。)



<対策のポイント>

国民に安心で高品質な水産物を安定的に供給し、輸出拡大等による水産業の成長産業化を実現していくため、**拠点漁港等における流通機能強化と養殖拠点の整備を推進**します。併せて、持続可能な漁業生産を確保するため、**海洋環境の変動に伴う魚種変化等に対応した漁場整備や藻場・干潟の保全・造成、漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化及び長寿命化対策**を推進します。さらに、漁村の活性化や漁港の利用促進のため、**就労環境改善対策や漁村インフラの整備等**を推進します。

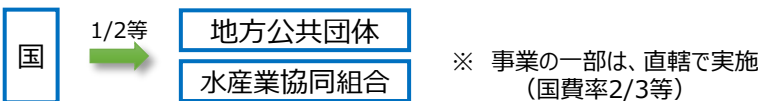
<事業目標>

- 水産物の流通拠点となる漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合を増加（70%〔令和8年度まで〕）
- 流通・防災の拠点となる漁港等のうち、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合を増加（60%〔令和8年度まで〕）

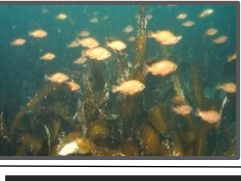
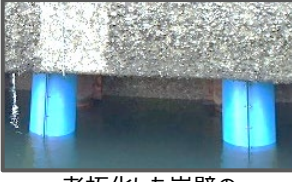
<事業の内容>

- 1. 水産業の成長産業化に向けた拠点機能強化対策**
- ① 水産物の流通機能強化に向け、**漁船大型化への対応や拠点漁港等を中心とした機能再編・集約及び衛生管理対策**を推進します。
 - ② 養殖生産拠点の形成に向け、**消波堤整備等による養殖適地の創出や漁港水域を活用した養殖環境の確保**とともに、**効率的な出荷体制の構築等**に対応した体系的な施設整備を推進します。
- 2. 持続可能な漁業生産を確保するための漁場生産力の強化対策、漁港施設の強靱化対策**
- ① 水産資源の回復を図るため、**海洋環境の変動に伴う魚種変化等に対応した種苗生産体制の強化、漁場の整備及び藻場・干潟の保全・造成等**を推進します。
 - ② 大規模地震・津波や頻発化・激甚化する台風・低気圧災害等に対応するため、**漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化による防災減災対策**を推進します。
 - ③ 将来にわたり漁港機能を持続的に発揮するため、維持管理の効率化やライフサイクルコストの縮減に資する**漁港施設の長寿命化対策**を推進します。
- 3. 漁村の活性化と漁港利用促進のための環境整備**
- ① 地域の漁業実態に即した、浮体式係船岸等の整備による**漁港の就労環境改善対策等**を推進します。
 - ② **漁村**における漁業集落排水施設等の**生活環境改善対策等**を推進します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

水産業の成長産業化に向けた拠点整備		
		
漁船の大型化 に対応した岸壁の整備	流通機能強化、衛生管理 に対応した荷さばき所の整備	大規模養殖の展開を可能 にする静穏水域の創出
持続可能な漁業生産の確保対策		
		
		藻場の造成
		
防波堤の嵩上げによる 越波対策	老朽化した岸壁の 長寿命化対策	陸揚げの軽労化に資する 浮体式係船岸の整備

ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）

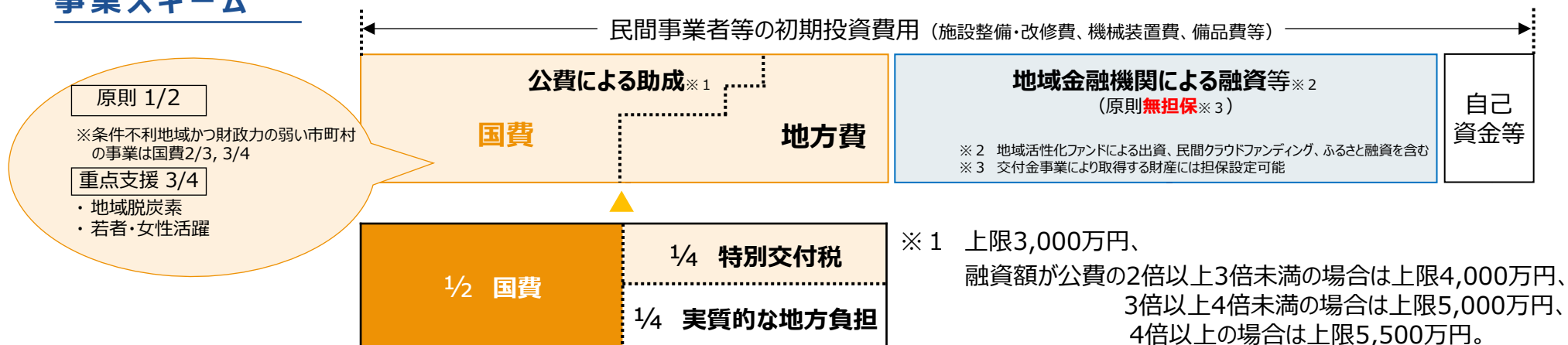
R8当初予算額 6.7億円
R7補正予算額 21.2億円
(R7当初予算額 6.2億円)



産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の新規事業の立ち上げを支援

①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応 ③地域金融機関による融資等 ④新規性（新規事業） ⑤モデル性の要件について、国の有識者審査を経て該当すると認められた事業が対象

事業スキーム



事例・採択件数

R4 : 15件 R5 : 23件 R6 : 82件 R7 : 108件

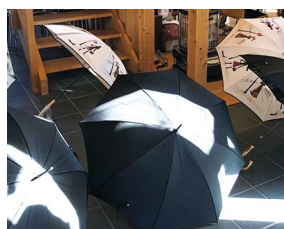
岩手県久慈市

木質バイオマスを活用したしいたけ栽培



山梨県都留市

織物業再興のための新商品開発



長野県佐久市

地元産米を活用した酒づくり



徳島県美馬市

古民家を活用した観光・宿泊事業



鹿児島県長島町

地元産茶を活用したブリの養殖



農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）

令和8年度予算額
7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数

<対策のポイント>

農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図るため、官民共創の促進による地域課題の解決に向けた取組、事業者等の経営改善に向けた専門
家派遣、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新商品の開発等の取組を支援します。

<事業目標>

地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78%〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 地域資源活用・地域連携推進支援事業

地域資源を活用した付加価値の創出に必要な新商品開発・販路開拓、経営戦略策定・ビジネス
アイデア創出、研究開発・実証事業等の取組を支援します。

- ① 多様な地域資源を活用した新商品開発・販路開拓の取組
- ② 料理講習会等のイベントの実施など直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ③ 地域資源の掘り起こし、ワークショップを通じてビジネスアイデアを創出する取組
- ④ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

【事業期間：上限2年、交付率：1/2等（上限500万円/事業期間）】

2. 地域資源活用・地域連携中央サポート事業

- ① 都道府県サポートセンター等を全国的な視点で支援するため、中央サポートセンターを設置し、地
域資源を活用した付加価値の創出に係る高度な課題解決に取り組む事業者等に対して、中央
プランナー等の専門家を派遣する取組等を支援します。
- ② 地域金融機関等の中間支援組織により、これまで農業・農村の仕事に携わっていなかった企業等
の参加促進、地域課題の把握・翻訳、地域と企業のマッチング、マッチング後の伴走支援等の官民
共創の促進を図り、農山漁村の抱える地域課題の解決を目指した取組等を支援します。
- ③ 施設給食において、地産地消を促進するコーディネーターの派遣・育成の取組等を支援します。

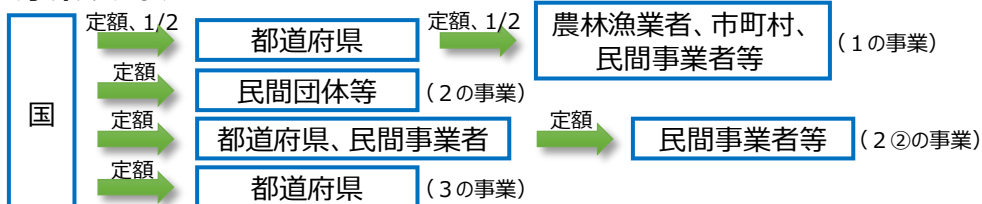
【事業期間：1年、交付率：定額】

3. 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業

地域資源を活用した付加価値の創出に係る経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者に
対して、専門家を派遣する取組等を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額】

<事業の流れ>



地域資源活用・地域連携推進支援事業

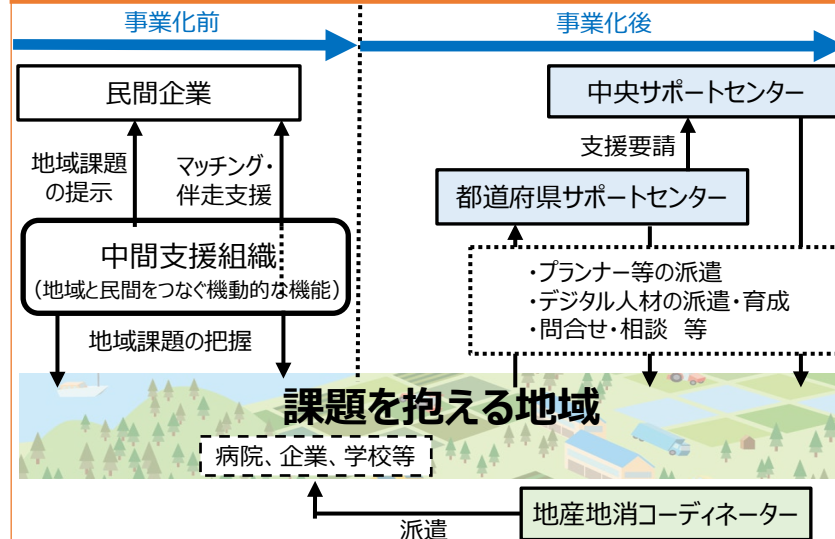


地域の農林水産物で
新商品を開発



竹林の景観を活かした
キャンプ事業の創出

地域資源活用・地域連携中央・都道府県サポート事業



【お問い合わせ先】

（1、2①③、3の事業） 農村振興局都市農村交流課（03-6744-2197）

（2②の事業） 農村計画課（03-6744-2141）

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金について

特定有人国境離島地域の地域社会の維持を推進するため、特定有人国境離島地域を有する都道府県（※）や市町村等が実施する運賃低廉化、物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充等に必要な経費の一部を補助する。

※北海道、東京都、新潟県、石川県、島根県、山口県、長崎県、鹿児島県

令和8年度予算（案） **55億円**
（令和7年度当初予算 50億円）

※令和7年度補正予算 6.5億円

1) 運賃低廉化

- 離島住民向けの航路・航空路の運賃について、
航路についてはJ R運賃並、
航空路については新幹線運賃並への引き下げ。
→燃料高騰等に伴う運賃値上げへの対応。

2) 物資の費用負担の軽減

- 農水産物（生鮮品）全般の移出に係る輸送コストを低廉化。
- 原材料等（飼料、氷、箱等）の移入に係る輸送コストを低廉化。
→燃料高騰等に伴う輸送費単価上昇への対応。

3) 雇用機会の拡充

- 民間事業者等による創業・事業拡大のための設備投資資金、人件費等運転資金を支援（最長5年間）。
- 離島の民間事業者と本土の人材とのマッチング等を目的とした事業の企画・開発、募集に係る経費を支援。
→島外からの移住者の拡大に向け、新規に雇用する従業員の移住に係る経費を支援対象に追加。

4) 滞在型観光の促進

- 「もう一泊」してもらうための旅行商品等の企画・開発、宣伝、実証、販売促進に係る経費を支援することにより、旅行者の実質負担を軽減。



国土交通省国土地理院の地図を基に総合海洋政策推進事務局が作成

特定有人国境離島地域

15地域・71島（8都道府県・29市町村）

人口：244,998人（令和2年国勢調査）

中小企業生産性革命推進事業

令和7年度補正予算額 3,400億円

(1) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課

(2) 中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム

(3) 中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課 (4) 中小企業庁 事業環境部 財務課

(5) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課、海外展開支援室、事業環境部 財務課、長官官房 総務課

事業の内容

事業目的

中小企業・小規模事業者は、物価高や米国関税による貿易環境の変化、過去最高水準の最低賃金引上げ、人手不足等の課題に直面している。それらに対応するためには、中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」を抜本的に強化し、持続的に賃上げを実現していく必要がある。そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資等を通じた生産性向上を促進するとともに、生産性が高く一定規模の事業者をターゲットとした大胆な設備投資・付加価値創出を促すための切れ目のない支援を行う。加えて、事業環境の変化による影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する総合的なソフト支援を実施する。

事業概要

成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するため、以下の事業を実施。

(1) 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）

売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、大胆な設備投資を支援。

(2) 中小企業デジタル化・AI導入支援事業（デジタル化・AI導入補助金）

中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援。

(3) 小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金）

小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援。

(4) 事業承継・M & A 支援事業（事業承継・M & A 補助金）

事業承継・M & Aに際し、設備投資やM&A前後（PMIを含む）での専門家活用費用等を支援。

(5) 総合的なソフト支援パッケージ事業

賃上げや米国関税等の影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する重点的なハンズオン支援をはじめとした総合的なソフト支援を実施。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) ～ (4)



(5)



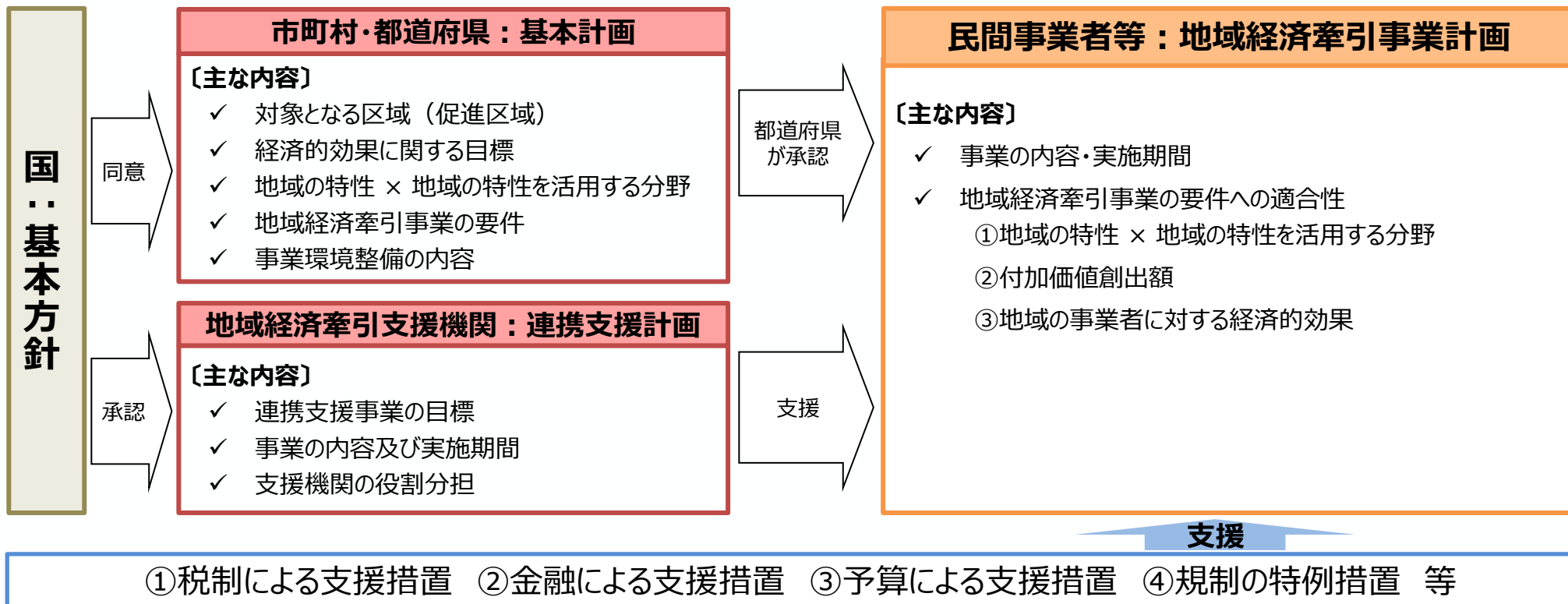
成果目標

各事業を通じて事業者の成長や生産性向上を促し、事業終了後の生産性、賃金等の向上を目指す。

地域未来投資促進法（2017年7月施行）の概要

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）

- 地域未来法は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進するもの。
- 国の基本方針に基づき、市町村・都道府県は基本計画を策定し、国が同意。同意された基本計画に基づき、民間事業者等は地域経済牽引事業計画を策定し、都道府県知事が承認。
- 国の基本方針に基づき、地域経済牽引支援機関（公設試・大学等）は連携支援計画を策定し、国が承認。



中小企業実態調査委託費

令和8年度予算（案） 20億円（20億円）

- （1）（2）中小企業庁 事業環境部 調査室
- （3）経済産業政策局 地域経済産業政策課
- （4）中小企業庁 事業環境部 企画課
- （5）中小企業庁 経営支援部 商業課
- （6）中小企業庁 経営支援部 経営支援課
- （7）福島復興推進グループ 総合調整室

事業目的・概要

事業目的

本事業は、中小企業を取り巻く環境や財務・経営情報に関する調査を実施することにより、多種多様な中小企業の実態や課題を的確に把握し、中小企業政策の適切な企画立案及び実施、評価を行うためのものである。加えて本事業は、国や地方自治体による効果的かつ効率的な地域活性化政策等の立案を可能とすることを目的としており、地域の課題に応じた活性化対策についての調査・研究や、賃上げや投資、輸出等の外需獲得に積極的で、地域経済を飛躍的に押し上げる「100億企業」や地域の社会課題解決の担い手となる「ローカル・ゼブラ企業」の創出・育成のためのエコシステム定着促進に向けた調査・分析を行う。さらに、経営課題の解決に資する人材の確保・活用等に対する経営者の意識改革やノウハウ向上等に向けた調査を行う。また、原子力被災地域における事業・なりわい再建、新産業の創出、交流人口・関係人口の拡大等に資する効果的な経済対策を実施するための調査を行う。

事業概要

- （1）中小企業実態基本調査：中小企業の売上高、財務情報、従業者数、経営情報等を継続的に調査・集計し、中小企業の実態の基礎的なデータを提供する。
- （2）中小企業実態・対策調査：中小企業白書・小規模企業白書を作成するほか、事業環境の変化が中小企業に与えている影響等に関する調査を行う。
- （3）地域経済産業活性化対策調査・分析：地域活性化に資する政策テーマを選定の上で、状況把握や政策企画のための実態調査・分析を実施し、報告書等を取りまとめる。
- （4）中小企業の持続的・構造的賃上げに向けた調査・分析：中小企業の持続的な賃上げに向けては、「稼ぐ力」の強化が引き続き重要。今般措置している100億宣言企業への支援策を通じて醸成された成長機運を全国各地へと伝播させていくべく、その具体的手法について調査・分析を行う。
- （5）ローカル・ゼブラ企業創出・育成のためのエコシステム定着促進に向けた調査・分析：各地におけるローカル・ゼブラ企業の創出・育成に向け、社会的インパクト評価・活用手法や地域や業種を超えて知見を共有するコミュニティの取組を社会実装するために必要な要素について調査・分析する。
- （6）地域中小企業人材確保支援等調査・分析：自社が抱える経営課題の解決に向け、多様な人材の確保・育成・活用や職場環境改善による人材の定着を図るため、人材戦略の検討・策定・実行のための取組や、中小企業等に対する副業・兼業への理解促進や業務の切り出し等の経営支援機関の支援能力向上のための方策について調査・分析を行う。
- （7）被災地域の経済産業活性化等調査・分析：被災地域の経済回復に資する政策テーマを選定し、状況把握や政策企画のための実態調査・分析を実施し、報告書等を取りまとめる。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

短期的には、中小企業施策等の政策立案の基盤となる調査のうち個別政策に関する内容を8割以上行うことを目指す。

長期的には、令和2年度から令和7年度の5年間で、中小企業の従業員一人あたりの付加価値額の5%向上を目指す。

ものづくり商業サービス省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業

2,960億円（中小企業等事業再構築促進基金を活用 令和7年に再編）

中小企業庁 経営支援部
イノベーションチーム

事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援するとともに、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

（１）新事業進出・ものづくり商業サービス補助金

中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援する。

（２）中小企業省力化投資補助金

①カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

②一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

事業スキーム

国

補助
(基金)

独立行政法人
中小企業基盤整備機構

補助
(1/2、2/3)

中小企業等

枠・類型、補助上限額、補助率

	枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅賃上げを行う場合	補助率
新事業進出・ものづくり商業サービス補助金	革新的新製品・サービス枠	5人以下 750万円 (850万円) 6～20人 1,000万円 (1,250万円) 21～50人 1,500万円 (2,500万円) 51人以上 2,500万円 (3,500万円)	1/2、小規模・再生2/3 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）
	新事業進出枠	20人以下 2,500万円 (3,000万円) 21～50人 4,000万円 (5,000万円) 51～100人 5,500万円 (7,000万円) 101人以上 7,000万円 (9,000万円)	1/2 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ
	グローバル枠		2/3
中小企業省力化投資補助金	カタログ注文型	5人以下 500万円 (750万円) 6～20人 750万円 (1000万円) 21人以上 1,000万円 (1,500万円)	1/2
	一般型	5人以下 750万円 (1,000万円) 6～20人 1,500万円 (2,000万円) 21～50人 3,000万円 (4,000万円) 51～100人 5,000万円 (6,500万円) 101人以上 8,000万円 (1億円)	1/2、小規模・再生 2/3 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）

令和8年度当初予算案 21億円（15億円） ※（）内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 352億円

1 事業の目的

最低賃金の引上げに向けた環境整備のため、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けて支援する。

2 事業の概要・スキーム等

【事業概要】

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。



【対象事業場】

事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること

【見直し内容】

- ・助成率の区分を見直し、4コース制（30円,45円,60円,90円）の賃金の賃金引上げ額を3コース制（50円,70円,90円）に再編
- ・募集時期を令和8年9月1日から令和8年度地域別最低賃金の発効日の前日まで又は同年11月末日までのいずれか早い日に重点化
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業場から、事業場内最低賃金が令和8年度地域別最低賃金未満の事業場に対象を拡充

【助成上限額】

（単位：万円）

引き上げる 労働者数	引上げ額		
	50円	70円	90円
1人	30(40)	40(50)	90(100)
2～3人	40(70)	50(100)	150(240)
4～5人	70	130	270
6～7人	90	180	360
8人以上	110	230	450
10人以上（※）	130	300	600

※1 引上げ労働者数10人以上の上限額は一定の要件を満たした場合に適用

※2 「引上げ額」欄の（ ）は事業場規模30人未満

【助成率】

事業場内最低賃金 1,050円未満	事業場内最低賃金 1,050円以上
4/5	3/4

3 実施主体等

厚生労働省（都道府県労働局）



中小企業等

4 事業実績

◆ 支給件数：17,616件

※ 令和6年度実績

中小企業生産性革命推進事業

令和7年度補正予算（案） 3,400億円

- （1）中小企業庁 経営支援部 経営支援課
 （2）中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム
 （3）中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課 （4）中小企業庁 事業環境部 財務課
 （5）中小企業庁 経営支援部 経営支援課、海外展開支援室、事業環境部 財務課、長官官房 総務課

事業の内容

事業目的

中小企業・小規模事業者は、物価高や米国関税による貿易環境の変化、過去最高水準の最低賃金引上げ、人手不足等の課題に直面している。それらに対応するためには、中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」を抜本的に強化し、持続的に賃上げを実現していく必要がある。そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資等を通じた生産性向上を促進するとともに、生産性が高く一定規模の事業者をターゲットとした大胆な設備投資・付加価値創出を促すための切れ目のない支援を行う。加えて、事業環境の変化による影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する総合的なソフト支援を実施する。

事業概要

成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するため、以下の事業を実施。

- （1）中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）
売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、大胆な設備投資を支援。
- （2）中小企業デジタル化・AI導入支援事業（デジタル化・AI導入補助金）
中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援。
- （3）小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金）
小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援。
- （4）事業承継・M & A 支援事業（事業承継・M & A 補助金）
事業承継・M & A に際し、設備投資やM&A前後（PMIを含む）での専門家活用費用等を支援。
- （5）総合的なソフト支援パッケージ事業
賃上げや米国関税等の影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する重点的なハンズオン支援をはじめとした総合的なソフト支援を実施。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（1）～（4）



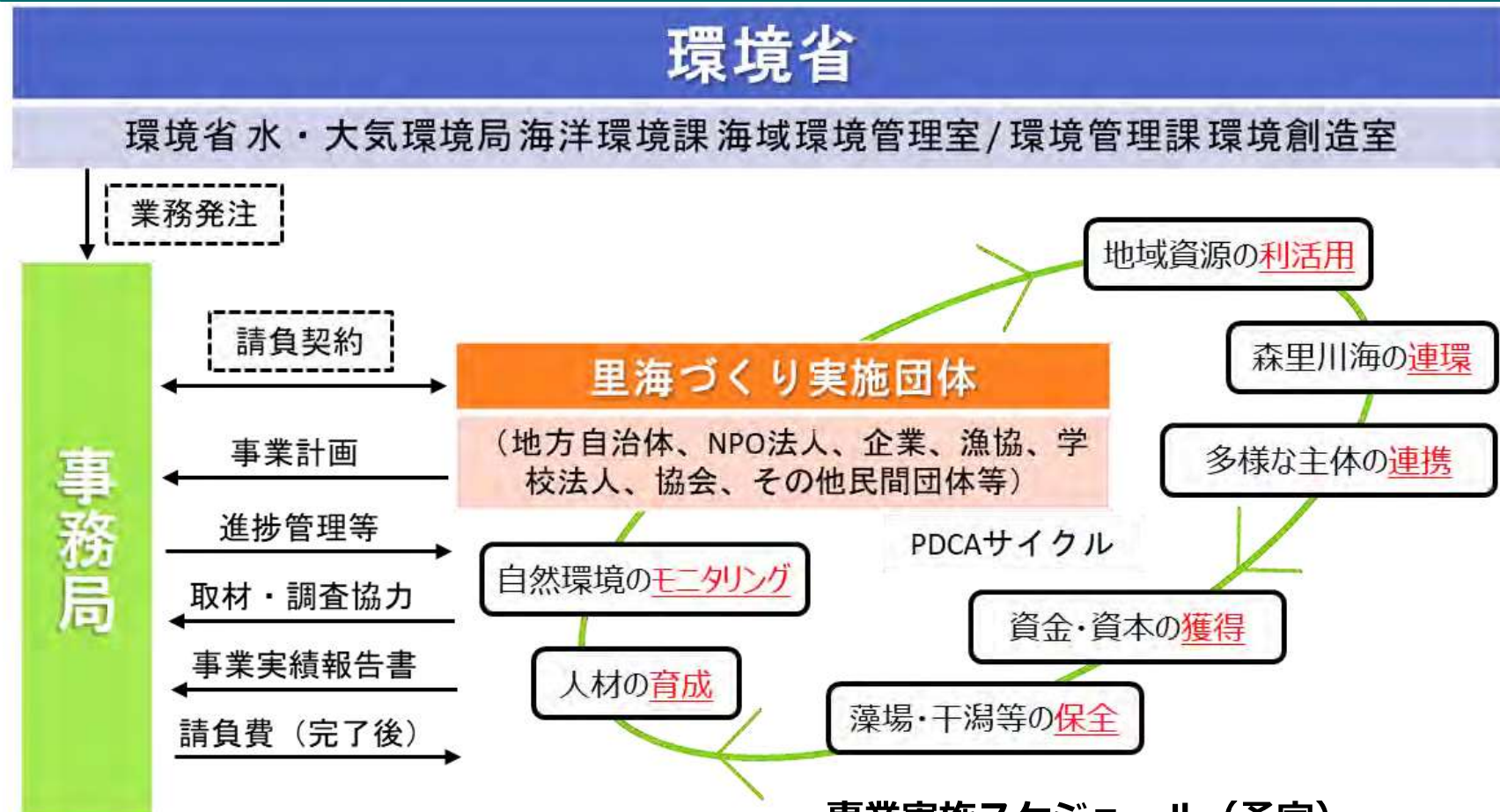
（5）



成果目標

各事業を通じて事業者の成長や生産性向上を促し、事業終了後の生産性、賃金等の向上を目指す。

事業のスキームについて



- ◆ 1 団体あたりの事業上限額（令和8年度）は**450万円**（税込み）
- ◆ 希望する場合は、最大2年間のモデル事業の実施が可能ですが、**継続審査**や、令和9年度以降は予算確保次第で事業の内容を申請内容から**変更していただく**ことがありますのでご留意ください。

事業実施スケジュール（予定）

令和8年 4月～	初回打合せ、活動計画の協議等
5月～	打合せ、伴走支援等
令和9年 2月頃	活動結果報告会
2月末	報告書提出
3月頃	事業継続審査（2力年での事業を希望する場合）

地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・P R等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体：地方公共団体（地域要件あり）

○活動期間：概ね1年以上3年以下 ※ 最大5年とする特例あり（R8～）

○地方財政措置：＜特別交付税措置：R8＞

・地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：350万円／団体を上限

・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限

・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等

・地域おこし協力隊員の活動に要する経費：550万円／人を上限（報償費等：350万円、その他活動経費：200万円）

・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限

・**地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：100万円／人を上限（任期2年目から任期終了後3年以内の起業・事業承継が対象）**

※新たな雇用の創出等の要件を満たす場合…200万円／人に上限額を引き上げ（R8～）

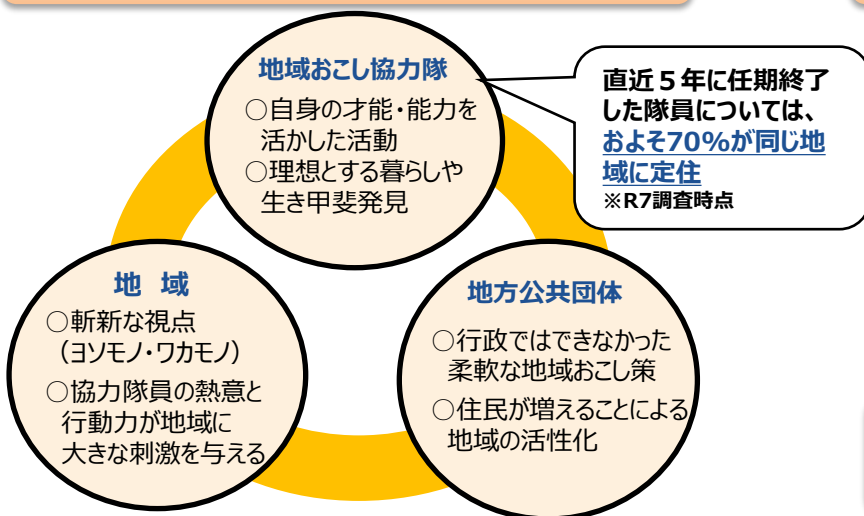
・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

・JETプログラム参加者等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援に要する経費（200万円／団体を上限）

・外国人の隊員へのサポートに要する経費（100万円／団体を上限）

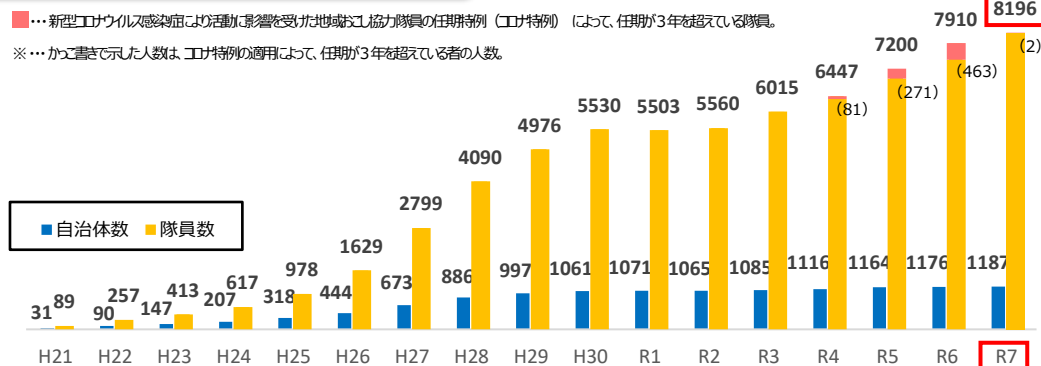
地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



隊員数、取組自治体数の推移

⇒ **隊員数10,000人を目標**



隊員の**約4割は女性**

隊員の**約6割が20歳代と30歳代**

直近5年に任期終了し定住した隊員については、**およそ46%が起業**※R7調査時点

地域おこし協力隊の推進に要する経費

R8 当初予算額 : 252百万円
R7 補正予算額 : 118百万円
(R7 当初予算額 : 248百万円)

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和7年度は8,196人であり、隊員数を10,000人とする目標を掲げている（地方創生に関する総合戦略）。
- 目標の達成に向けて、**情報発信の強化、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの充実等の取組**により地域おこし協力隊の取組を更に強化し、**地方への新たな人の流れを力強く創出する。**

制度周知・隊員募集

■ 戦略的な広報の取組強化

- ・ インターネット広告やホームページ、SNS等による制度の周知を、ターゲットに応じて戦略的に実施する取組を強化し、隊員のなり手の更なる掘り起こしおよび応募者と自治体のマッチング強化を行う。

■ 課題を抱えている自治体に対する伴走支援

- ・ 地域おこし協力隊の活用を検討する地方公共団体へ地域おこし協力隊の知見・ノウハウ等を有するアドバイザーを派遣することにより、伴走支援を行う。

■ 「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

- ・ 地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方が参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、制度を周知するとともに、隊員同士の学びや交流の場等を提供する。



隊員活動期間中

■ 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」等の推進

- ・ 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」において、令和6年度中に立ち上げた会員専用の情報共有・交流プラットフォームを活用し、情報収集・発信、隊員や協力隊経験者の活動支援等に取り組む。
- ・ 各地域における、協力隊経験者等によるネットワークの円滑な運営を推進することにより、より身近できめ細やかなサポート体制を構築する。

■ 「地域おこし協力隊サポートデスク」による相談体制の確保

- ・ 隊員や自治体職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供する。

■ 各種研修会等の実施

- ・ 初任者研修やステップアップ研修といった隊員の「段階別」の研修を実施するとともに、隊員の孤立化の防止に向けて、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化し、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施する。

- ・ より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援等のため、自治体職員向けの研修等を実施する。



- ・ 隊員の起業・事業承継等を支援するため、「起業・事業化研修」等の取組を強化し、専門家のアドバイスによるビジネスプランの磨き上げ、事業実現に向けたサポート等の充実を行う。

任期後

起業・定住

地域への
人材還流を
促進！

特定地域づくり事業協同組合制度

R8当初予算額

(R7当初予算額

6.2億円

5.6億円)

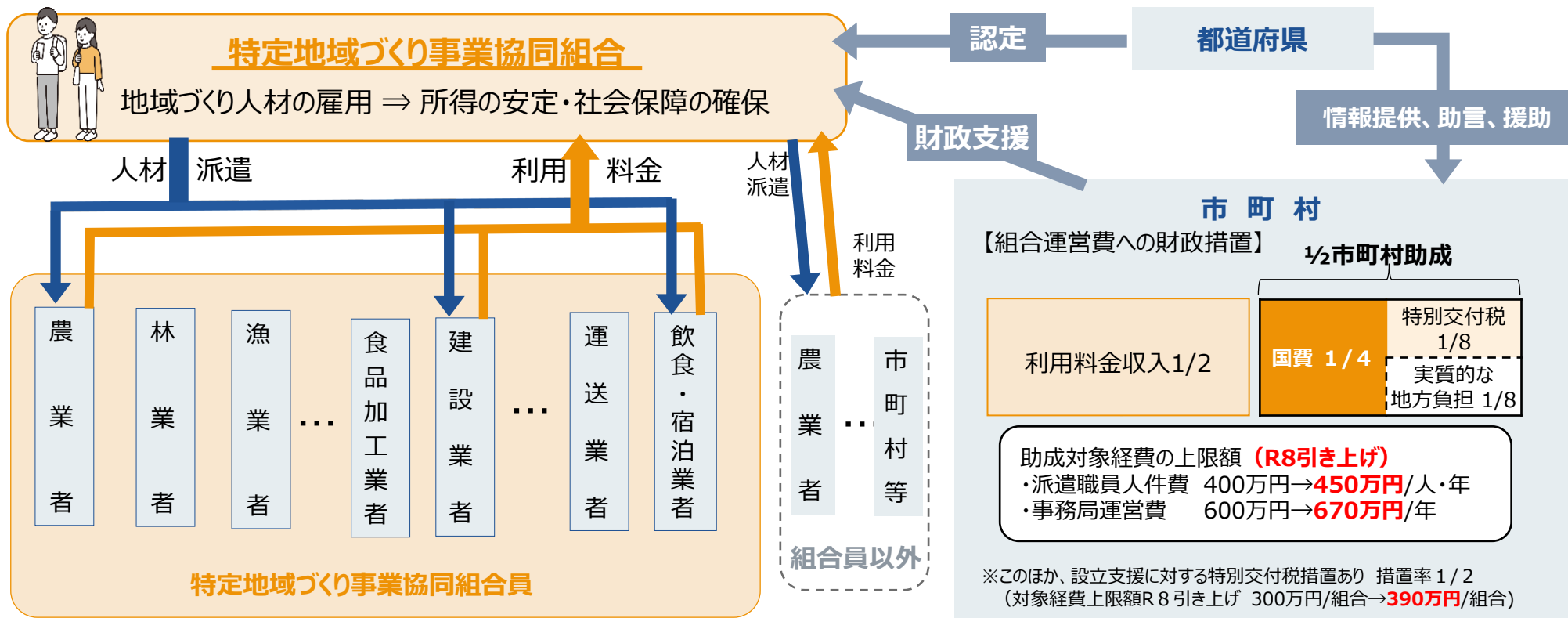
※内閣府予算計上

PR動画は

こちら→



- 地域人口の急減に直面している地域において、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る。



POINT

- 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出、地域の担い手を確保
- 対象は、人口規模や密度等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
- 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 令和7年3月に改正法が成立し、組合員以外への派遣について利用規制を緩和
 （員内利用の20%まで → 関係市町村等への派遣に限り、員外利用規制の上限を員内利用の50%まで緩和）

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

令和8年度当初予算案 7.0 億円（11.4億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると厚生労働大臣が認める地域（同意雇用開発促進地域）等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して助成を行い、地域的な雇用構造の改善を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

事業の概要

同意雇用開発促進地域等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して、設置・整備費用及び対象労働者の増加数等に応じて一定額を助成する（1年ごとに3回の助成）。

対象地域

雇用開発促進・改善地域メニュー	○ 同意雇用開発促進地域（下記全ての要件を満たし、かつ、厚生労働大臣が同意をした地域） （1）「最近3年間の有効求職者数／労働力人口」が全国平均以上 （2）「最近3年間の有効求人倍率」又は「最近1年間の有効求人倍率」が全国平均の2／3以下 ただし、全国平均の2／3が1を超える場合は1、0.67未満の場合は0.67以下 ○ 最近1年間の有効求人倍率が1倍未満の過疎・離島地域等であって、厚生労働大臣が指定する地域
特定有人国境離島地域等メニュー	○ 関係法に基づく特定有人国境離島地域、奄美群島及び小笠原諸島

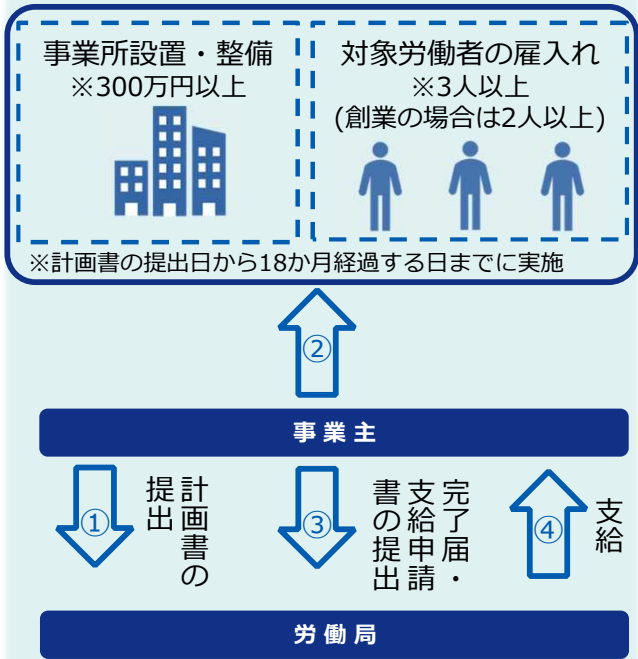
助成内容

設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、下表の額を助成

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	3（2）～4人 （注）括弧は創業の場合	5～9人	10～19人	20人～
300万円以上	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

- ※1 中小企業事業主は、初回支給のみ、上表の額の1.5倍を支給
- ※2 創業の場合は、初回支給のみ、上表の額の2倍を支給
- ※3 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参画事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者1人あたり50万円を上乗せして支給
- ※4 「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給
- ※5 大規模雇用開発計画を策定する事業主については、上表の額にかかわらず、設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、最高2億円を支給

スキーム



実施主体

都道府県労働局

実績

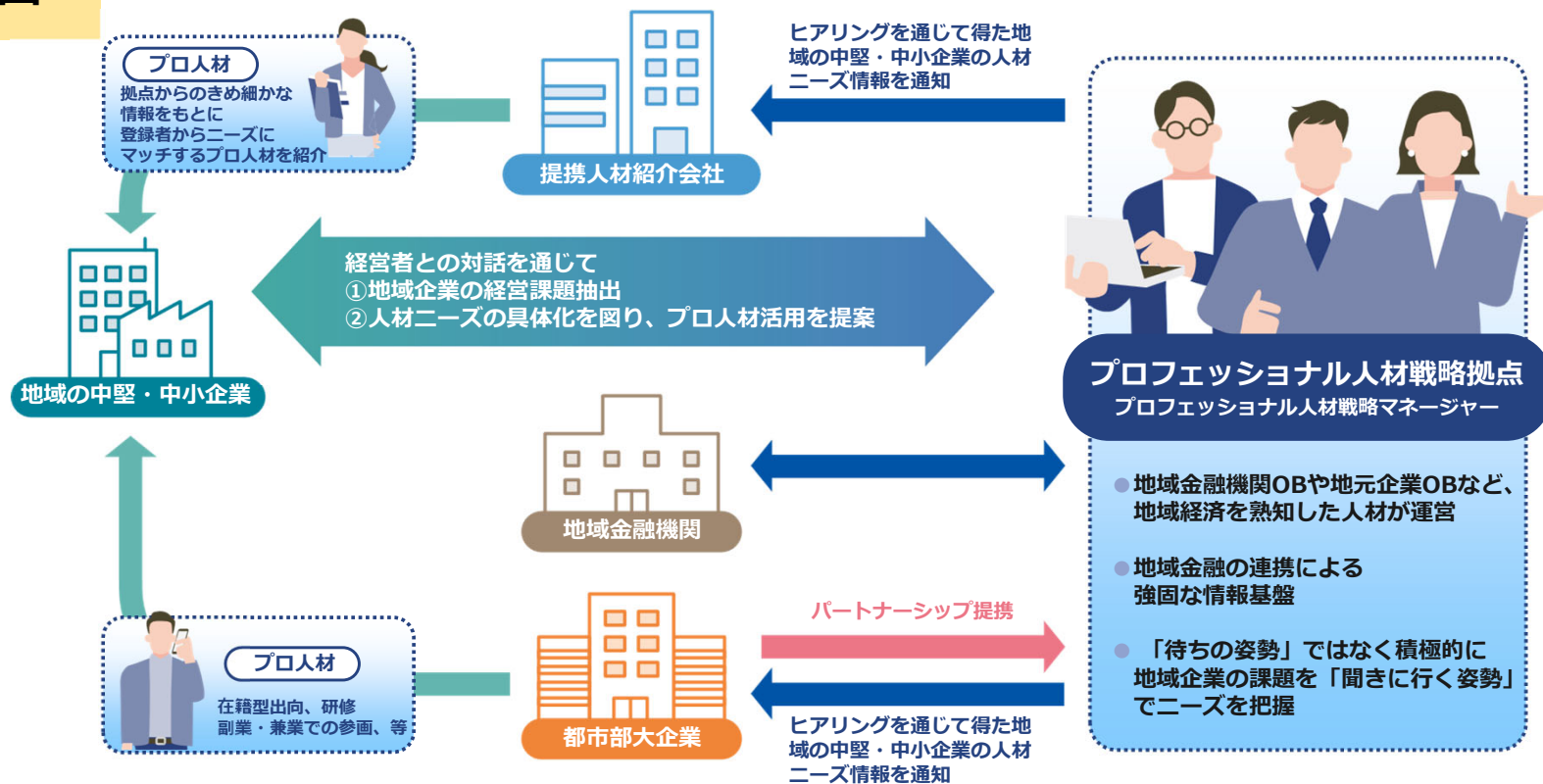
令和6年度支給額：3.3億円

プロフェッショナル人材事業概要

事業概要

- 外部人材の活用による地域企業の経営課題解決等を後押しするため、プロフェッショナル人材戦略拠点（各道府県に設置）が、地域企業とプロフェッショナル人材のマッチングをサポートする事業。
 - 内閣府はプロ拠点の運営事業経費や人材紹介手数料等の補助を実施。その結果、プロ拠点では常勤雇用、副業・兼業ともに成約実績が順調に伸びている。とりわけ、近年は副業・兼業分野の伸びが著しい。
 - 地方創生における取組として、副業・兼業の活用を促進するための補助制度を導入（R7年度より）
- ▶ **地域企業の副業・兼業人材に対する心理的・資金的ハードルを下げ、更なる活用促進を図る。**

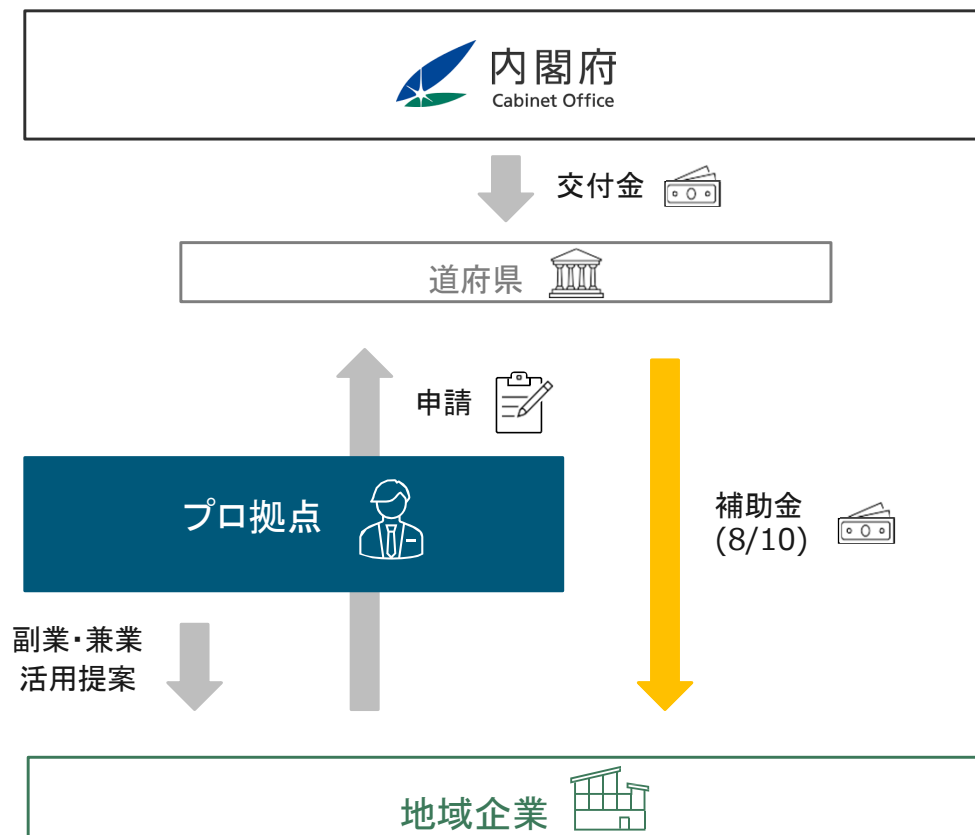
スキーム図



副業・兼業人材活用促進事業の概要

■ 副業・兼業に係る費用の一部を補助する制度を設け、地域企業の副業・兼業人材活用を促進する。

事業概要



補助金概要

補助対象

- 各道府県に設置されたプロフェッショナル人材戦略拠点を通して副業・兼業人材活用を行う地域企業

支援企業の要件

- プロフェッショナル人材戦略拠点を通して副業・兼業人材を初めて受け入れる事業者（プロ拠点を通じない利用は含まない）

対象費用

- 副業・兼業人材活用により発生する以下の費用
 - 人材紹介事業者へ払う紹介手数料
 - 副業・兼業人材に支払う報酬、移動費
- ※交付対象となる副業・兼業人材との契約期間は、**6か月**を上限とする

交付額

- 上記に掲げる経費のうち最大8/10を補助
- 1件あたりの上限額は500千円

その他

- 対象はプロ拠点を通じた案件のみとする

離島漁業再生支援等交付金

令和8年度予算概算決定額 1,094百万円（前年度 1,164百万円）

<対策のポイント>

離島漁業を維持・再生させるため、離島の漁業集落における漁場の生産力向上のための取組及び漁業の再生に関する実践的な取組等を支援します。

<事業目標>

- 離島漁業者の漁業所得を維持（対象漁業就業者の年間平均漁業所得を維持〔令和11年度まで〕）
- 離島漁業者の減少率を抑制（対象漁業就業者の減少率を全国の漁業就業者の減少率と同水準に抑制〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 離島漁業再生支援交付金

① 離島漁業再生事業

離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島において、「漁場の生産力の向上に関する取組」や「漁業の再生に関する実践的な取組」を共同で実施する漁業集落に対し、交付金を交付します。

② 離島漁業新規就業者特別対策事業

「浜の活力再生プラン」を策定する離島地域の漁業集落において、漁協等から漁船等のリースを受ける独立して3年未満の新規漁業就業者に対し、リース料の一部を支援するための交付金を最長3年間交付します。

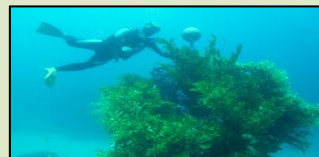
2. 特定有人国境離島漁村支援交付金

有人国境離島法において定められた特定有人国境離島地域において、漁業や海業の起業又は事業拡大により雇用を創出する際に要する経費等を支援するための交付金を交付します。

1. 離島漁業再生支援交付金

【交付対象活動】

- ① 離島漁業再生事業
 - ア 漁業の再生に関する話し合い等
 - イ 漁場の生産力の向上に関する取組
種苗放流、漁場の管理・改善、
産卵場・育成場の整備、漁場監視等
 - ウ 漁業の再生に関する実践的な取組
新規漁業・養殖業への着業、
低・未利用資源の活用、高付加価値化、
販路拡大、海洋レジャーの取組等
- ② 離島漁業新規就業者特別対策事業
新規漁業者に対し、漁船、漁労設備、
消耗品でない漁網及び漁具のリース料の
一部を支援します。



イカ産卵礁の整備



モズクの新規養殖



2. 特定有人国境離島漁村支援交付金

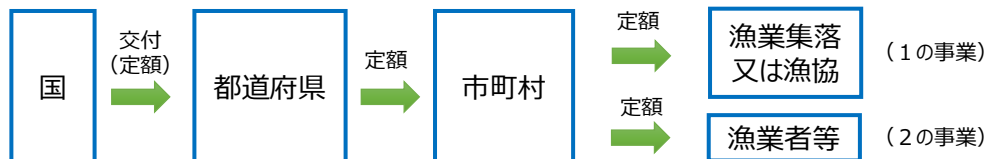
【取組事例】

地域の水産物を利用した漁家レストランや直売所を新たに開設した場合に要する経費を支援します。



【お問い合わせ先】 水産庁防災漁村課（03-6744-2392）

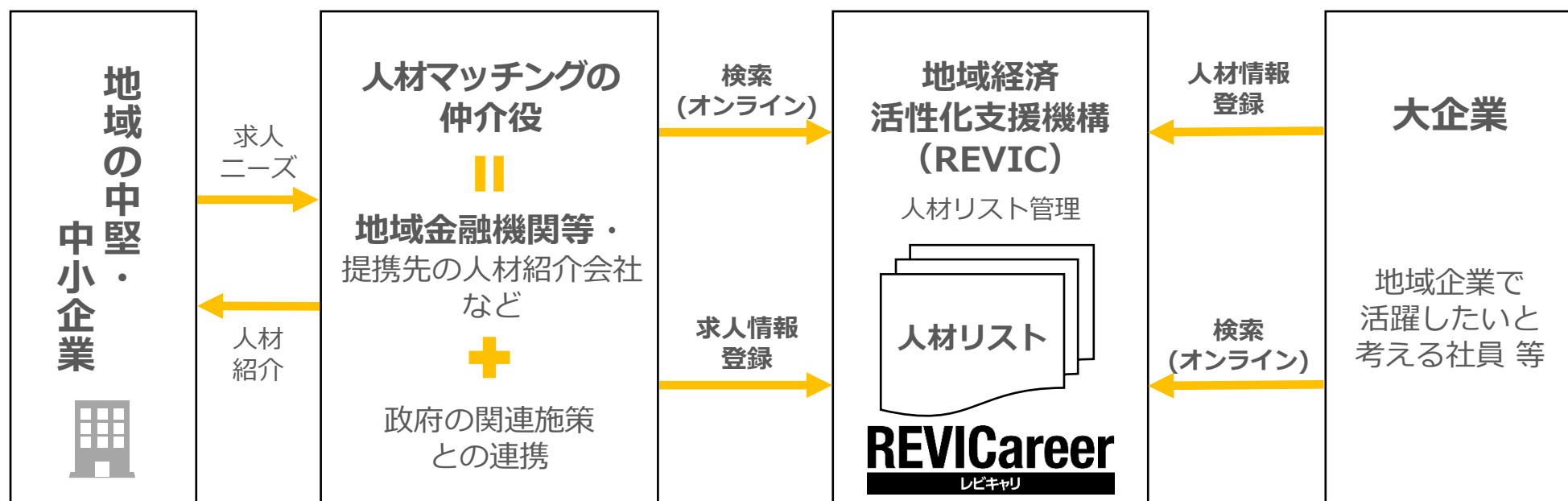
<事業の流れ>



地域企業経営人材マッチング促進事業の概要

- ◆ 地域での活躍をお考えの大企業の方と地域の中堅・中小企業を地域金融機関等がマッチングするための人材プラットフォーム「REVICareer（レビキャリ）」が整備されています。
- ◆ 転籍でのマッチングに加え、兼業・副業、出向といった多様な形態でのマッチングが可能です。

□ 地域企業経営人材マッチング促進事業（スキーム）



地域企業による大企業人材の採用

○ 採用形態・年収に応じて給付

転籍：上限420万円 兼業・副業、出向：上限200万円

※ 「大企業」とは、資本金10億円以上又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える法人をいいます。

サテライトオフィスの誘致



- 地方における雇用機会の創出や移住・定住の促進、産業の創出に向けて、**サテライトオフィスの誘致に取り組む自治体**を支援し、都市部から地方へのヒト・情報の流れの創出を更に加速する。

「お試しサテライトオフィス」に係る財政措置

特別交付税

ソフト事業が対象

【対象経費】

- ・ 都市部の企業のお試し勤務の誘引に要する経費（都市部におけるPR経費等）
- ・ お試し勤務環境の用意に要する経費（オフィスの賃料等（原則、ハード事業は対象外））
- ・ お試し勤務期間中の活動に要する経費（交通費、地元企業とのビジネスマッチングイベント開催費等）

対象経費の上限額：1,000万円

（措置率0.5・財政力補正あり）

※以下の区域外で行う取組が対象（都道府県・1,574市町村）

①首都圏整備法に基づく「既成市街地」及び「近郊整備地帯」

②首都圏等財特法施行令第1条で定める区域

③近畿圏整備法に基づく「既成都市区域」

地方債

ハード事業が対象

サテライトオフィス誘致支援施設の整備に対して、**地域活性化事業債**が活用可能（充当率90%、交付税算入率30%）

特設サイトによる情報発信

- 総務省の特設サイトにおいて、企業のお試し勤務を受け入れる施設や地域の情報などを掲載

（掲載例）

信濃町ノマドワークセンター



所在地	〒389-1303 長野県上水内郡信濃町野尻1200-45
ホームページ	https://nwc.natureservice.jp
設備	wi-fi、コピー機、3Dプリンター、レーザーカッター、ボール盤、溶接機等
施設概要	施設は、上信越自動車道信濃町ICから7分の場所にあり、ワークスペース（40人収容可）、会議スペース3室、メイクラボ、ロボットテストフィールド等を完備し、IT企業だけでなくAIやロボティクス分野まで対応し、実証実験を行える施設です。 利用方法は、法人向けで1週間、1ヶ月単位での貸し切りプランでの施設となっており、滞在期間中にウォータースポーツやトレッキング等の様々なアクティビティを組み込みワーケーションとしての利用提案もできます。
近隣施設	オートキャンプ場（併設）、コンビニエンスストア（車で5分）、温泉施設（車で9分）
滞在施設	野尻湖周辺及び黒姫高原周辺の宿泊施設を紹介

POINT

- お試し勤務の受入れを通じたサテライトオフィス誘致を支援
- ソフト・ハード両面について支援

地域活性化起業人



総務省HP

ポイント

- **企業の社会貢献**（市町村との連携協定の具体的方策として活用など）
- 社員の**スキルアップ**（提携先市町村を通じた地域企業とのネットワーク形成など）
- **シニア社員**の退職後の**新たな活躍の場**として **【R7.4～新規：地域活性化シニア起業人】**

民間企業

三大都市圏や**政令市・中核市・県庁所在市**（※1）に所在する企業、社団等

【企業派遣型】

- ・企業と自治体が協定を締結
- ・受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上**
- ・派遣期間は**6か月から3年** など

【副業型】

- ・企業に**所属する個人**と自治体が契約を締結
- ・受入自治体における現地滞在日数は**月1日以上**
- ・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**（リモート可）
- ・契約期間は**6か月から3年** など

社員個人

協定締結

即戦力人材
（ノウハウ・知見）

給与等の
一部負担など

契約締結

シニア個人

地域活性化シニア起業人

※要件は副業型と同一

～企業で活躍したシニア層を課題解決の即戦力に～

地方自治体

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち条件不利地域など
（対象：1,433市町村（※2））

【企業派遣型】

- ・社員の給与等の経費を、協定に基づき自治体が一部負担
（国は自治体に対して**上限610万円/人（※）**を支援）
※令和8年度から引き上げ

【副業型】【シニア起業人】

- ・期間中に要する経費を、契約に基づき自治体が一部負担
（国は自治体に対して、
報償費 上限100万円/人
+ 旅費 上限100万円/人
（合計の上限200万円/人）を支援）

退職後

※1 三大都市圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市も対象に

地域活性化起業人のマッチングプラットフォーム

地域活性化起業人制度の更なる推進のため、自治体や企業、副業に関心のある個人等が、それぞれ、抱える課題や来てもらいたい民間のスペシャリスト人材、自らが提供できるソリューションを登録し相互に交流できる場を構築しました！

登録・活用はこちらから→



自治体

民間のスペシャリスト人材を活用したいニーズ

- 民間企業や退職した個人の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用して地域の課題を解決
- 外部の視点・スピード感覚で取組を展開

マッチング プラットフォーム

自治体や
企業、個人が、
それぞれのニーズを
登録

企業や副業に関心のある個人等

多彩な経験による人材の育成、企業の社会貢献、新しい地域との関係構築などのニーズ

- 民間企業の社会貢献
- 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

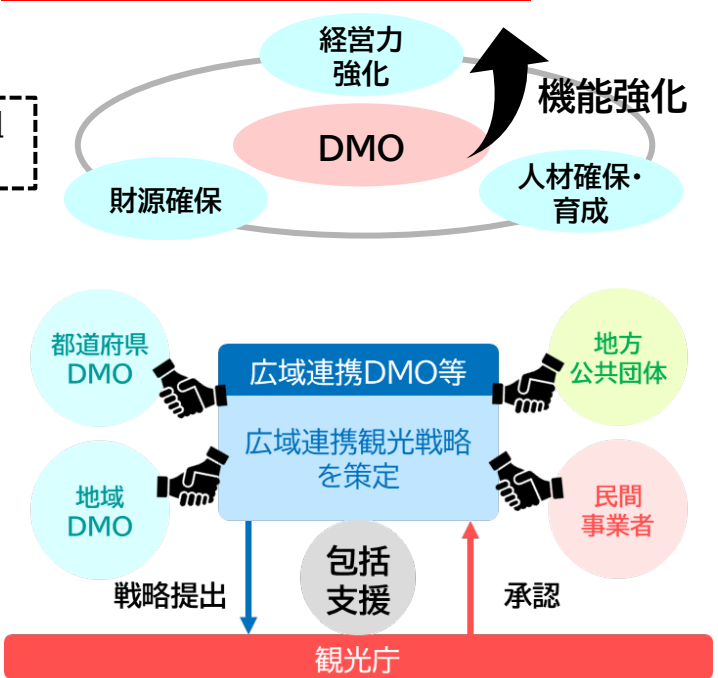
事業目的・背景・課題

- 訪日外国人旅行者数が増加する一方で、外国人延べ宿泊者数の約7割が三大都市圏に集中し、一部の地域や時間帯における観光客の過度な集中等の課題も顕在化していることから、地方誘客・地方分散の更なる促進が必要不可欠。
- また、観光の恩恵を地域全体に行き渡らせるためには、個々の事業者等による「点」での取組のみならず地域一体となった「面」での観光地域づくりの取組を推進することが重要。
- このため、観光地域づくり法人（DMO）が観光分野における地域の“司令塔”としての役割を果たせる体制整備・機能強化を図るとともに、中期的な目線に基づくより広域的な戦略の下、関係者とも連携し、地域の実情に応じた柔軟かつ弾力的な事業を推進することにより、地方誘客、地域周遊・長期滞在の促進を図る。

事業内容

- 1. ①【DMOの体制整備・機能強化事業】
観光地域づくりの司令塔となるDMOが行う以下の取組に係る費用を支援。
a. 外部専門人材の登用 b. 中核人材の確保及び育成に資する取組
c. 安定的な財源・人材の育成に資する取組 d. 業務DXの取組
- ②【広域連携観光促進事業】
地方公共団体、都道府県DMO・地域DMO、民間事業者と連携し広域連携DMOが策定する広域連携観光戦略に基づく取組を支援。
a. 調査・戦略策定 b. 滞在コンテンツの企画開発
c. 受入環境整備 d. 旅行商品流通環境整備
e. 情報発信・プロモーション
- 2. 【優良モデルの構築と横展開】
全国のDMOの優良モデルを構築するための集中的な支援を行うとともに、そのノウハウの横展開を図る。

事業イメージ



事業スキーム

- ・事業形態：1. 間接補助事業（補助率① a～c 定額（上限1,500万円等）、d 1/2 ② 2/3） 2. 調査事業等
- ・補助対象・請負先：1. 国→民間事業者→登録DMO、地方公共団体等 2. 民間事業者
- ・事業期間：令和8年度～

地方創生移住支援事業

○地方へのUIIターンによる就業・起業者等の創出を通じ、中小企業や農林水産業等の地域の担い手の確保等を地域未来交付金により支援。



<資金の流れ>

国から都道府県に交付金を交付し、移住者には市町村から支援金を支給。



事業概要

東京23区に在住又は通勤の方が、地方へ移住して起業や就業等を行う場合に、移住支援金を支給。

対象者

- ・移住前の10年間で通算5年以上かつ直近1年以上、東京23区内に在住又は東京圏（条件不利地域を除く）から23区へ通勤している者

地方へ移住

移住先

- ・東京圏外又は東京圏のうち条件不利地域の市町村に移住し、地域の担い手等として、
① **地域の中小企業**※³や**農林水産業**等への就業
② 地域課題の解決を目的とした**起業**※⁴
③ テレワークにより移住前の業務を継続※⁵
等を実施

- ※³ 都道府県のマッチングサイトに掲載された対象求人等へ就業する必要がある
- ※⁴ 別途、地方創生起業支援事業の交付決定を1年以内に受けている場合
- ※⁵ 移住先の自治体が本事業を実施していることが必要であり、③は自治体の任意

移住支援金を申請

受給

- ・移住して就業等ののち、移住先の市町村へ申請し、市町村より移住者に移住支援金を支給

※¹ 東京圏：東京、埼玉、千葉、神奈川（条件不利地域※²を除く）

※² 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）等

地方創生移住支援事業の拡充

- 地方創生を推進するデジタル田園都市国家構想交付金により、地方自治体による高等教育費の負担軽減に向けた支援を促しつつ、大学卒業後に地方に移住する学生への支援を強化する。「こども未来戦略」【抜粋・一部省略】（令和5年12月22日閣議決定）

地方就職学生支援事業（地域未来交付金の内数）

- 地方創生の観点から、東京都内に本部を置く大学・大学院の学生が、卒業時に地方へUIターンすることを促進するため、

①地方の企業において実施される就職活動等に参加するための交通費への支援【R6新設】

②実際に地方に移住する際に要した移転費への支援【R7拡充】

を可能とすることにより、学生等の経済的負担を軽減する。

地方創生移住支援事業 ※1

(1) 移住支援事業

(2) 地方就職学生支援事業(新設)

(3) マッチング支援事業

※1 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）は、条件不利地域を除き本事業の対象外

対象者

大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等の卒業・修了から1年以内であること。

補助内容

①就職活動等の交通費 1/2 ※在学中（卒業・修了年度）から申請・受給可能

②地方に移住する際に要した移転費

※就職して（企業に加え、農林水産業、家業等を含む）1年以内に申請

※上記①と②は、それぞれの経費毎に申請・受給可能

※本事業の対象となる就職活動等の期間や申請受付開始時期は、特に定めない

主な要件

移住先の自治体が地方公共団体による「奨学金返還支援」（下記参照）を実施していること

※移住支援金及び奨学金返還支援の両方を実施している自治体数1,318市町村（R7.4）

（奨学金返還支援は全都道府県が実施（R6.6））

<活用のポイント>

✓ 交通費と移転費の両方、またはいずれか片方でも申請が可能。

✓ 企業等に加え、農林水産業等の家業に就職・就業する場合も申請が可能。

（参考）地方公共団体による「奨学金返還支援」の取組の推進 実施団体：全都道府県が実施(R6.6)

- 地方公共団体による奨学金返還支援の取組の更なる拡大を促し、高等教育費の負担を軽減する。

学生時代



日本学生支援機構や地方公共団体等から奨学金を借入れ



地方公共団体が、域内の企業へ就職する場合などに、当該者の奨学金返還を支援

※地方公共団体が貸与する奨学金であれば減免

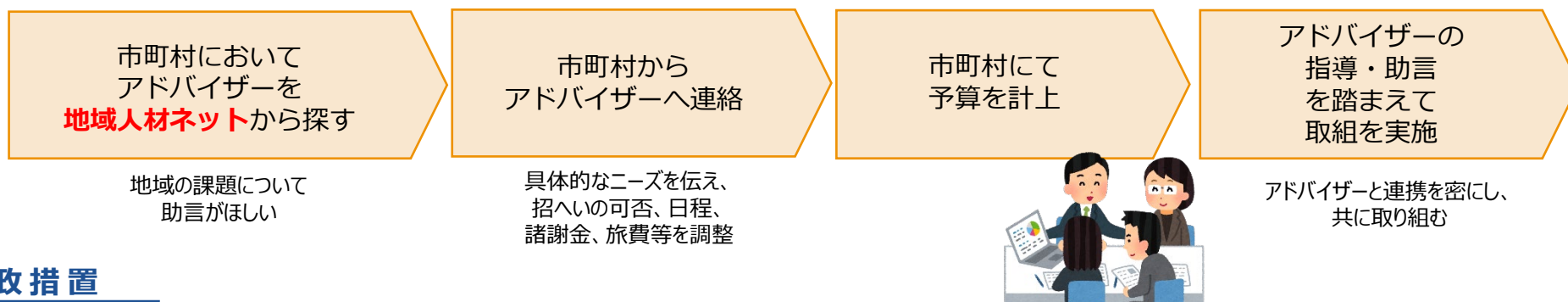
※一定の要件を満たせば、特別交付税措置の対象となる



地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置

地域人材ネット（地域力創造アドバイザー検索ページ）：<https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

アドバイザー派遣の流れ



財政措置

- 対象市町村
 - ① 三大都市圏外の市町村
 - ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村（対象：1,433市町村）
- 要件

活用市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ**10日以上招へい**し、取組を実施
- 財政措置の内容 ※財政力補正有り
 - 1 市町村当たり、以下に示す額を上限額として、特別交付税を措置（アドバイザー 1 人につき最大 3 年間招へい可能）
 - ・ 民間専門家活用（**610万円／年**）
謝金単価の上限は国の諸謝金等使用基準（9,300円/時）とする。
 - ・ 先進自治体職員（240万円／年）
謝金は対象外

アドバイザー活用事例

POINT

- 様々な分野の専門家をリストアップ
- 招へい経費について、最大（**610万円／年**）を特別交付税で措置
- 活用事例として、指導・助言によるワインコンクールでの受賞や、起業塾開講による多数の地域開業者の輩出、地域交通の利用者増など成功事例多数

活用事例集は
こちら→



クルーズ等訪日旅客の受入促進事業

事業目的・背景・課題

我が国へのクルーズ船寄港増加に伴う寄港地におけるオーバーツーリズムへの対応や国内クルーズの訪日旅客への認知度に課題がある。このため、本事業によりクルーズ旅客の円滑かつ安全な受入のための受入機能高度化や船社に選ばれる観光コンテンツの充実、国内クルーズのプロモーション等を図り、地方誘客や地域経済効果の最大化に向けた取組を推進する。

事業内容・事業イメージ

地方への更なる寄港促進

- ・クルーズ受入れに向けた安全性確認
- ・クルーズの受入に係る住民理解の促進やマナー啓発
- ・寄港プロモーションの実施

(イメージ)



航行安全調査

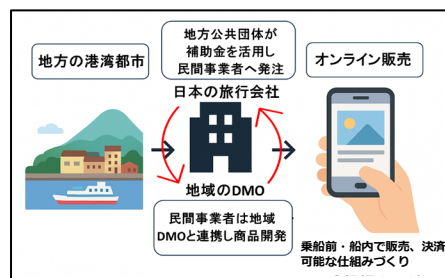


セミナーの開催

地域経済効果の創出

- ・寄港地観光ツアー及び海上観光の造成・販路拡大
- ・地場産品の消費スキームの構築

(イメージ)



寄港地観光販売のスキーム強化

二次交通不足解消やクルーズ旅客の受入機能強化

- ・港湾周遊促進のための賑わい施設の整備
- ・二次交通確保に向けた取組
- ・クルーズ船受入れに伴う受入機能確保

(イメージ)



二次交通機能の強化



港で滞在できる空間整備



CIQスペースの確保 (ターミナルあり港湾)

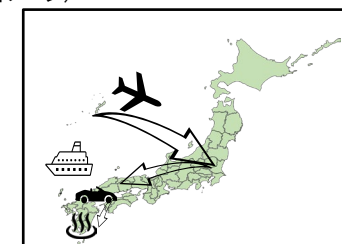


待合用テント (税関・待合対応) (ターミナルなし港湾)

国内事業者のインバウンド需要新規獲得と地方誘客の促進

- ・訪日外国人が楽しめる船内コンテンツのスキーム構築
- ・インバウンドの地方誘客を促進する新事業モデルの開発
- ・国内クルーズプロモーション
- ・外国旅行会社招聘によるFAMツアー実施

(イメージ)



クルーズによる地方誘客

地方誘客の促進を目的とした、飛行機で来日、短期のクルーズの後、陸上でも観光・宿泊をする事業モデルの開発。

事業スキーム

- ・事業形態：直接補助事業（補助率1/2以内）
- ・補助対象：港湾管理者・地方自治体・民間事業者等

国立公園等利用等推進事業費 (6)エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業



【令和8年度要求額 60百万円（20百万円）】

持続的かつ魅力的な地域作りに向け、エコツーリズム推進協議会による全体構想策定や資源調査等のエコツーリズム推進の取組を支援します。

1. 事業目的

国立公園等において地域の自然資源を持続的に活用するエコツーリズムの取組や魅力的な地域づくりを推進し、地域活性化を図る。

2. 事業内容

国立公園等において地域の自然資源を持続的に活用した地域振興に取り組むエコツーリズム推進協議会等に対し、推進体制の強化、資源調査、エコツーリズム推進全体構想の作成、ルールづくり、人材育成、ツアープログラムの企画・立案、モニターツアーの実施等に要する経費の1/2を交付金で支援。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率 1 / 2、定額）
- 交付対象 地域協議会
- 実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ

エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金)による支援

エコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり等に要する経費の1/2を支援する。



- ・体制の強化、資源調査
- ・エコツーリズム推進全体構想の作成
- ・ルール作り（地域の合意形成）
- ・ガイド等の人材育成



- ・魅力的なツアープログラムづくり（安全管理、環境への配慮含む）

国立公園等利用等推進事業費 (7)エコツーリズム総合推進事業



【令和8年度要求額 4百万円（4百万円）】

自然環境保全と観光振興が両立した地域作りに向け、エコツーリズム推進法に基づき国が行なうべき全体構想の周知やエコツーリズム推進協議会の活動状況の公表等の取組を推進します。

1. 事業目的

自然や文化を持続的に維持しつつ観光資源として活用するエコツーリズムの全国的推進するため、環境省が中心となり他の主務省庁と連携して情報の収集・提供等を実施し、生物多様性の保全と持続可能な社会の構築に貢献する。

2. 事業内容

エコツーリズム推進法において国に義務づけられている全体構想の周知や協議会の活動状況の公表、エコツーリズムの実施状況に関する情報の収集・提供等について以下の取組を実施。

(エコツーリズム推進法第7、11、14、15条)

- エコツーリズムの基本的な考え方、各地の取組状況等を取りまとめ、ホームページ等で発信・共有。
- エコツーリズム大賞の実施。
- エコツーリズムに取り組む地域のネットワーキング等の支援。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成15年度～

4. 事業イメージ



「エコツーリズムのすすめ」
ホームページ



エコツーリズム大賞



エコツーリズム連絡会議

新たな交流市場・観光資源の創出事業

事業目的・背景・課題

- これまで横ばい傾向であった国内旅行市場が需要拡大へ転じるためには、**新たな交流市場の創出が課題**であり、**地域との新たな関係構築の推進**が急務。
- 反復継続的な来訪の促進を通じて関係人口の創出を図る「第2のふるさとづくり」**を、個人および企業の2方向で促進し、国内交流需要の拡大を図る。

事業内容

①個人版第2のふるさとづくりモデル

- 来訪者が地域との交流・地域運営への参画等を通じて**地域と関わるきっかけを作る**とともに、**その後も継続して来訪する仕組みを構築するモデルを造成**する。事業の持続可能性について検証を行い、取組時に生じる課題に対する解決法を共有することでより取組地域の拡大を図る。

②企業版第2のふるさとづくりモデル

- 企業と地域の結びつきを強固にする「企業の関係人口化」に向けて、地域課題の解決による地域活性化など、**企業の関心が高いテーマに関して地域との交流を通じて学ぶ**とともに、**継続して来訪する仕組みの構築に向けたモデルを造成**する。

事業スキーム

事業形態：調査事業等

請負先：地方公共団体、DMO、民間事業者 等

事業イメージ



個人版第2のふるさとづくりモデル



企業版第2のふるさとづくりモデル

事業目的・背景・課題

- インバウンド需要は増加傾向にあるが、訪日外国人旅行者は都市部をはじめとする一部地域に偏在している状況が続き、オーバーツーリズムが顕在化。訪日外国人旅行者は、諸外国滞在時と比べて娯楽サービス費支出が低く、旅行者の観光需要への対応が不十分となっている。
- 観光による経済効果を全国津々浦々に波及させ、観光消費を効果的に拡大させるとともに、持続的な地方誘客によりオーバーツーリズムの解消につながるよう、地域において観光コンテンツの供給を促進するとともに、観光の付加価値を高めるガイド人材の質的向上が必要である。

事業内容

- 需要分散に資する観光コンテンツの供給に向けた取組を支援する。具体的には、
 - 多様な地域資源を活用した観光コンテンツの造成や情報発信、販路開拓等を総合的に支援
 - インバウンドのニーズを踏まえ、品質を高めた高単価な観光コンテンツや、地域産業への波及効果が期待できるガストロノミー分野の観光コンテンツ等を重点的に支援
 - その際、継続的な販売につながるよう、デジタル上での効果的な情報発信等を促進
- 観光コンテンツとガイドの一体的な質的向上に向け、コンテンツに応じたスキル・研修設計、ガイドの評価制度と報酬体系の構築のあり方、ガイドの可視化手法等について調査する。

【支援対象事業】

- ① **新創出型** 地域資源を活用した観光コンテンツの造成、効果的な情報発信や販路開拓等を支援
- ② **品質向上型** より高単価なインバウンド向けのオプションツアー等の造成に向け品質向上等の取組を支援
- ③ **分野特化型（ガストロノミー）** 地域の食資源を活用し、幅広い連携により、地域の食文化を体感できる質の高い観光コンテンツの造成、販路開拓等を支援

事業スキーム

●事業形態：調査事業等、間接補助事業

- ①新創出型：400万円まで定額、400万円を超える部分は事業費2,100万円まで補助1/2（最低事業費 600万円）
- ②品質向上型：800万円まで定額、800万円を超える部分は事業費4,200万円まで補助1/2（最低事業費1,200万円）
- ③分野特化型（ガストロノミー）：400万円まで定額、400万円を超える部分は事業費2,500万円まで補助1/2（最低事業費 600万円）

●補助対象：地方公共団体、DMO、民間事業者等

事業イメージ

地域資源を活かした 観光コンテンツの造成



文化資源の活用
（伝統工芸）

品質を高めた高単価な 観光コンテンツの造成



地域の伝統行事の活用

ガストロノミー分野における観光コンテンツの造成

＜地域一体的な食文化体験＞



生産現場と食体験の連動



伝統工芸品での
高品質な食体験

コンテンツとガイドの一体的な質的向上

以下の取組のあり方について調査

- ・ コンテンツに応じたスキル・研修設計
- ・ ガイドの評価制度・報酬反映体系の構築
- ・ コンテンツとガイドのマッチングシステム構築
- ・ 実践的研修の実施



【令和8年度予算（案）170百万円（170百万円）】 環境省

【令和7年度補正予算額 3,800百万円】

海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）の回収・処理や発生抑制対策を推進するため、地方公共団体を支援します。

1. 事業目的

近年、海洋ごみによる海岸機能の低下や環境・景観の悪化、船舶航行の妨げ等が懸念されている。都道府県や市町村等が実施する海洋ごみ対策への支援を通じて海洋ごみの削減を図り、もって海洋環境保全に資する。

2. 事業内容

国内外で関心が高まっているプラスチックを始めとする海洋ごみ問題への対策のため、海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみ等の回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において嵩上げを実施する。

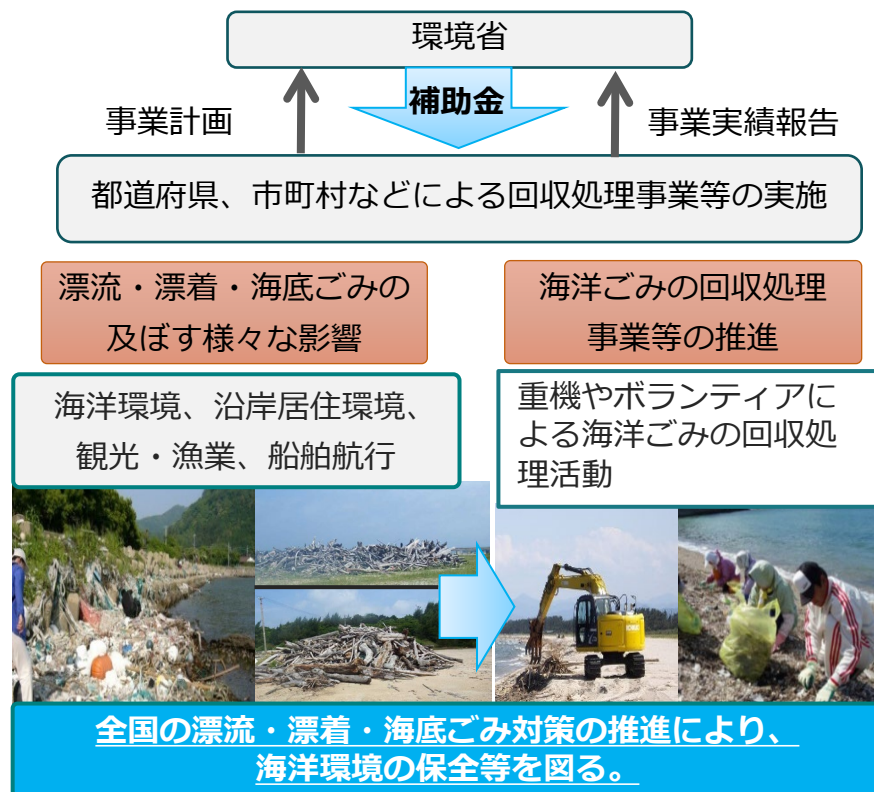
（補助率）

- 地域計画策定事業（都道府県のみ）・・・補助率 1 / 2
- 回収・処理事業、発生抑制対策事業・・・補助率 9 / 10 ～ 7 / 10、定額※
北朝鮮由来の確認漂着木造船については、補助率 9.5 / 10 ～ 8.5 / 10
※漁業者等が行うボランティアにより回収された海底・漂流ごみの処理を行う場合は10百万円を上限とする補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 補助事業
- 補助対象 都道府県（市町村事業は都道府県を通じた間接補助事業）
- 実施期間 平成27年度～

4. 事業イメージ



現状・課題

スポーツツーリズムについて、効果的な取組事例の創出、DXを活用したプロモーション等によるスポーツツーリズム・ムーブメントの創出を進める。これにより、武道を含めたスポーツツーリズムの認知拡大による地方誘客につなげながら、地域スポーツ資源を活用した国内外から選ばれるコンテンツの戦略的な創出を図る。

事業内容

事業実施期間 平成29年度～

①スポーツツーリズム・武道等コンテンツ創出事業 0.6億円【拡充】

○新たなスポーツ文化拠点やスポーツの誕生、海外プロチームの誘致などが生み出す、**新しいスポーツのムーブメントを活用した高付加価値コンテンツ**、及びスポーツと**独自の地域資源をかけ合わせた、“ローカルブランド化”を目指すコンテンツ**の創出をモデル的に支援し、交流人口・消費額拡大への貢献等の効果検証を行う。

1.一体型スポーツツーリズム

高品質で新たなコンセプトを有するスタジアムやアリーナの誕生、MLBや海外サッカーチームのジャパンツアー、eスポーツの国際大会などの**新しいムーブメントを活用し、競技団体・リーグ・民間企業が連携した、観戦単体だけで終わらない高付加価値なスポーツツーリズムコンテンツを創出する。**

2.武道ツーリズム

今後も増加が見込まれる訪日外国人観光客をターゲットとし、**日本発祥の武道と地域独自の資源（文化・自然・歴史等）が融合した、希少性の高い本物志向のコンテンツを創出する。**

3.その他（スノースポーツ・登山・ニュースポーツ等）

日本固有の自然資源などの地の利を活用した、**わざわざその地に訪れる価値を有する、新たなコンテンツを創出する。**



②スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業 0.9億円

○効果的なムーブメントを創出するため、令和7年度に実施したマーケット調査・分析を基に**国ホームページ及びSNSの進化、及びコンテンツ創出の高度化、戦略的プロモーションの実施**を実現する。また**スポーツツーリズムに関心のある事業者等による交流の場を創出し、その参加者によるネットワークを構築**する。

1.オウンドメディアの強化・DX化推進

令和7年度に実施したマーケット調査・分析結果に基づき、国ホームページ等の構成を見直し、現在の**コンテンツ紹介サイトからプラットフォームサイトへ進化**をさせる。掲載コンテンツの拡充及び、サイト内外の回遊性を高める動線を構築することで**UI/UXを向上させ、有用性の高いデータを取得できる環境を整え、戦略的なコンテンツ創出・プロモーション活動に活用**していく。

2.戦略的イベント・プロモーションの実施

武道ツーリズムを中心とした、付加価値の高い体験機会を国内外で創出し、その取組自体を、国ホームページ等でWeb広告も含めたプロモーションを実施。さらに事業等で連携している組織団体等からも同時に発信することで、**日本ならではのスポーツツーリズムの認知拡大と、地方誘客促進の最大化を図る。**

3.担い手育成・事業の高度化/ネットワーク構築

マーケット調査及びオウンドメディアの分析結果を、**シンポジウムやセミナー、伴走支援等を通じて情報提供することにより、担い手による持続的で高付加価値なスポーツコンテンツ創出の後押し**をする。
また、これらの参加者に加えスポーツツーリズムに関心のある一般事業者も参加可能な交流の場を創出し、**スポーツツーリズムのムーブメントを底支えをするネットワークを作る。**

スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業

令和8年度予算額（案）
（前年度予算額）

126,332千円
136,971千円



背景・目的

- ・スポーツ庁が令和6年に実施した調査では、約半数の地域SCが地方公共団体の一般財源や委託費を最大の収入源としており、事業基盤は不安定
- ・地域SCが持続的に様々な活動をしていくためには、自主事業の確立やスポンサー・協賛企業の獲得など活動財源を確保し、経営の安定化に向けた取組が必要不可欠
- ・また「職員数が不足している」と回答した地域SCは半数を超える中で、新規職員を「現時点で採用する予定はない」と回答した地域SCは8割を超えており、外部人材の活用も含めた担い手不足対策は急務

事業内容

（１）地域SC経営多角化支援事業 0.6億円

地域SCが「持続可能な組織」としての成長へつなげるよう、「経営の安定化」「人材の育成・確保」に関する取組をモデル的に支援する。

- ①地域SC域内での人材の育成や、専門性の高い外部人材の活用・登用に関する取組
- ②協賛企業やスポンサーの獲得を目的とした、幅広い情報発信やPRを実施するマッチングイベントの開催
- ③法人化に必要な知見の提供・ロードマップ作成に対するアドバイザー等、地域SCの法人化

法人化のメリット(例)

- ・社会的信用度の向上
- ・事業内容の自由度の広がり
- 活動資金や優秀な人材を確保できる可能性の向上

（２）地域SC担い手育成等サポート事業 0.6億円

- ・研修講座等の人材の育成支援メニューを充実する。

＜講座対象者（想定）＞

- ①地域SC初任者や設立検討段階の担当者
- ②地域SC運営・マネジメントを担うリーダー層

- ・事業基盤が安定し継続的な取組を実施できている地域SCと、それ以外の地域SCとの間での人材交流を通じて、成功事例の知見・ノウハウのより効果的な展開を図る。
- ・地域SCの実状に合わせた人材マッチングの伴走サポートや外部人材の活用に関する普及啓発を実施する。

- 地域おこし協力隊の活用
- 副業・兼業人材の活用

（令和6年度実証団体からのコメント）

- ・経営や事業戦略の知見はもちろん、地域SCへの知識もしっかりと持っており、ピッタリな人材が採用できた。
- ・継続してアドバイザーとして残って欲しい。

- ・全国に207の設置が確認されている地域SC（R6.10時点）のステータス分析及びその結果に基づく分類整理を行い、中長期的なフェーズで地域SCのボトムアップに必要な取組の検討・精査を進める。

令和6年度 地域スポーツコミッション基礎研修	
DAY1	8月20日(火) 16:00～18:30 スポーツによるまちづくり最前線
DAY2	8月27日(火) 16:00～18:30 地域スポーツコミッション政策の過去・現在 地域スポーツコミッションの事例紹介
DAY3	9月3日(火) 16:00～18:30 ウェルネススポーツ鴨川の事例 おかもスポーツプロモーションの事例
DAY4	9月10日(火) 16:00～18:30 プロジェクト発表会



【事業目的・背景・課題】

- 我が国固有の五感で感じる水や音、かおり等の自然資本（良好な環境）は、歴史・文化等の主要な構成要素であり、さらに、日本独自のものとして、インバウンドの素材として重要。
- しかし、こうした地方観光の核となる素材が、観光地域作りに有効に活用されていない（見出されていない）ケースが多くあり、今後の地方観光の活性化に向けて、これら眠った資源の磨き上げやツアー造成等は喫緊の課題である。
- また、インバウンド客の増加により、ごみの量やばい捨てが増加し、観光地の魅力や資源を損ない、旅行者の満足度を下げるとともに、風雨等によるごみの移動を通じて、他の観光地にも影響を広げることが懸念されている。
- そこで、水・大気・土壌といった自然資本を活かした観光施策とポイ捨てごみの発生抑制や回収等の対策のコンテンツ化等に取り組み、インバウンド誘客を促進し、持続可能・リジェネラティブな観光地域作りを達成する。

【事業内容】

（1）ウェルビーイングな観光地域づくりモデル事業

- ・インバウンド誘客に資する自然資本の磨き上げとその利活用を支援し、保護と利用が好循環する環境ウェルビーイングツーリズムの推進を図る

（2）ウェルビーイングな観光地域づくりに向けた共創・ボトムアップ事業

- ・観光地域づくりに取り組む地域同士のノウハウ共有や、取組に関心のある企業等とのマッチングの場を提供（共創事業）
- ・観光地域づくりに取り組む意欲はあるものの体制等が整っていない地域向けの研修会や有識者派遣、個別相談会等を実施（ボトムアップ事業）

（3）ウェルビーイング観光地のプロモーション

- ・磨き上げを行ったウェルビーイングな観光地のプロモーションを実施。

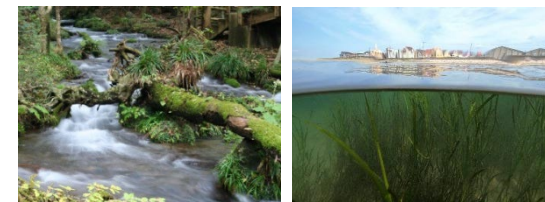
（4）ばい捨てごみ等発生抑制・対策推進モデル事業

- ・インバウンド客による観光地のポイ捨てごみの発生抑制や、誘客に資する海ごみ等を活用したコンテンツ化等の対策の検討・実施と効果検証を地域一体となって実施

（5）ばい捨てごみ等発生抑制・対策の全国展開検討

- ・全国の観光地でインバウンド誘客のためのばい捨てごみ等の発生抑制や対策を進めるためのガイドライン・事例集等の検討や情報発信を行う

【事業イメージ】



自然資本の磨き上げ（多言語対応等）やプロモーションを行うことで、インバウンド誘客につなげるとともに、保護と利用が好循環する環境ウェルビーイングツーリズムを推進



河川・海ごみの回収を水上アクティビティとして実施（カヤックツアー）や、インバウンド向けリサイクルボックスの開発・設置

【事業実施スキーム】

- ・事業形態：直轄事業
- ・請負先/補助対象：請負先：民間事業者、DMO 等
- ・事業期間：（1）～（3）令和7年度～
（4）～（5）令和8年度～

浜の活力再生・成長促進交付金のうち
デジタル水産業戦略拠点整備事業

令和8年度予算概算決定額 浜の活力再生・成長促進交付金 1,752百万円の内数

＜対策のポイント＞
これまで資源管理、生産、加工・流通・消費のそれぞれの段階で実施されてきたデジタル化を面的に推進し、横展開していくことを目的に、**デジタル水産業戦略拠点を創出するための計画策定等**を支援します。

＜事業の内容＞

デジタル水産業戦略拠点の計画策定等支援

これまで資源管理、生産、加工・流通・消費の個々に実施されてきたデジタル化の取組を面的に地域一体で取り組む**デジタル水産業戦略拠点を創出するための計画策定**に必要な地域コンソーシアムの開催や専門家の派遣等を支援します。

＜事業イメージ＞

デジタル水産業戦略拠点（イメージ）

地域コンソーシアム

漁村地域の関係者によるデジタル技術を活用した協業



漁業者



加工業者



流通業者



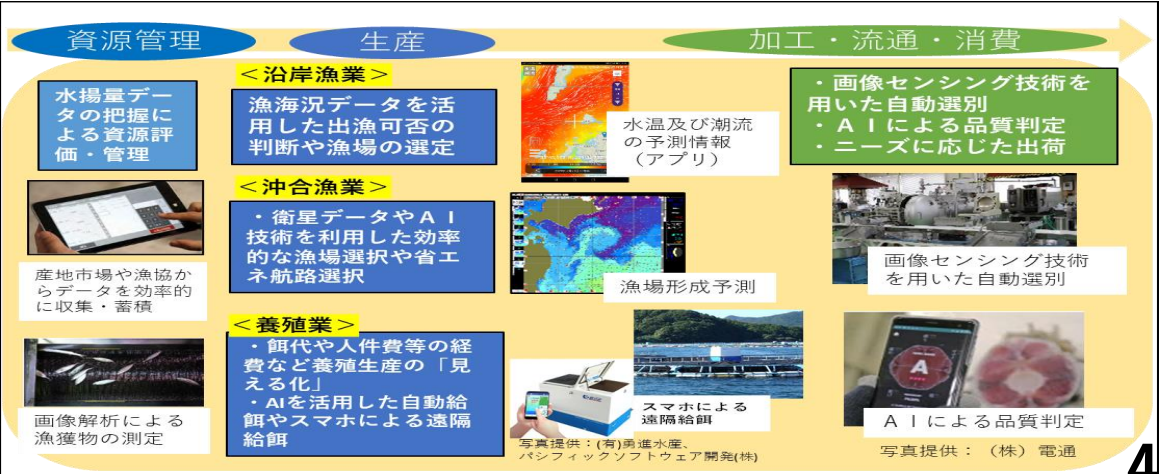
消費者

期待される効果

- 漁村地域の活性化
地域内での相乗効果も含め、水産関係者の所得の向上など、地域の活性化
- 都市住民や外国人観光客も裨益
消費者の安心趣向への対応、食品ロスの削減、ワーケーション等によるQOL向上
- 学ぶ場の提供
地域外のスマート水産業に興味のある漁業者や加工流通業者等に学ぶ場を提供

【参考】資源管理・生産・加工・流通・消費におけるデジタル技術の例

＜事業の流れ＞



新規開業・スタートアップ支援資金

日本政策金融公庫 国民生活事業では、女性、若者、シニアの方や廃業歴等があり創業に再チャレンジする方、ベンチャーキャピタル等から出資を受けている方など、幅広い方の創業を「新規開業・スタートアップ支援資金」にて支援しております。



POINT 1

新たに事業を始める方または事業開始後
おおむね7年以内の方が対象となります



POINT 2

女性の方、35 歳未満または 55 歳以上の方、ベンチャーキャピタル等から出資を受けている方など、一定の要件を満たす方は、特別利率が適用されます



POINT 3

廃業歴等があり創業に再チャレンジする方は、前事業に係る債務を返済するために必要な資金もご利用いただくことができ、通常よりも長期でご返済いただけます

新規開業・スタートアップ支援資金 概要

ご利用いただける方	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方 ^(注1)	
資金のお使いみち	新たに事業を始めるため、または事業開始後に必要とする設備資金および運転資金 ^(注2)	
融資限度額	7,200 万円	
ご返済期間	設備資金:20 年以内[うち据置期間5年以内] 運転資金:10 年以内[うち据置期間5年以内] ^(注2)	
利率(年)	基準利率。ただし、次の要件に該当する方が必要とする資金(原則として土地にかかる資金を除く。)は特別利率。	
	1 女性の方、35 歳未満または 55 歳以上の方 2 外国人起業活動促進事業における特定外国人起業家の方で新たに事業を始める方 3 創業塾や創業セミナーなど(産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等事業)を受け、認定市区町村が発行する証明書を取得した方(※有効な証明書の場合に限る。) 4 「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を適用しているまたは適用する予定の方であって、自ら事業計画書の策定を行い、認定経営革新等支援機関(税理士、公認会計士、中小企業診断士など)による指導および助言を受けている方 5 地域おこし協力隊の任期2年目以降の方または任期終了後1年以内の方であって、同隊として活動した地域で新たに事業を始める方 6 Uターン等により地方で新たに事業を始める方	[特別利率 A] ただし、次のいずれかに該当する方は[特別利率 B] ・ 左記3に該当する女性の方 ・ 左記3に該当する 35 歳未満の方 ・ 左記3に該当する 55 歳以上の方 ・ 左記5に該当する過疎地域で新たに事業を始める方 ・ 左記6に該当する過疎地域で新たに事業を始める方
	7 日本ベンチャーキャピタル協会の会員(賛助会員を除く。)等または中小企業基盤整備機構もしくは産業革新投資機構が出資する投資事業有限責任組合等から出資を受けている方(見込まれる方を含む。)	[特別利率 B]
	8 地域経済循環創造事業交付金(ローカル 10,000 プロジェクト)を活用した補助金等の交付決定を受けた方	
	9 新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した起業支援金の交付決定を受けて新たに事業を始める方	
	10 新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した起業支援金および移住支援金の両方の交付決定を受けて新たに事業を始める方	[特別利率 C]
	11 技術・ノウハウ等に新規性がみられる方 ^(注3)	[特別利率 A・B・C]
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます	

(注1)「新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分あると認められる方」に限ります。創業計画書のご提出等をいただき、事業計画の内容を確認させていただきます。

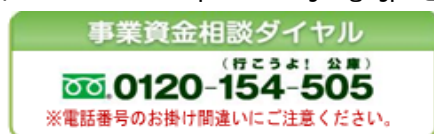
(注2)「廃業歴等があり、創業に再チャレンジする方」は、前事業に係る債務を返済するために必要な資金もお使いいただくことができ、運転資金は 15 年以内(うち据置期間5年以内)までご利用いただけます。

(注3)他企業において利用されていない知的財産権に係る技術を利用して行う事業や SBIR 制度の指定補助金等の交付決定を受けて開発した技術を利用して行う事業、J-Startup プログラムまたは J-Startup 地域版プログラムに選定された方が取り組む研究開発やその事業化に関する事業(一定の要件を満たす方に限ります。)などが対象となります。

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。

くわしくは、当社ホームページ<https://www.jfc.go.jp/>をご覧ください。お近くの支店へお問い合わせください。



日本政策金融公庫
国民生活事業

創業支援貸付利率特例制度

日本政策金融公庫 国民生活事業では、新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方にご利用いただける「創業支援貸付利率特例制度」をお取り扱いしています。

POINT 1

新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方にご利用いただけます。

POINT 2

各融資制度に定める利率から 0.65%を低減します。
ただし、雇用の拡大を図る場合は、各融資制度に定める利率から 0.9%を低減します。

POINT 3

一部ご利用いただけない融資制度がございます。

創業支援貸付利率特例制度 概要

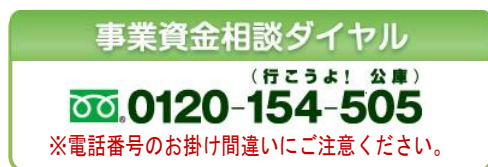
ご利用 いただける方	新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方(注)
融資限度額	各融資制度に定める融資限度額
ご返済期間	各融資制度に定めるご返済期間以内
利率(年)	各融資制度に定める利率－0.65% ただし、雇用の拡大を図る場合は、各融資制度に定める利率－0.9%

(注) 一部ご利用いただけない融資制度があります。詳しくは、支店の窓口までお問い合わせください。

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に添えない場合がございます。

くわしくは、当社ホームページ<https://www.jfc.go.jp/>をご覧ください。支店の窓口までお問い合わせください。



日本政策金融公庫
国民生活事業

中小企業資金繰り支援事業のうち、 （２）中小企業信用補完制度関連補助事業 令和８年度予算（案） 32億円（39億円）

中小企業庁 事業環境部 金融課

事業の内容

事業目的

経営の安定に支障が生じている中小企業が民間金融機関からの融資を受ける際に信用保証を行うことで、中小企業の資金繰りの円滑化を図ることを目的とする。

事業概要

（１）経営安定関連保証等対策費補助事業

全国51ある信用保証協会が、経営の安定に支障が生じている中小企業に対する民間金融機関からの融資に保証を行い、債務不履行が生じた場合に発生する信用保証協会の損失の一部を補填する。

（２）信用保証協会による経営支援等対策費補助事業

中小企業に対する経営支援を促すため、全国51ある信用保証協会が専門家派遣等により経営支援を行うことを支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

信用保証制度を通じた中小企業の資金繰りの円滑化等を図る。保証協会による専門家派遣等の経営支援を通じて、中小企業者の経営の改善を図る。

『中小商業機能強化のための融資制度を知りたい』 企業活力強化資金／観光産業等生産性向上資金

経営の近代化及び流通機構の合理化等を行う中小商業・サービス業を営む方又は生産性向上を図る観光産業事業者の方は、必要な設備資金や運転資金の融資を受けることができます。

対象となる方

企業活力強化資金(うち流通・サービス関連)

中小企業者であって、次のいずれかに該当する方

(1)卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業を営む方(これらの方を構成員とする商店街振興組合や事業協同組合等を含みます。)

(2)中心市街地関連地域で卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業および不動産賃貸業を営む方
※不動産賃貸業は、中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項各号に該当する方または第42条第4項に規定する経済産業大臣による認定を受けた方に限ります。

※中心市街地関連地域とは、中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地などをいいます。

(3)卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業を営む方(これらの方を構成員とする商店街振興組合や事業協同組合等を含みます。)のうち、地域再生法第5条第4項第7号に定める商店街活性化促進事業計画に基づき、空き店舗を利用して事業を実施する方

(4)卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業を営む方(これらの方を構成員とする商店街振興組合や事業協同組合等を含みます。)であって、キャッシュレス決済の導入により生産性の向上を図る方

(5)輸送、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務を行う方(これらの方を構成員とする事業協同組合等を含みます。)

観光産業等生産性向上資金

卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかにおいて観光に関する事業を行う方(これらの方を構成員とする事業協同組合等を含みます。)

支援内容

■貸付機関

株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

■貸付限度額

【中小企業事業】

7億2,000万円

【国民生活事業】

7,200万円(うち運転資金4,800万円)

■資金使途

企業活力強化資金(うち流通・サービス関連)

- ・合理化、共同化等を図るための設備の取得(改造、更新を含む)
- ・セルフ・サービス店の取得
- ・ショッピングセンターへの入居
- ・集配センターの取得(中小企業事業のみ)
- ・販売促進、人材確保

- ・新分野への進出((2)及び(3)の対象の方のみ)
- ・キャッシュレス決済に対応するために必要な長期運転資金((4)の対象の方のみ)
- ・流通業務の効率化、合理化又は共同化を図るために必要とする設備資金及び運転資金((5)の対象の方のみ)

観光産業等生産性向上資金

生産性向上に向けた取組を実施するために必要となる設備資金及び運転資金

■貸付利率

企業活力強化資金(うち流通・サービス関連)

○(1)の対象の方Ⅰ. 経営の合理化等に係る資金関連

経営の合理化、共同化やセルフ・サービス店の取得等に当たって必要となる、設備資金および長期運転資金については、基準利率が適用されます(中小企業事業／国民生活事業)。

Ⅱ. 特利対象設備導入関連

Ⅰ. のうち特利対象設備を導入する場合、必要な資金については特別利率①(国民生活事業の一部設備は特別利率②)が適用されます(中小企業事業／国民生活事業)。

Ⅲ. 空き店舗出店関連

Ⅱ. のうち、特定の要件を満たす商店街の空き店舗に出店する場合、必要な資金について特別利率②が適用されます(中小企業事業)。

Ⅳ. 認定商店街活性化事業計画関連

地域商店街活性化法に規定する認定商店街活性化事業計画を作成した商店街振興組合等の地区において事業を行う場合、必要な資金については特別利率②が適用されます(中小企業事業)。

○(2)の対象の方

Ⅰ. 中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地

【中小企業事業】

特別利率②

【国民生活事業】

特別利率③

Ⅱ. 改正前の中心市街地活性化法に基づく基本計画に定められた中心市街地など

【中小企業事業】

特別利率①

【国民生活事業】

特別利率②

○(3)の対象の方

【中小企業事業】

特別利率②

○(4)の対象の方

【中小企業事業／国民生活事業】

特別利率①

○(5)の対象の方

【中小企業事業／国民生活事業】

基準利率。ただし、特利対象設備を導入する場合、必要な資金について特別利率①(特利対象設備を導入する場合であって、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1項に規定する総合効率化計画の認定を受けた流通業務総合効率化事業に係るものは、特別利率③)が適用されます。

観光産業等生産性向上資金

○対象の方

【中小企業事業／国民生活事業】

特別利率①。ただし、中小企業等経営強化法第 31 条第 2 項に規定する認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業計画を策定し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条に定める過疎地域において、当該計画を実施する場合については、特別利率②が適用されます。

ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出してください。

必要書類等については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫

国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）

中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）

事業資金相談ダイヤル

電話：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫

電話：098-941-1785

漁業近代化資金の概要

漁業近代化資金は、漁業者等に対し水産業協同組合又は農林中央金庫が長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、国又は都道府県が補給措置を講じ、もって漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的とする。

1 貸付資金の種類

- ① 漁船の改造・建造又は取得に要するもの。
- ② 漁具、養殖施設（種苗・餌料含む）、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設その他の施設の改良、造成又は取得に要するもの。

2 借受資格者

- ① 漁業・水産加工業を営む個人
- ② 漁業生産組合
- ③ 漁業・水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）
- ④ 漁業協同組合・水産加工業協同組合
- ⑤ 漁業協同組合連合会・水産加工業協同組合連合会 等

3 貸付条件

貸付対象者	貸付利率※1	貸付限度額※2	償還期限 (据置期間)	融資率
漁船漁業者(20t未満)	2.60%	9千万円	1号/漁船:20年(3年) (機器等:10年(3年))	原則 80%
(20t以上)	2.60%	3億6千万円	2号/施設:15年(3年) (漁協等:20年(3年))	
養殖業者(個人)	2.60%	9千万円	3号/機具:7年(2年) (漁協等:10年(2年))	
(法人)	2.60%	3億6千万円	4号/漁具・養殖施設 :5年(2年)	
水産加工業者	2.60%	9千万円	(大型定置網:10年(2年))	
複合経営	2.60%	3億6千万円	5号/種苗・育成費 :5年(2年) (ほたてがい等:5年(3年))	
漁協等	2.60%	12億円	6号/漁村施設 :20年(3年) 7号/特認:15年(3年)	

※1 令和8年4月20日現在

※2 特認あり

4 融資機関

漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫 等

5 担当課

水産庁水産経営課 03-6744-2347 (直)

漁業基盤整備資金

1 資金の目的

漁業の生産力の増大及び生産性の向上を図るため、その前提となる漁港基本施設・漁港に必要不可欠な施設（機能施設）等を整備するために必要な資金を融通する。

また、国民に対して安定的に水産物を供給するため、我が国周辺水域における漁業生産力を高め、資源の持続的利用を図ることが必要不可欠であることから、種苗放流・魚礁漁場・増殖場造成等による資源の回復、漁場生産力の向上等に努め、つくり育てる漁業を推進するために必要な資金を融通する。

2 貸付金の使途

- (1) 漁港整備 防波堤、岸壁等基本施設、補給施設、漁獲物処理施設等機能施設、その他漁港施設（漁業集落排水施設・水産飲雑用水施設等）の改良・造成・復旧・取得
- (2) 漁場整備 漁場、水産種苗生産施設、漁場環境保全施設等の改良・造成・復旧・取得

3 貸付対象者

- (1) 漁港整備 水産業協同組合（漁業生産組合を除く）、5割法人・団体、漁業を営む者
- (2) 漁場整備 水産業協同組合、5割法人・団体、振興法人、アイヌ農林漁業対策事業を共同で行う漁業者

4 貸付条件

- (1) 貸付利率〔令和8年4月20日現在〕
 - ① 一般補助事業 2.75%
※漁港施設のうち第1種漁港及び第2種漁港の場合並びに漁場整備のうち都道府県以外の者が行う事業 2.60%
 - ② 一般非補助事業※ 2.60%
※「漁港整備」のうち漁業集落排水施設・水産飲雑用水施設に適用
 - ③ 災害復旧事業 1.75～2.60%
- (2) 貸付限度額(融資率) 負担額の80%
ただし、漁業集落排水施設は負担額の全額
- (3) 償還期限 20年以内
- (4) 据置期間 3年以内

5 取扱金融機関

(株)日本政策金融公庫の各支店（農林水産事業）、沖縄振興開発金融公庫

6 利用方法

借入希望者は、最寄りの公庫各支店に必要書類を提出

『新製品開発や魚種転換に向けた加工機器を購入するための資金を調達したい』

水産加工資金

水産加工品の製造又は加工の高度化及び事業基盤の強化を促進することによって、水産加工品の安定供給を図るために必要な長期かつ低利の資金ニーズに応えています。

対象となる方(事業)

水産加工業者又はこれらの者が組織する法人(中小企業者に限る)が行う、次の施設整備等

- (1) 食用水産加工品の製造・加工に係る業務の共同化や合併、原材料・製品の転換等
- (2) 食用水産加工品の製造・加工に係る新製品・新技術の研究開発又は利用
- (3) 未・低利用水産動植物を原料とする食用水産加工品の製造・加工
- (4) 特定の部位を原料とする非食用水産加工品(飼料用の魚粉等)の製造・加工

支援内容

■ 対象資金

設備資金及びそれに付随する運転資金

■ 貸付限度

貸付対象事業費の80%

■ 貸付利率

金利は変動します。詳しくは下記お問い合わせ先にご連絡ください。

■ 貸付期間

10年超、25年以内、うち据置期間3年以内

取扱金融機関

日本政策金融公庫(農林水産事業)

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。
必要書類については各機関にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

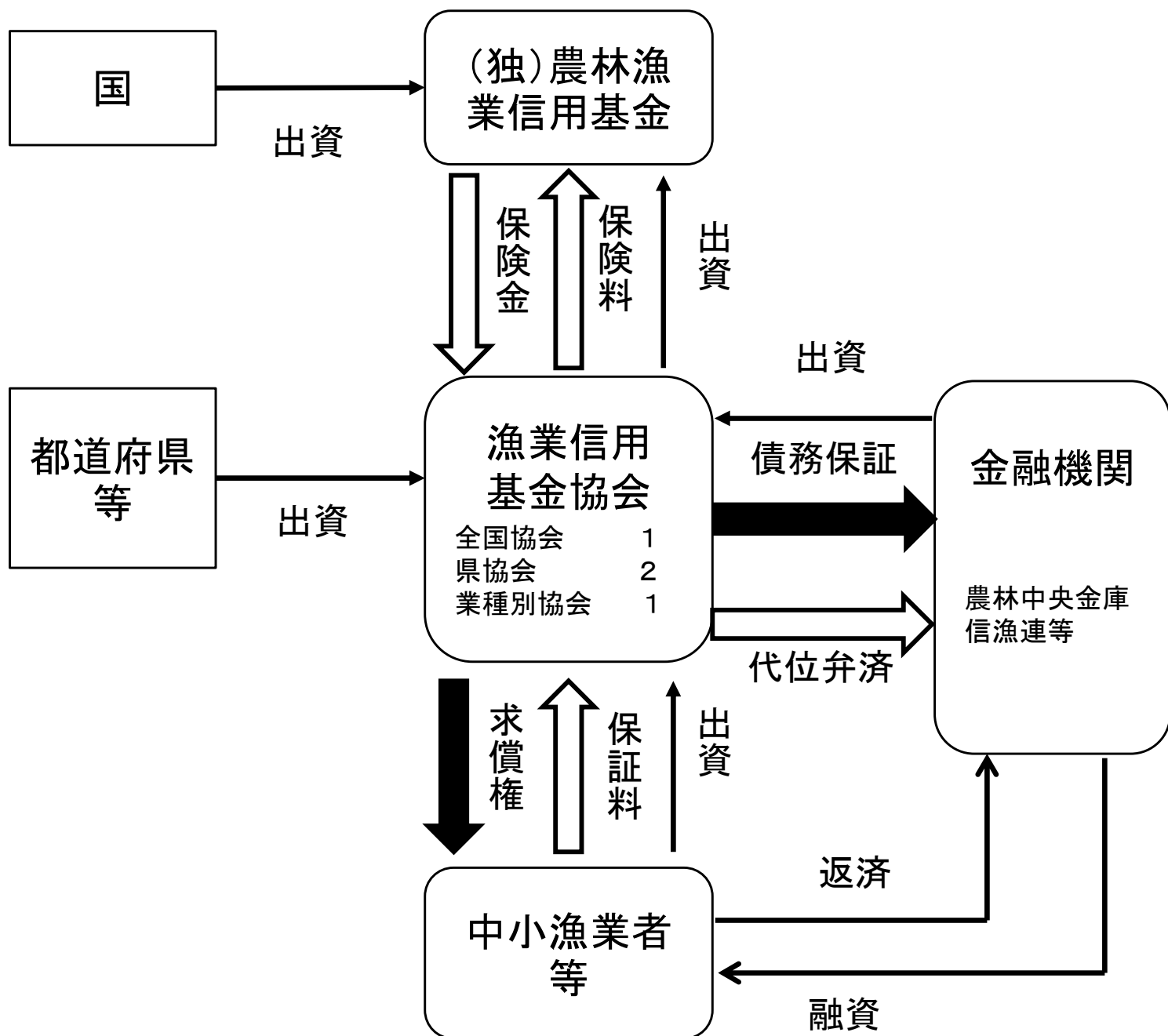
株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

電話(農林水産事業 事業資金相談ダイヤル): 0120-154-505

漁業信用保証保険制度について

漁業者の信用力を補い、資金の円滑な融通を図るため、中小漁業融資保証法に基づく漁業信用保証保険制度を実施。

- ① 金融機関の中小漁業者等に対する貸付けについて、漁業信用基金協会が行う債務保証
 - ② その債務保証のリスクを軽減するため、独立行政法人農林漁業信用基金が行う保険等
- から構成されている。



農林漁業施設資金

漁具、養殖施設等の改良、造成又は取得に必要な長期資金を日本政策金融公庫が融通する。

また、災害に被災した漁船の復旧や漁具、養殖施設等の改良、造成又は取得にも利用できる。

1 借入対象者

- (1) 漁業を営む個人・法人（常時使用する従業員の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下）
- (2) 漁業生産組合
- (3) 水産業協同組合（漁業生産組合を除く）（共同利用施設に限る）

2 借入条件

- (1) 資金使途
 - ① 漁具、養殖施設、水産物処理加工施設その他の施設の改良、造成又は取得に要するもの
 - ② 被災した漁船、漁具、養殖施設等の復旧に要するもの
 - ③ 水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設の整備に要するもの
- (2) 借入限度額：
 - ① 負担額の80%又は次の限度額のいずれか低い額
 - 漁船漁業用施設 5,000万円
 - 海面養殖施設 3,600万円（漁業生産組合の場合 7,200万円）
 - ただし、陸上養殖施設にあつては3億円
 - 内水面養殖施設 個人2,500万円、法人5,000万円
 - ② 負担額の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円、漁船（20トン未満）1,000万円等）のいずれか低い額（共同利用施設は負担額の80%）
 - ③ 負担額の80%
- (3) 借入金利：
 - ① 2.60%
 - ② 償還期間に応じて1.75%～2.45%（共同利用施設は1.75%～2.95%）
 - ③ 2.60%（令和8年4月20日現在）
- (4) 償還期限：15年以内（据置3年以内）（共同利用施設は20年以内（据置3年以内））

3 取扱融資機関

日本政策金融公庫の各支店（農林水産事業）、沖縄振興開発金融公庫

4 利用方法

借入希望者は、最寄りの公庫各支店に必要書類を提出

5 担当課

水産庁水産経営課 03-6744-2347（直）

振興山村・過疎地域経営改善資金

1 目的

本資金は、「山村振興法」及び「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」により指定された「振興山村」又は「過疎地域」の農林漁業者等が、その地域の自然的、経済的条件に適応した経営の改善や農林漁業の振興を図ることにより、所得の安定確保、地域の活性化等を実現するために必要な長期低利の資金を融資する。

2 貸付対象者

農林漁業者、農協、森林組合、水産業協同組合、農林漁業者の組織する法人等

3 資金使途

本資金の貸付けは、都道府県知事の認定を受けた「農林漁業経営改善計画」又は「農林漁業振興計画」に基づいて行う次の事業を対象とする。

(1) 農業関係

果樹、花木等の新植・改植、搾乳牛、繁殖用の肉用雌牛等の購入、農舎、畜舎、農産物処理加工施設、農機具等の改良、造成又は取得

(2) 林業関係

素材、樹苗又は特用林産物の生産、林産物の処理加工等に必要な機械その他の施設、林業生産環境施設（簡易給排水施設、集会施設等）等の改良、造成又は取得

(3) 漁業関係

漁船（20トン未満）、養殖施設、漁業生産環境施設等の改良、造成又は取得

※（1）～（3）の施設にエネルギーを供給するための目的で設置する太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設も含む。

(4) その他

- ① （1）～（3）の施設で農林漁業者の共同利用に供するものの改良、造成又は取得
- ② 農林地を保全する事業の開始に必要な事務管理用備品及び資材の取得

4 貸付条件

区分	補助事業	非補助事業
利率	2.85%（共同利用：3.85%）	2.70%
限度額	負担する額の80%以内	負担する額の80%以内又は次のいずれか低い額 （かつこ書きは、一定の要件を満たす場合） ① 個人：1,300万円（2,600万円） ② 法人・団体：5,200万円（6,000万円、1億円、3億円、5億円）
償還期限	25年以内（うち据置期間8年以内）	

（注）利率は、令和8年2月19日現在

最新の利率の掲載先 URL：<http://www.jfc.go.jp/n/rate/rate.html>

5 令和8年度融資枠（令和7年度融資枠）

1.0億円（1.0億円）

【農林水産省HP > 山村への支援施策（予算、融資）】

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_sesaku/sesaku.html

（担当課：農村振興局地域振興課）

中山間地域活性化資金

1 目的

地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な中山間地域において、農林漁業を総合的に振興して地域の活性化を図るため、

① 農林畜水産物の付加価値の向上と販路の拡大を図る「加工流通施設」

② 農地、森林等の農林漁業資源を活用した「保健機能増進施設」

③ 農業の担い手の定住化を促進するための「生産環境施設」

の整備を地方公共団体、民間事業者の技術、ノウハウを活用しつつ強力に促進する。

2 貸付対象者、資金使途及び貸付条件

区分	加工流通施設	保健機能増進施設	生産環境施設
貸付対象者	中山間地域農林畜水産物を原材料として使用する製造・加工事業、当該産物・その加工品の販売事業であって、中山間地域の農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者（中小企業者に限る）	農林漁業者又は農林漁業者と農林漁業資源の利用契約、生産物の採取契約等を締結し、農林漁業の生産力を直接維持増進させる事業を行う者（中小企業者に限る）	農林漁業又は塩業を営む者の組織する法人（これらの者又は地方公共団体が主たる構成員、出資者であるか又は基本財産の過半を拠出して法人で農林漁業の振興を目的とするものを含む。）
資金使途	新商品・新技術の研究開発・利用又は需要の開拓を行うのに必要な施設の改良・造成・取得、それらを行うための特別の費用の支出又は権利の取得	体験農園、体験牧場、林間スキー場、林間キャンプ場、森林植物園、林間コテージ、林間遊歩道、釣り場、潮干狩場、遊漁船等利用施設 等	活動管理休養施設、多目的研修集会施設、健康増進施設、技術拠点施設、情報連絡施設、廃棄物処理施設、簡易給排水施設、集落道 等
貸付条件	利率	2.15%～2.70%	
	限度額	負担する額の80%以内	
	償還期限	15年以内（うち据置期間3年以内）	25年以内（うち据置期間8年以内）

（注）利率は、令和8年2月19日現在

最新の利率の掲載先URL：<http://www.jfc.go.jp/n/rate/rate.html>

3 令和8年度融資枠（令和7年度融資枠）

140.0億円（160.0億円）

【農林水産省HP＞山村への支援施策（予算、融資）】

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_sesaku/sesaku.html

（担当課：農村振興局地域振興課）

地方創生に資する計画（地域再生計画、総合特別区域計画、国家戦略特別区域 区域計画） に基づく民間事業を支援するための利子補給金（内閣府地方創生推進事務局） 〔地域再生支援／総合特区支援／国家戦略特区支援利子補給金〕 令和8年度概算決定額 6.3億円

事業概要・目的

- 地方創生に資する計画〔※〕に寄与する事業を行う事業者が、金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定（以下「指定金融機関」という。）したうえで、予算の範囲内で、利子補給金（利子補給率：最大0.7%、支給期間：5年間）を支給します。

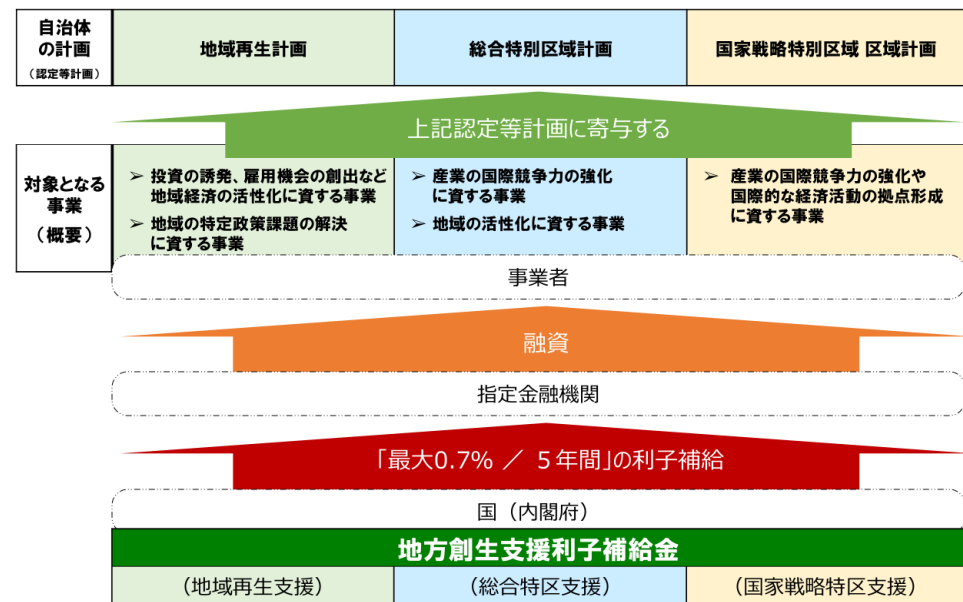
〔※〕 認定された「地域再生計画」「総合特別区域計画」「国家戦略特別区域 区域計画」

- 地方創生に資する利子補給制度〔*〕それぞれの資金ニーズに応じた柔軟な執行を図り、地方創生に資する事業を金融面から支援することにより、投資を誘発し、地域経済の活性化、国際競争力強化、雇用創出などを図るとともに、地方創生への地域金融機関等の主体的な連携・参画推進も後押しするものです。

〔*〕 地域再生支援／総合特区支援／国家戦略特区支援利子補給制度

事業イメージ

「地方創生に資する計画」に寄与する民間投資（事業）を支援！



資金の流れ



期待される効果

- 利子補給金の支給対象となる金融機関から事業者への融資（金融面での支援）を通じ、地域の活性化や、国際競争力の強化などが期待されます。
- また、地方創生への金融機関の主体的な連携・参画や官民金連携の促進への後押しなども期待されます

特定有人国境離島地域の地域社会の維持に係る利子補給金（内閣府総合海洋政策推進事務局）

8年度当初予算額 0.14億円（7年度予算額 0.14億円）

事業概要・目的

- 特定有人国境離島地域での地域社会維持のための雇用機会の拡充を図るため、特定有人国境離島地域において創業・事業拡大を行う事業者に対するスタートアップ融資を行う地域金融機関に対して、利子補給を行う。

課題

- ・ 特定有人国境離島地域では創業・事業拡大資金を融資する政策金融機関の窓口がない。
- ・ 本土との遠隔性や人口減があり、事業環境が厳しくなっている。

対策

- ・ 地域の金融機関を介した特定有人国境離島地域における創業・事業拡大資金の融資を受ける事業者の利子負担を軽減

事業イメージ・具体例

○対象となる融資の例

- ・ 水産加工場の整備・改修・増設に対する設備資金。
- ・ 離島での新たな事業所の立ち上げに対する設備資金。
- ・ 老朽化したホテル・旅館の改修に対する設備資金。
- ・ 廃校等を活用した研修施設の改修に対する設備資金。
- ・ ベンチャー企業の事業スタート時の運転資金。

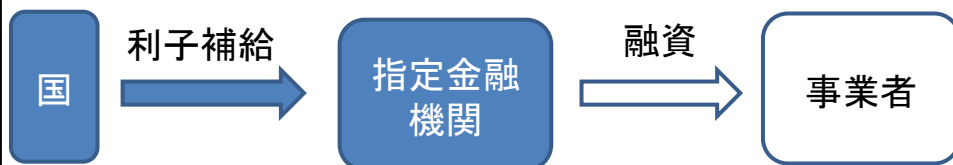


水産加工場の整備・改修・増設



老朽化したホテル・旅館の改修

資金の流れ



※指定金融機関

特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金交付要綱に基づき、内閣総理大臣より指定を受けた金融機関。

期待される効果

- 特定有人国境離島地域の新規雇用者数が増加する。
- 特定有人国境離島地域の産業活性化につながる。

漁協経営基盤強化対策支援事業

令和 8 年度予算概算決定額 279百万円（前年度 282百万円）

<対策のポイント>

漁協が経営基盤の強化を図るために行う**広域合併**や**事業連携**等の取組における**事業計画等の策定支援**やその取組に必要な**資金**及び**不漁等による経営悪化**に対応するための**計画実施に必要な資金の調達**を支援します。

<事業目標>

沿海地区漁業協同組合数（出資及び非出資）（829漁協〔令和 6 年度〕→798漁協〔令和 8 年度まで〕）

<事業の内容>

1. 経営基盤強化等支援事業

- ① **経営基盤強化支援事業**
広域合併や漁協間の事業連携、施設の統廃合、子会社の設立等を予定している漁協等にコンサルタント等を派遣し、事業計画策定及びその実行における助言・指導等を支援します。
- ② **公認会計士監査導入円滑化事業**
新たに公認会計士監査の対象となる漁協に公認会計士等を派遣し、内部統制の整備等の取組を支援します。

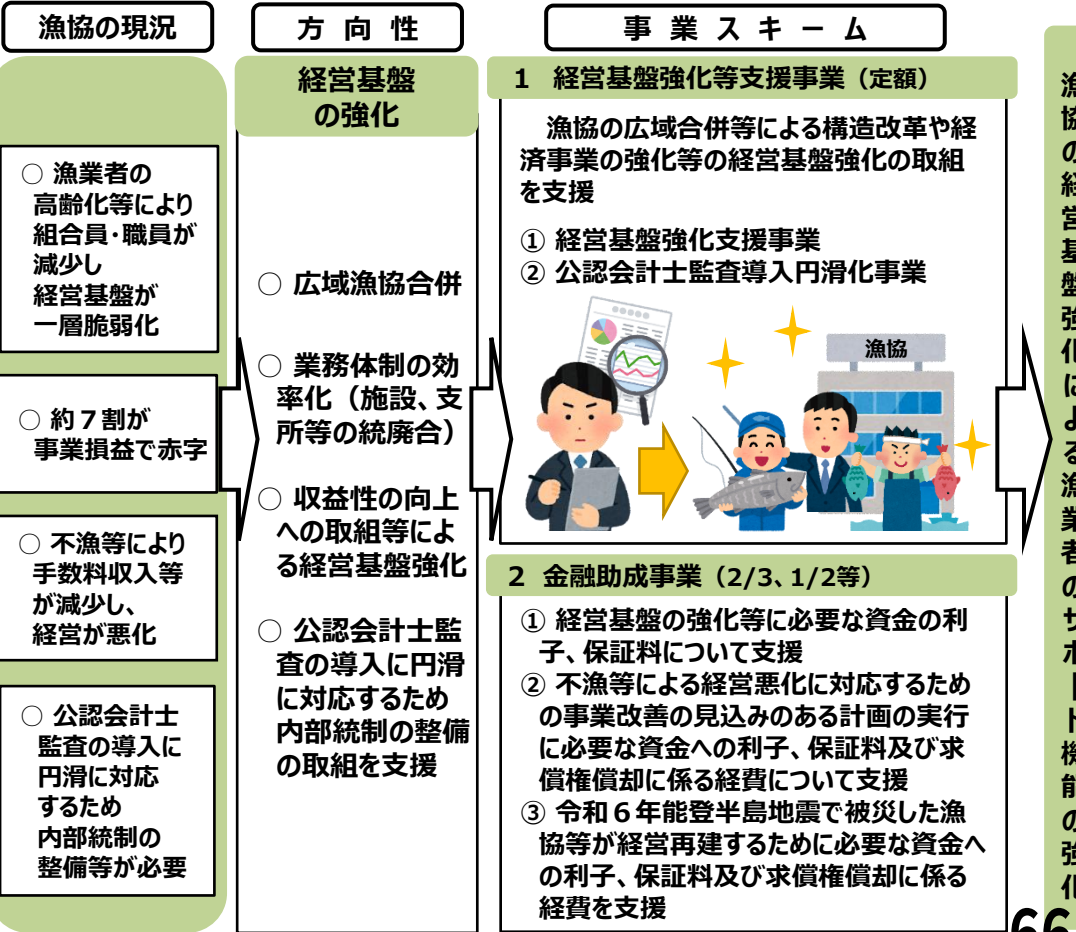
2. 金融助成事業

- ① 上記 1 の①により漁協等が取り組む**経営基盤の強化等に必要な資金の借入に係る経費を助成**します。
- ② 漁協・漁連が**不漁等による経営悪化に対応するための事業改善の見込みのある計画**を実行するのに**必要な資金（借換含む）**が金融機関から円滑に調達できるよう、**資金の借入に係る経費を助成**します。
（償還期間10年（うち据置3年）、〔特認〕 償還期間15年（うち据置5年））
- ③ **令和 6 年能登半島地震で被災した漁協・漁連の経営再建のための資金（運転・負債整理・設備）**に対して、**借入に係る経費を助成**します。

3. 管理運営事業費

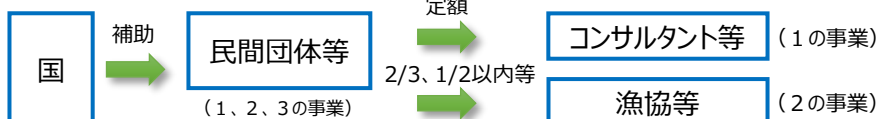
上記 1 及び 2 の事業を行うに当たっての**管理運営経費を助成**します。

<事業イメージ>



【お問い合わせ先】水産庁水産経営課（03-3502-8416）

<事業の流れ>



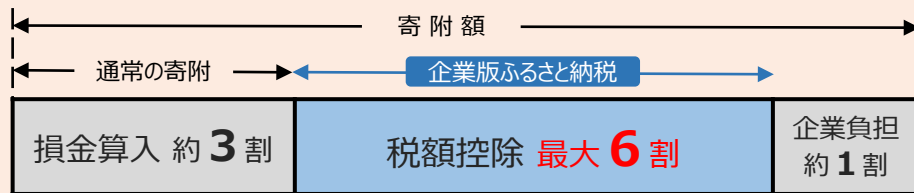
企業版ふるさと納税

- 地方創生の充実強化に向け、民の力を活用し、地方への資金の流れを生み出す目的で創設（H28年度～）
- 地方創生の取組に対して企業が寄附した場合、法人関係税を税額控除 （最大約 9 割の軽減効果）
※地方公共団体が地方版総合戦略を基に地域再生計画を策定する必要あり
- 企業の人材を地方公共団体等に派遣し、人件費分の寄附を合わせて行うことで「人材派遣型」としても活用可能

ポイント

- ✓ 寄附企業への経済的な見返りは禁止(※)
- ✓ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外
- ✓ 10万円以上の寄附が対象

※ 地方公共団体のHP・広報誌等による寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た地方公共団体との契約等は可能(Q&A等参照)



例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減！

<税額控除について>

法人住民税：寄附額の 4 割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
法人税：法人住民税で 4 割に達しない場合、その残額を税額控除
ただし、寄附額の 1 割を限度（法人税額の 5 %が上限）
法人事業税：寄附額の 2 割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

<対象外団体について>

東京都及び市区町村のうち地方交付税の不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は本制度の対象外

企業のメリット

- ◆ 社会貢献を通じたイメージアップ（企業としてのPR効果）
- ◆ 地域資源を生かした新しい事業の展開 等



援農ボランティアツアーの実施
（青森県弘前市）



ロケット発射場や滑走路の整備など
航空宇宙産業の推進（北海道大樹町）

自治体のメリット

- ◆ 民間資金を活用した地方創生の取組の活性化
- ◆ 官民連携による企業とのパートナーシップの構築 等

活用実績

寄 附 額： **631.4億円**（R6実績・前年比34%増）
寄 附 企 業： **8,464社**（R6実績・前年比10%増）
計画策定自治体： **1,674団体**（R7.11.28時点）



中小企業経営強化税制（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

- 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を促進するため、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づく設備投資について、**即時償却及び税額控除（10%※）のいずれかの適用**を認める措置。※資本金3,000万円超の場合は7%
- 令和7年度税制改正において、100億企業の創出を促進するための拡充措置として、売上高100億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う**建物※を対象設備に追加（E類型追加）**の上、**適用期限を2年延長**。
※建物を新增設した場合における建物及びその附属設備については、**雇用者給与支給総額が前年度末と比較して2.5%以上増加した場合、特別償却15%又は税額控除1%、5.0%以上増加した場合、特別償却25%又は税額控除2%を適用**。

現行制度 【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性※が旧モデル比平均1%以上向上 する設備 ※単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	工業会等	機械装置（160万円以上） 工具（40万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）	・ 生産等設備 を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率※が年平均7%以上 の投資計画に係る設備 ※計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる	経済産業局	器具備品（40万円以上） 建物附属設備（60万円以上）	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	
経営規模拡大設備 (E類型)	● 投資利益率が年平均7%以上 ● 売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ● 売上高成長率年平均10%以上を目指す ● 前年度売上高10億円超90億円未満 ● 最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上 ● 賃上げ率2.5% OR 5.0%以上 等 ※拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。		機械装置（160万円以上） 工具（40万円以上） 器具備品（40万円以上） ソフトウェア（70万円以上） 建物及びその附属設備（合計1,000万円以上） （生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る） ※税制対象の設備投資総額の上限は、60億円	

※1 発電用の機械装置・建物・建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要。
※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）・建物・建物附属設備を除く。
※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものを除く。
※4 コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除く。

中小企業経営強化税制（所得税及び法人税）

中小企業経営強化法に基づき、認定を受けた経営力向上計画に従って行われた、一定の設備投資について、即時償却または税額控除の適用を受けることができます。

1 特例の対象者

青色申告書を提出する中小企業者等で、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた以下の①～④のいずれかに該当する者

①資本金又は出資金の額が1億円以下の法人、②資本金又は出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人、③常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業者、④協同組合等

※ 中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する「特定事業者等」に該当するものに限りします。

ただし、次の法人（発行済株式等の2分の1超がアグリビジネス投資育成株式会社の所有に属している農地所有適格法人を除きます。）は、資本金の額又は出資金の額が1億円以下でも本税制措置の対象とはなりません。

①同一の大規模法人（注）から2分の1以上の出資を受ける法人

②2以上の大規模法人（注）から3分の2以上の出資を受ける法人

③前3事業年度の所得金額の平均額等が15億円を超える法人

（注）大規模法人とは、資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人、資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

※農事組合法人、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合は対象外です。

2 対象設備と取得価額等要件

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
A類型	①生産性が旧モデル比平均1%向上する設備 ②一定期間内販売されたモデル（最新モデルである必要はありません。 ※1）	工業会等	機械装置（160万円以上） 工具（40万円以上） （A類型の場合、測定工具、検査工具に限る。）	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。
B類型	投資収益率が年平均7%以上の投資計画に係る設備	経済産業局	器具備品（40万円以上） 建物附属設備（60万円以上）	・国内への投資であること ・中古資産、貸付資産でないこと等
D類型	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る。）	
E類型	①投資利益率が年平均7%以上 ②売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ③売上高成長率年平均10%以上を目指す ④前年度売上高10億円超90億円未満 ⑤最低投資額1億円or前年度売上高5%以上 ⑥賃上げ率2.5%or5.0%以上等		機械装置（160万円以上） 工具（40万円以上） 器具備品（40万円以上） ソフトウェア（70万円以上） 建物及びその附属設備（合計1,000万円以上） （生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る） ※税制対象の設備投資総額の上限は、60億円	

※1 A類型の販売開始時期：機械装置（10年以内）、工具（5年以内）、器具備品（6年以内）建物附属設備（14年以内）、ソフトウェア（5年以内）

3 特例の内容

①即時償却

② 10%の税額控除（資本金の3千万円超1億円以下の法人は7%）

→取得価額の10%分の税額控除を受けることができます。

税額控除限度額は、中小企業投資促進税制による控除額との合計で、所得税額又は法人税額の20%が上限。上限を上回る場合は翌年度に限り、繰り越すことが可能。

①又は②を選択し、優遇措置が受けられます。

4 特例の効果

課税所得金額が800万円の中小事業者が、取得価額1,000万円の機械を購入した事業年度の場合

即時償却

初年度の税負担はゼロ円

選択適用

メリット:投資初年度の負担が大きく軽減され、キャッシュフローの改善に役立ちます。
また、償却期間が短縮されるため新規投資へのインセンティブ効果が高まります。
ただし、初年度以後においては減価償却費が減少して利益が多くなるため、償却期間が終了するまでのトータルの所得税額又は法人税額でみると、納税額は変わりません。

税額控除制度では

24万円の税額控除

<中小企業投資促進税制を利用していない場合の例>

法人税額の20%を限度として、取得価額の10%が税額控除されます。

取得価額ベース： $\begin{matrix} \text{＜取得価格＞} \\ 1,000\text{万円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{＜税額控除率＞} \\ 10\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{＜税額控除＞} \\ 100\text{万円} \end{matrix}$

事業年度法人税額ベース： $\begin{matrix} \text{＜課税所得＞} \\ 800\text{万円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{＜法人税率＞} \\ 15\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{＜上限率＞} \\ 20\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{＜税額控除限度額＞} \\ 24\text{万円} \end{matrix}$ 【適用】

メリット:減価償却費及び償却期間は通常どおりですが、所得税額又は法人税額の控除が行えるため、トータルの税額でみると納税額は少なくなります。

上記の減税額は課税所得や取得価格により異なります。

【問い合わせ先】

新事業・食品産業部企画グループ 03-6744-2092

中小企業投資促進税制（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における設備投資を後押しするため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%※）又は特別償却（30%）の適用を認める措置。 ※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る
- 令和7年度税制改正において、適用期限を2年延長。

現行制度 【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

対象者	・ 中小企業者等（資本金額 1 億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・ 従業員数 1 , 0 0 0 人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	・ 機械及び装置【1 台 1 6 0 万円以上】
	・ 測定工具及び検査工具【1 台 1 2 0 万以上、1 台 4 0 万円以上かつ複数合計 1 2 0 万円以上】
	・ 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計 7 0 万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用osのうち一定のものなどは除く
	・ 貨物自動車（車両総重量 3 . 5 トン以上） ・ 内航船舶（取得価格の 7 5 %が対象）

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外
※総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

中小企業投資促進税制

中小企業者等（食品関係企業を含む）が機械装置などを導入した場合に、特別償却又は税額控除が認められます。

1 特例の対象者

青色申告書を提出する中小企業者等（ほぼ全ての業種）で、以下の①～④のいずれかに該当する者

①資本金又は出資金の額が1億円以下の法人、②資本金又は出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人、③常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業者、④農業協同組合等

2 対象設備と取得価額等要件

対象となる設備とその取得価額等要件は以下のとおりです。

設備区分	要 件
機械装置	全て（1台160万円以上）
工具	一定の測定工具・検査工具 （1台120万円以上又は1台40万円以上かつ複数台計120万円以上）
ソフトウェア	一定のソフトウェア（複数基計70万円以上）
普通貨物車両	車両総重量3.5t以上
内航船舶	取得価額の75%

※ 冷凍ケース、照明設備などの器具・備品や建物附属設備など、この特例措置の対象となっていない設備については、中小企業経営強化税制を利用することが可能です。

3 特例の内容

新品の機械等を購入した場合に、

① 30%の特別償却

→通常の減価償却費に、取得価額の30%分の特別償却費を加えることができます。

② 7%の税額控除（個人事業者又は資本金の額等が、3千万円以下の中小企業者等に限る）

→取得価額の7%分の税額控除を受けることができます。

税額控除限度額は、他の税制特例*による控除額との合計で、事業所得に係る所得税額又は法人税額の20%が上限。上限を上回る場合は翌年度に限り、繰り越すことが可能。

（* 中小企業経営強化税制）

①又は②を選択し、優遇措置が受けられます。

※中小企業経営強化税制のE類型の適用を受ける場合、E類型の投資計画の期間中は本措置の適用を受けることができません。

4 特例の効果

課税所得金額が800万円の中小事業者が、取得価額1,000万円の機械を購入した事業年度の場合

特別償却制度では

初年度の税額負担が45万円の軽減！！


$$\begin{array}{ccccccc} <\text{取得価格}> & & <\text{特別償却率}> & & <\text{法人税率}(\%)> & & <\text{減税額}> \\ 1,000\text{万円} & \times & 30\% & \times & 15\% & = & 45\text{万円} \end{array}$$

※中小法人企業者における800万円までの所得金額に適用される軽減税率(15%)としています。

選択適用



メリット: 投資初年度の負担が大きく軽減され、キャッシュフローの改善に役立ちます。
また、償却期間が短縮されるため新規投資へのインセンティブ効果が高まります。
ただし、初年度以後においては減価償却費が減少して利益が多くなるため、償却期間が終了するまでのトータルの所得税額又は法人税額でみると、納税額は変わりません。

税額控除制度では

24万円の税額控除！！

<中小企業経営強化税制を利用していない場合の例>

法人税額の20%を限度として、取得価額の7%が税額控除されます。

$$\begin{array}{ccccccc} <\text{取得価格}> & & <\text{税額控除率}> & & <\text{税額控除}> \\ \text{取得価額ベース: } 1,000\text{万円} & \times & 7\% & = & 70\text{万円} \end{array}$$

$$\begin{array}{ccccccc} <\text{課税所得}> & <\text{法人税率}> & <\text{上限率}> & <\text{税額控除限度額}> \\ \text{事業年度法人税額ベース: } 800\text{万円} & \times & 15\% & \times & 20\% & = & 24\text{万円} \text{【適用】} \end{array}$$

メリット: 減価償却費及び償却期間は通常どおりですが、所得税額又は法人税額の控除が行えるため、トータルの税額でみると納税額は少なくなります。

上記の減税額は課税所得や取得価格により異なります。

【問い合わせ先】

新事業・食品産業部企画グループ 03-6744-2092

新ロードマップに基づく資源管理等高度化促進事業

令和8年度予算概算決定額 623百万円（前年度 706百万円）
〔令和7年度補正予算額 130百万円〕

＜対策のポイント＞

改正漁業法の下、資源管理体制の構築を推進するため、「資源管理の推進のための新たなロードマップ」等に基づき、TAC管理・IQ管理の運用に必要な体制の強化、資源管理協定の高度化等を行うとともに、国際資源の管理体制構築を推進します。

＜事業目標＞

資源管理の推進による漁獲量の回復（漁獲量292万t〔令和4年度〕 → 444万t〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

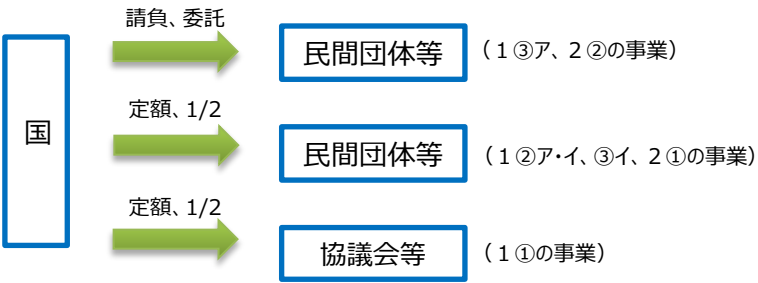
1. 資源管理協定高度化等推進事業

- ① 資源管理協定高度化推進事業
資源管理協定の取組を高度化するために、漁業者から海洋・漁獲データを収集する等し、協定の履行確認、協定の取組の効果の検証を行う取組等を支援します。
- ② 数量管理体制構築推進事業
ア IQ管理の推進に向けた調査等の取組を支援します。
イ 定置網漁業等における数量管理促進のための技術開発を支援します。
- ③ 遊漁資源管理システム構築事業
ア 適切なTAC管理体制を確立するため、遊漁による採捕量等を把握するための調査を実施します。また、クロマグロ遊漁について管理の高度化を図るため、必要なシステムの運用・保守を行います。
イ 遊漁者に対する資源管理の指導、遊漁船における採捕量の収集を促進させる取組等に必要な経費を支援します。

2. 国際資源の管理体制構築促進事業

- ① 周辺諸国等と協調した資源管理の推進等のための民間協議、国際的な資源管理に必要な情報収集等を支援します。
- ② 地域漁業管理機関（RFMO）によるかつお・まぐろ等の国際管理資源の管理措置を履行するとともに、資源評価・管理に資する正確なデータ収集を推進します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

国内資源の管理体制構築促進

「資源管理協定の高度化」

- PDCAサイクルの実施を通じて協定の取組を高度化するため、協定の取組の着実な実施に加え、その効果の検証に必要な調査指導等の実施等の取組を支援

「TAC管理・IQ管理体制を強化」 IQ管理の推進に向けた調査等の取組

- IQ管理の推進のため、漁業者・研究者・行政等の連携による資源評価に対する理解醸成の取組や来遊状況等を踏まえた効果的な資源管理を実施するための調査等を支援
- 数量管理のための技術の開発
・定置網漁業等の数量管理技術の開発を支援

「遊漁採捕量等の把握・クロマグロ遊漁の管理高度化、遊漁者等への周知啓発」

- 遊漁採捕量等の調査の実施
- クロマグロ遊漁の管理高度化のためのシステムの運用
- 遊漁船業者への講習会等の実施や遊漁指導員の育成・派遣等を支援

国際資源の管理体制構築促進

- 科学オブザーバーやEMで資源評価・管理に必要なデータを収集・分析、データ解析の充実による監視強化
- 周辺諸国等との資源管理の推進等のための民間協議、国際的な情報収集等の実施
- VMSシステムによる操業管理、違法操業抑止・システム保守による監視強化
- 漁獲証明制度、DNA検査等による輸入止・システム保守による監視強化
- まぐろ類の管理・集計・分析の実施

【お問い合わせ先】（1①、②アの事業）水産庁漁獲監理官（03-3502-8452）
（1②イの事業）研究指導課（03-6744-0205）
（1③の事業）管理調整課（03-3502-7768）
（2の事業）国際課（03-3501-3861）

海の駅

- マリン事業の振興を図ることを目的に、プレジャーボート利用者のための「いつでも誰でも気軽に安心して立ち寄り、利用でき、憩える港」を「海の駅」として「海の駅ネットワーク」※が認定。

(認定要件は、ビジターバース及びトイレの設置、観光等の情報提供)

- 平成14年から認定を開始し、現在179駅 (R7.3.31時点)
- 自治体や漁業関係者等と連携したイベント、海産物の販売、漁業体験等を行っている「海の駅」もある。

※海の駅ネットワーク

- 海の駅や海洋レジャーに関する情報発信、普及啓発等を目的とした任意団体。
- 事務局は (一財)日本海洋レジャー安全・振興協会及び (公社)全国漁港漁場協会

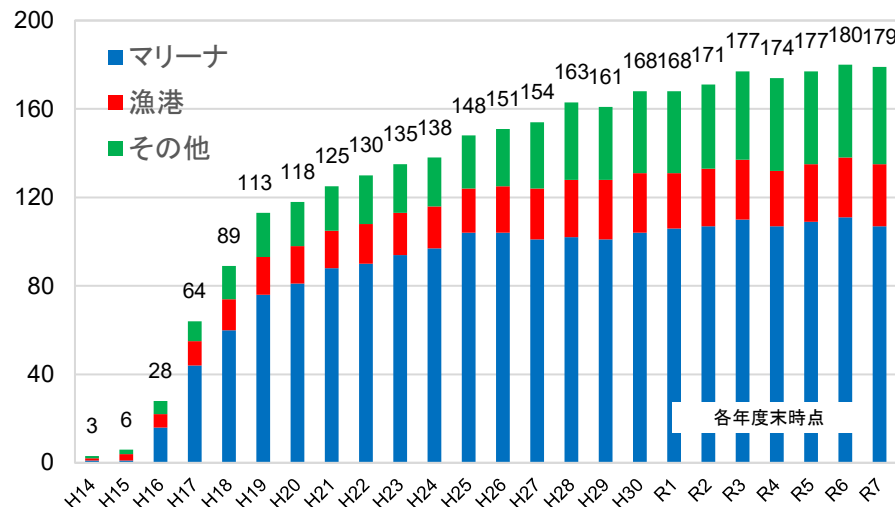


おたる海の駅
(小樽港マリーナ)

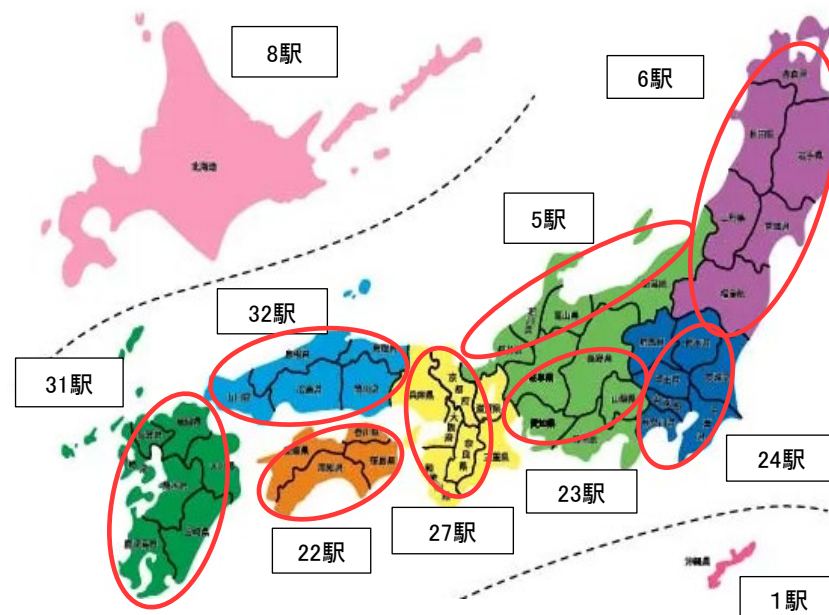


きよなん ほと海の駅
(千葉県・保田漁港)

「海の駅」の数



出典: 海の駅ネットワーク



浜の活力再生・成長促進交付金

令和8年度予算概算決定額 1,752百万円（前年度 1,952百万円）

<対策のポイント>

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた**共同利用施設の整備、地域一体でのデジタル技術の活用、密漁防止対策、海業推進、災害時の迅速な施設復旧等の取組を支援**します。

<事業目標>

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得向上（10%以上〔取組開始年度から5年後まで〕）

<事業の内容>

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

浜プランの着実な推進を図るため、**漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組、地域一体でのデジタル技術の活用、働き方・就労環境改善への取組等**を支援します。

2. 水産業強化支援事業

漁業所得の向上を図るため、**共同利用施設の整備、産地市場の電子化や作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、種苗生産施設や養殖関連施設の整備、プラン策定地域における密漁防止対策、災害時の迅速な施設復旧等**を支援します。

3. 海業推進事業

海業の推進による漁業所得の向上及び漁村の活性化を図るため、**漁港漁村の就労環境改善・強靱化や交流促進に資する整備、災害時の迅速な施設復旧**を支援します。

<事業イメージ>

浜の活力再生プラン（浜プラン）

- ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
- ・漁業所得を10%以上向上させることが目標



<以下の事業により、浜プランの推進を支援>

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

2. 水産業強化支援事業

<ハード事業>

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・産地市場の電子化や作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援
- ・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
- ・種苗生産施設や養殖関連施設の整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援



荷さばき施設



鮮度保持施設



荷受け情報の電子化



種苗生産施設

<ソフト事業>

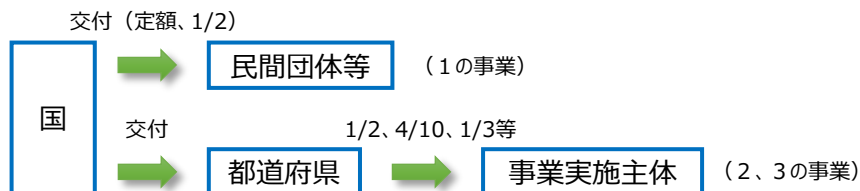
- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、内水面資源の災害復旧、地下海水の試掘調査等の取組を支援
- ・災害の未然防止、被害の拡大防止等を支援

3. 海業推進事業

<ハード事業>

- ・漁港漁村の就労環境改善・強靱化、海業推進等に必要な整備を支援

<事業の流れ>



<対策のポイント>

山村の活性化を図るため、山村の特色ある**地域資源の活用**等を通じた**所得・雇用の増大**を図る取組を支援します。

<事業目標>

中山間地域等において、地域資源を活用した商品開発等による付加価値向上や販路開拓に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（300地区[令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への**販売促進、付加価値の向上**等を通じた**地域経済の活性化**を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト面の取組（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限1,000万円/年）】

2. 商談会開催等事業

① 商談会開催等支援

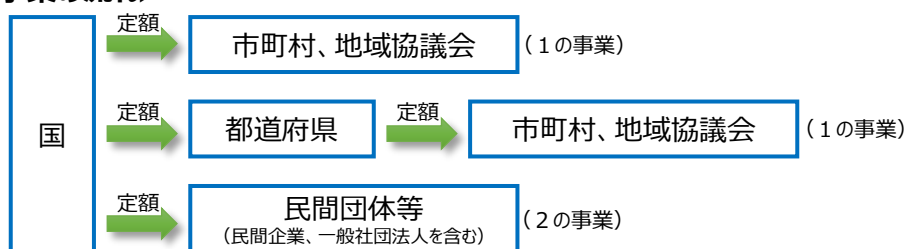
山村の地域資源を活用した商品の**販路開拓**や**山村の価値・魅力の普及**のため、**バイヤー等との商談会や販売会**の開催、**情報発信**などを支援します。

② 山村振興セミナー支援

地域資源を最大限活用した新ビジネスをより効果的に創出するため、商品づくりに必要な**マーケティングのノウハウに係る基礎講習**、ビジネスモデル作成に関する**実践力を養う企画コンペ形式のワークショップの実施**を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 山村活性化対策事業

地域資源の賦存状況・利用形態等の調査

資源量調査、文献調査、聞き取り調査
地域資源の管理・保全形態等調査 等



現地調査

地域資源を活用するための 合意形成、組織づくり、人材育成

住民意向調査、地域住民によるワークショップ開催
資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり 等



合意形成・計画づくり

地域資源の消費拡大や販売促進、 付加価値向上等を図る取組

地域資源（農林水産物等）を使った地域産品づくり※
観光体験プログラム開発、モニターツアー実施
既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり
商品パッケージ等のデザイン検討、ECサイトの立ち上げ 等
※商品の製造加工を非振興山村地域で行うことも可能



地域産品の加工・商品化

地域資源を活用
したビジネス創出
の支援

2. ② 山村振興セミナー支援
外部専門家によるマーケティングに関する基礎講習
ビジネスモデル作成に関する企画コンペ形式WS

2. ① 商談会開催等支援

山村地域の参加者とバイヤー等との商談会・
販売会の開催・運営、販売力向上セミナー 等



商談会の開催

農林水産業を核とした山村の所得・雇用の増大
に向けた取組の推進

漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業

令和8年度予算概算決定額 1,350百万円（前年度 1,366百万円）
〔令和7年度補正予算額 721百万円〕

<対策のポイント>

新たに気候変動・環境変化による藻場の減少等に対応するため、漁場生産力の回復・強化やブルーカーボンの推進の観点を踏まえ、漁業者等が行う藻場等の保全活動を重点的に支援します。また、モニタリングの強化、専門家の指導等により活動の実効性を確保します。

<事業目標>

- 環境・生態系の維持・回復（対象水域での生物量を20%増加〔令和11年度まで〕）
- 藻場の保全対策を強化（藻場の保全面積 6,200ha〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業

漁業者等が行う、水産業・漁村の多面的機能の強化に資する以下の取組を支援します。

① 環境・生態系保全

漁場生産力の強化に資する藻場の保全活動（ウニ・食害魚等の駆除、海藻種苗の投入、藻場を保護する区域の設定）や干潟等の保全活動を重点的に支援します。併せて、モニタリングの強化、専門家の指導、PDCAサイクル等により活動の実効性を確保します。

② 海の安全確保

藻場等の海洋環境の変化を早期に捉えながら行う国境・水域の監視、海の監視ネットワーク強化、海難救助訓練等を支援します。

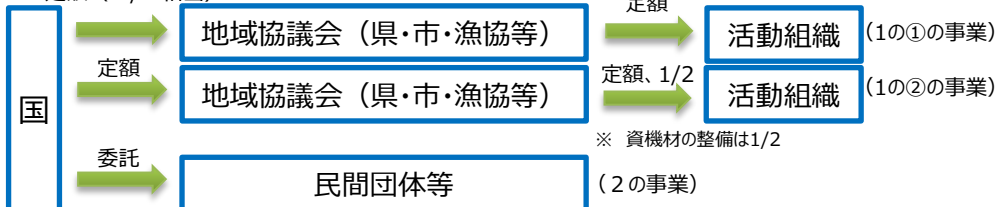
※ 上記①及び②に併せて実施する多面的機能の国民に対する理解の増進を図る活動組織を支援します。

2. 漁場生産力・水産多面的機能強化対策支援事業

漁業者等が行う環境・生態系保全の活動の評価・検証、技術的な課題に対する助言・指導及び効果的な活動の全国展開等に取り組みます。

<事業の流れ>

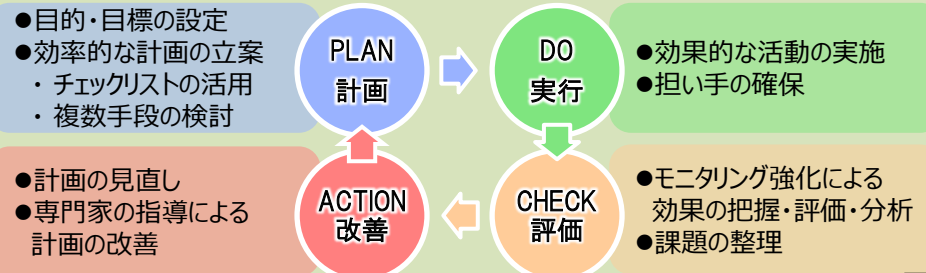
定額（1/2相当）



<事業イメージ>



【PDCAサイクルによる活動の実効性の確保】



〔お問い合わせ先〕水産庁防災漁村課（03-3501-3082）

漁業構造改革総合対策事業

令和8年度予算概算決定額 179百万円（前年度 1,189百万円）
〔令和7年度補正予算額 6,500百万円〕

<対策のポイント>

我が国漁業・養殖業を海洋環境の変化に対応した収益性の高い構造へ改革するため、**漁獲対象種・漁法の複数化、沿岸漁業者による協業化、陸上養殖・大規模沖合養殖の導入等の新たな操業・生産体制への転換による収益性向上の実証を支援**します。

<事業目標>

- 収益性の高い操業・生産体制への転換等を促進するための実証に取り組む漁業者等の償却前利益の確保（達成率80%以上〔令和8年度まで〕）
- 戦略的養殖品目の生産量の増加（409千t〔平成30年度〕→620千t〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 漁業改革推進集中プロジェクト運営事業

漁獲から流通に至る操業・生産体制を改革し、**収益性向上や海洋環境の変化への対応等を図る改革計画又は操業転換方針の策定等を支援**します。

2. 漁業構造改革推進事業（もうかる漁業創設支援事業等）

① 漁船漁業における収益性向上の実証

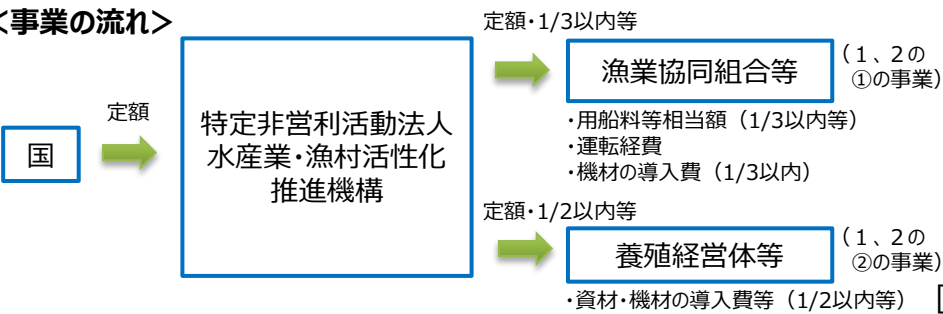
単一の水産資源に頼らない**漁獲対象種・漁法の複数化に必要な改革型漁船の導入、養殖への転換・兼業、沿岸漁業者による協業化等、操業体制の改革の取組による収益性向上の実証を支援**します。

② 養殖業における収益性向上の実証

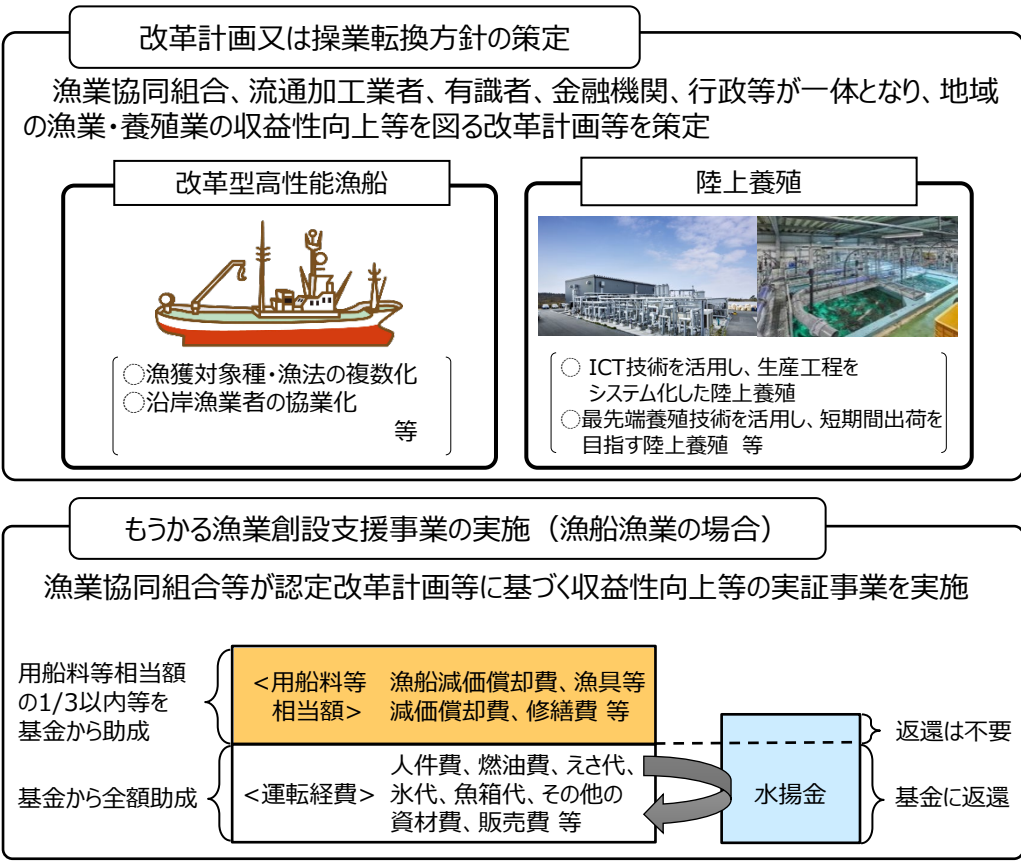
陸上養殖・大規模沖合養殖システムの導入等の新たな生産体制への転換による収益性向上の実証を支援します。

認定された養殖業改善計画等に基づく**マーケットイン型養殖業等の実証に必要な資材・機材の導入費等を養殖経営体・グループ等に支援**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



（1, 2の①の事業）水産庁研究指導課（03-6744-9790）
（1, 2の②の事業）栽培養殖課（03-6744-2383）

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち
地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）

令和8年度予算額

7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数

〔令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数〕

＜対策のポイント＞

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援します。また、農泊を実施した地域が輸出産地等と連携し、我が国の食文化への関心を有するインバウンドによる食関連消費の拡大を目指して「食」に特化した高付加価値なコンテンツを造成する取組等を支援します。

＜事業目標＞

- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（1,200万人〔令和11年度まで〕）
- 農泊地域における宿泊等の売上額（2,200億円〔令和11年度まで〕）

＜「農泊」の推進について＞



＜事例集＞



＜事業の内容＞

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業【交付率：定額】

ア 農泊地域創出：農泊の推進体制整備や地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの造成、Wi-Fi等の環境整備等を支援します。【事業期間：上限2年、上限1,000万円（年標準額：500万円）】

〔アの取組を実施した農泊地域に対して、更なる高付加価値化のため、以下を支援〕

イ 農泊地域経営強化：単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。

【事業期間：上限2年、上限500万円（年標準額：250万円）】

ウ インバウンド食関連消費拡大：輸出産地等との連携による「食」に特化した高付加価値コンテンツの造成等を支援します。【事業期間：上限3年、上限1,500万円（年標準額：500万円）】

② 人材活用事業【事業期間：①に準ずる、交付率：定額（研修生：上限250万円/年、専門家：上限650万円/年）】

③ 広域ネットワーク推進事業【事業期間：1年、交付率：定額（上限250万円等）】

戦略的な国内外へのプロモーション、課題を抱える地域への専門家派遣・指導、ニーズ調査等を支援します。

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）

① 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、飲食施設、体験・交流施設等の整備を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間）】

＜遊休資産の改修、避難所等としての活用、複数施設（そのうち少なくとも1つは1①ウに不可欠な施設）の整備を実施する場合、上限額引上げ＞

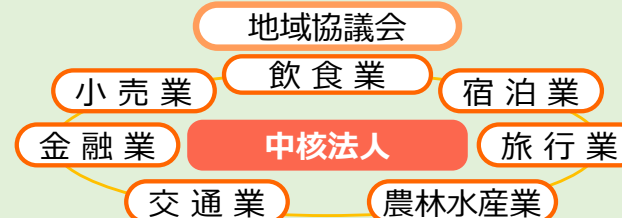
② 農家民泊等における小規模な改修を支援します。

【事業期間：1年、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）】

＜農家民宿への転換、避難所等としての活用を実施する場合、上限額引上げ＞

＜事業イメージ＞

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの造成



インバウンド向け食コンテンツの造成



専門家の派遣・指導



食の高付加価値化に不可欠な内装・遊休資産を活用した施設の整備



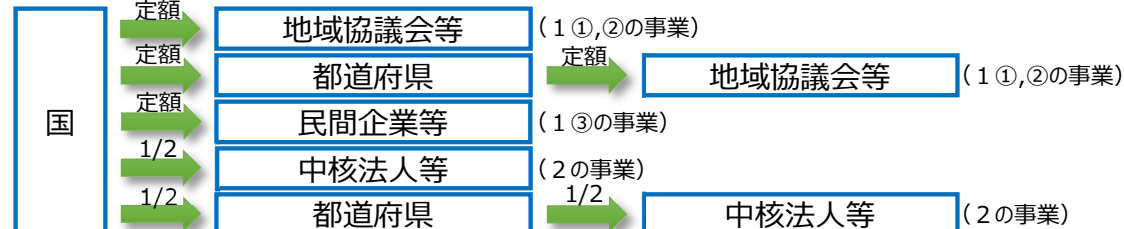
17

80

※下線部は拡充事項

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-5466）

＜事業の流れ＞



○ 令和8年度予算において、地域ならではの「食」を提供する団体等と連携し、インバウンドの関心の高い「食」に特化した高付加価値コンテンツの造成に向けた資源の洗い出しから高付加価値化の実現までに至る一体的な取組と、その取組に不可欠な施設整備への支援について拡充。

農泊推進体制

法人化された中核法人※を中心として、多様な関係者がプレイヤーとして地域協議会に参画し、地域が一丸となって継続的に取り組む。
(構成員に農林水産業のいずれかに関わる者を含むこと)

※ 中核法人は、地域における宿泊、食事、体験等の中核を担うとともに、地域全体のマーケティングやマネジメント等の協議会構成員間の調整を行う。

地域協議会

小売業

飲食業

宿泊業

金融業

中核法人

旅行業

交通業

自治体

農林水産業

農林漁業体験

農家 レストラン

農家民宿・民泊

スポーツ
アクティビティ

ジビエ

ホテル・旅館

市町村・中核法人

廃校を活用した宿泊施設

古民家等を活用した宿泊施設

農家民宿・民泊

※民泊等の経営者が単独で事業を申請することは不可

○ このほか、経営高度化に向けた研修、専門家の派遣・指導、国内外へのプロモーション等を支援し、人材育成や農泊需要の喚起を推進

地域協議会の取組への支援

市町村・中核法人等の取組への支援

< ソフト対策 >

農泊推進事業

新たに農泊に取り組む地域における、体制の整備やコンテンツ造成等の取組を支援

農泊地域創出タイプ	農泊をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等に要する経費を支援 〔ワークショップの開催、地域協議会の設立・運営、地域資源を活用した体験プログラム・食事メニュー開発、宿泊予約システム 等〕	事業実施期間：上限2年間 交付率：定額 上限：1,000万円/地域 (年標準額：500万円)
農泊地域経営強化タイプ	地域協議会内の宿泊・食事・体験等の観光コンテンツの単価引き上げやDX等の生産性向上によるコスト節減等により高付加価値化を目指す新たな取組に要する経費を支援 〔ワークショップの開催、地域資源を活用した体験プログラム・食事メニュー開発、宿泊予約システム、簡易な施設整備 等〕	事業実施期間：上限2年間 交付率：定額 上限：500万円/地域 (年標準額：250万円)
NEW! インバウンド食関連消費拡大タイプ	過去に農泊推進事業に取り組んだ地域協議会における、インバウンド向けの「食」の高付加価値化に向けた新たな取組を支援 インバウンドの食関連消費拡大を目指し、地域ならではの「食」を提供する団体等との連携体制を構築し、多様な「食」資源の洗い出しから高付加価値化の実現までに至る一体的な取組を支援 〔関係団体等との連携体制構築、ターゲット国のニーズ調査、食コンテンツ造成、多言語による情報発信、海外商談会への出展 等〕	事業実施期間：上限3年間 交付率：定額 上限：1,500万円/地域 (年標準額：500万円)

人材活用事業

※農泊推進事業と併せて実施すること

研修生タイプ or 専門家タイプ	「地域協議会の事務局業務や観光コンテンツの提供などを担う地域外の人材（研修生）」又は「地域内に無い専門知識を持つ人材（専門家）」の雇用等に要する経費を支援 ※専門家を活用する地域の採択上限数有り	事業実施期間：上記タイプに準ずる 交付率：定額 上限：研修生タイプは250万円/年、専門家タイプは650万円/年
-------------------------	--	--

< ハード対策 >

宿泊施設等の整備事業

※以下2つの実施形態のうちいずれか

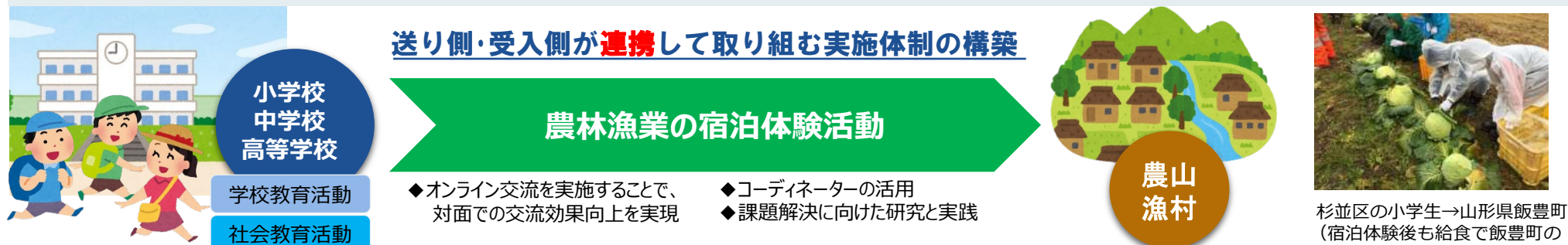
市町村・中核法人実施型	古民家等を活用した滞在施設、体験交流施設、農家レストラン等の整備に要する経費を支援	事業実施期間：上限2年間、交付率：1/2 上限：原則2,500万円
農家民泊経営者等実施型	農家民泊等における小規模な改修に要する経費を支援	事業実施期間：1年間、交付率：1/2 上限：5,000万円/地域かつ1,000万円/経営者

※ インバウンド食関連消費拡大タイプを活用した「食」の高付加価値化の取組に不可欠な施設を含め複数施設を整備することとなる場合は、上限を1,500万円引上げ
※ そのほか、地域の防災計画等と連携した避難所等として活用する場合は200万円、古民家等の遊休施設を活用する場合は2,500万円、市町村所有の遊休資産を活用する場合は7,500万円、それぞれ上限を引上げ
※ 地域の防災計画等と連携した避難所等として活用する場合、上限を1,000万円/地域かつ200万円/経営者引上げ

818



農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や関係人口の創出・深化に寄与（**子ども農山漁村交流プロジェクト、略称「子プロ」**）。



①子供農山漁村交流支援事業（上限：1組あたり250万円）

送り側と受入側の自治体が連携して取り組む**宿泊体験活動**をモデルとして、その実証・調査により得られた成果やノウハウを全国へ展開。 ※対象経費：コーディネーター費用、子ども、教員等の宿泊費用、旅費等

②体験交流計画策定支援事業（上限：100万円）

子プロの継続的な実施体制の構築のため、「**子供の農山漁村体験交流計画**」の策定を支援。国が委託したコーディネーターが伴走しながら、効果的な宿泊体験プログラムや、マッチング相手となる自治体を探す等の課題について検討を行う。

③子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子プロ推進のため、有識者による講義や先進事例、国の支援施策等について情報提供を行うセミナーを毎年開催。

POINT

- 上記要件を満たせば**おためし地域留学**（事前見学ツアー等・数日～1週間程度）も対象となります。
- コーディネーターの配置に要する経費も対象となります。

関係人口創出・拡大のための対流促進事業

8年度概算決定額 0.52億円
(7年度予算額 0.56億円)

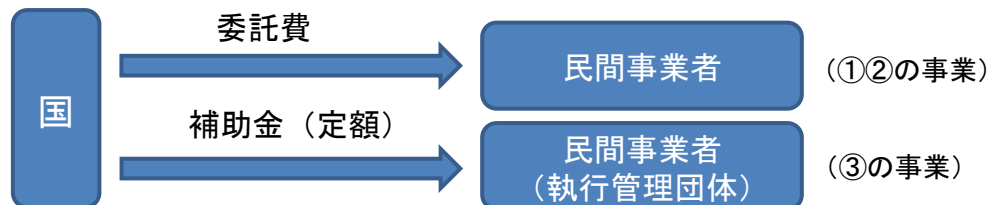
事業概要・目的

- 地方創生の基本構想では、人口規模が縮小しても「都市と地方は相互に補完し合い、結び付くことで全体の持続可能性を高める」とされています。この繋がりの基盤として、特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の量的拡大・質的向上を図る必要があります。
- そのためには、地域と関係人口の関わり方を分析し示すことで、地方公共団体等による関係人口の取組の裾野を広げていく必要があります。また、地域と関係人口の関わり方が、特産品の購入等の形から地域の困りごとを解決する副業・ボランティアといった形へ深化するプロセスにおいては、都市部住民と地域をつなぐ主体である中間支援組織が重要となります。
- 本事業では、地方公共団体や中間支援組織への情報提供や交流促進、関わりの深化に繋がるモデル的な取組を行う中間支援組織への支援等を行います。

事業イメージ・具体例

- ①地方公共団体向け手引の作成
地域の担い手確保に繋がる取組や都市住民の関心を引きくコンテンツを活用した取組等、関係人口の創出・拡大に係る先行的な地方公共団体の取組事例の分析を行い、好要素やその背景等を手引にまとめ、広く周知します。
- ②関係人口創出・拡大官民連携全国協議会の運営
多数の地方公共団体や中間支援組織が参加する官民連携協議会を運営し、全国・地方でのフォーラムや交流会の開催により関係人口施策の現場への浸透や交流促進を図ります。
- ③中間支援組織による取組の伴走支援
関係人口の地域との関わりをより深いものに導き、地域を支える人材として持続化させるため、関わりたい都市部住民と関わってほしい地域をつなぐ中間支援組織によるモデル的な取組を伴走支援します。

資金の流れ



期待される効果

創設に向けて検討が進められている「ふるさと住民登録制度」とも連携しながら、関係人口創出・拡大の加速化を図ることで地方への人の流れを生み出し、地域の担い手の確保等に貢献します。

現状・課題

文化遺産は、地域の人々の心のよりどころとして地域に活力を与える国民共有の財産であるが、過疎化や少子高齢化などによる地域コミュニティの衰退により保存維持の担い手が不足し、消失の危機にある。文化遺産が消失した際には元に戻すことが不可能あるいは極めて困難である。

一方で、地域の文化遺産は、地域文化の多様さ、豊かさを示すものであり、交流人口の増加など地域経済にも貢献することから、その積極的な活用が期待されている。このため、地域文化遺産を活用した取組を支援し、地域活性化を推進することが急務となっている。

事業内容

地域文化遺産を核とした地域活性化

地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能等の公開やシンポジウムの開催など、特色ある総合的な取組を支援する。

<補助対象>

- 人材育成（ボランティアガイド等の育成）
- 普及啓発（伝統芸能等の公開、シンポジウムの開催等）

<補助金の額>

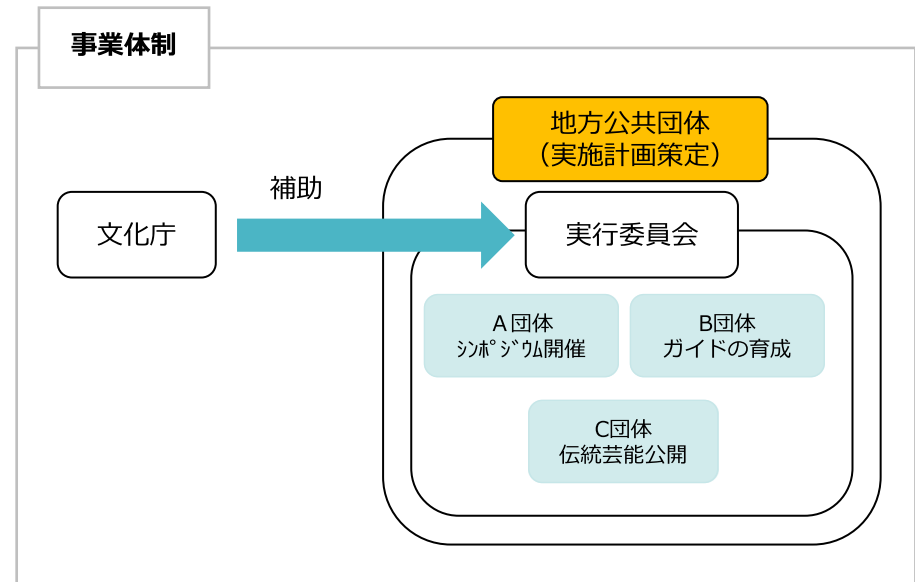
補助対象経費の85%が上限

件数・単価

約80件×500万円程度

事業開始年度

令和元年度



民俗芸能大会の開催



ボランティアガイドの育成

アウトプット（活動目標）

地域文化遺産の総合的な取組や地域伝統行事等の継承に必要な取組への支援

短期アウトカム（成果目標）

地域伝統行事等への
参加者数の増加

長期アウトカム（成果目標）

地域文化遺産の担い手確保

離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、ソフト事業を離島活性化交付金で、ハード事業(施設整備等)を離島広域活性化事業で支援する。

離島活性化交付金

目的:戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進のための事業を実施し、離島の振興を図る。

○定住促進事業

- ・産業活性化事業
 - ー雇用の創出のための戦略産品開発
 - ー戦略産品(5品目まで)の輸送費支援
 - ー企業誘致・創業(離島の地域課題解決に資する社会的事業に対する創業支援)等促進
- ・定住誘引事業
 - ーU. I. Jターン希望者のための情報提供
- ・流通効率化事業
 - ーコンテナ(冷凍、冷蔵含む)、荷役機材、冷凍庫、冷蔵庫等
- ・デジタル技術等新技術活用促進事業
 - ードローン、グリーンスローモビリティ、遠隔診療の導入等
- ・小規模離島等生活環境改善事業
 - ー買い物支援、高齢者の送迎支援等
- ・安全・安心向上事業
 - ー防災計画作成、防災講習の実施、防災機能強化のための設備等

○交流促進事業

- ・離島における地域情報の発信
 - ーパンフレット作成、WEBの作成運用、PR活動等
- ・交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり
 - ー中間支援組織の立ち上げ、観光メニュー等のプログラムの作成
- ・島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進
 - ー離島留学に関する支援、離島体験ツアー等

離島広域活性化事業(社会資本整備総合交付金)

目的:一の離島を超える広域的な地域の活性化を図ることが重要となっていることに鑑み、離島の広域的な地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、離島の振興を図る。

※下線部分につき令和8年度拡充

○定住促進住宅整備事業

- ・定住促進住宅の整備(既存施設の改修等及び新築)※

○定住誘引施設整備事業

- ・シェアオフィス等の整備(既存施設の改修等及び新築)※
- ・交流施設の整備(既存施設の改修等及び新築)※

※既存施設の除却費用も対象とする

○流通効率化関連施設整備事業

- ・冷蔵倉庫、荷さばき施設等の整備

○定住基盤強化事業

- ・避難施設・非常用電源・備蓄倉庫、高付加価値コンテナ等の整備

- ・交流施設の整備のうち、渡船施設周辺の船客待合所・トイレ改修等は、本土側も対象
- ・定住促進住宅、定住誘引施設について二地域居住を促進する事業に重点的に配分

◆主な補助率:都道府県、市町村……各事業の1/2以内
民間団体 ……………各事業の1/3以内

事業目的

- 子供たちの豊かな成長に欠かせない自然体験、農山漁村体験、海業体験、登山、文化芸術体験などの学校等における様々な体験活動を引き続き着実に支援。
- 学校とより広いコミュニティが相互に連携・協働する体験活動の機会を充実することで、自己肯定感や協調性など、児童生徒のウェルビーイングの向上を図る。
- 不登校児童生徒を対象とした教育支援センター等が実施する体験活動も支援。

事業概要

学校等における宿泊体験活動の取組に対する着実な支援

（１）宿泊体験事業

①小学校、中学校、高等学校等における取組

- ・学校教育活動における2泊3日以上宿泊体験活動の取組に対する補助

②学校教育における体験活動導入のための取組

- ・教育委員会が主催する夏休み期間中等に希望者を募って行う1泊2日以上取組に対する補助
- ・農山漁村体験活動をこれまで実施していない高等学校等の取組に対する事業費の補助

③不登校児童生徒を対象とした教育支援センター等における体験活動の取組

- ・教育支援センター等における取組（1泊2日以上または日帰り）に対する補助

（２）地域における体験活動推進協議会の開催

- ・各自治体において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行うほか、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助



経済財政運営と改革の基本方針2025

（R7.6.13閣議決定）

『質の高い公教育の再生

豊かな感性や創造性を育むための体験活動（略）等を推進するとともに…』

地方創生2.0基本構想

（R7.6.13閣議決定）

『関係人口との地域をマッチングする中間支援組織を育成しつつ、こどもの農山漁村体験の推進や棚田の保全・振興を通じた地域外の住民の参画など様々なコンテンツを活用し新しい人材の組み合わせを促す個別の取組への支援に取り組む。』

教育振興基本計画

（R5.6.16閣議決定）

『○体験活動・交流活動の充実

- ・新型コロナウイルスの影響などにより減少した青少年の体験活動の機会の充実のため、地域・企業・青少年教育団体・学校等の連携により、学校や青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動など様々な体験活動の充実に取り組む（略）。
- ・異なる組織や集団の境界を越えた交流活動の機会充実のため、様々な体験・交流活動（自然体験活動、農山漁村体験活動、国際交流活動、地域間交流活動等）の充実に取り組む。』



対象校種	小・中・高等学校等	実施主体	都道府県・市区町村
補助対象経費	宿泊費、活動参加費、謝金、交通費、会場借料 等	補助割合	国 1 / 3

体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト

令和8年度予算額（案）
（前年度予算額

67百万円
71百万円）



文部科学省

現状・課題

- 体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点であり、自己肯定感や自律性、協調性、積極性等の非認知能力を育むためにも重要である。
- 一方で、少子化や核家族化、デジタル化やコロナ禍により、子供たちの**リアルな体験不足に拍車がかかっている。体験活動に関心を示さない子供の割合も多く**、体験活動の効果や有用性を広めるための啓発が重要である。
- また、公的機関が行う自然体験活動に関する行事に参加しなかった理由として、保護者が**団体や行事などがあることを知らないから**との回答割合が多く、様々な団体等が提供している体験活動の情報発信を行い、普及していく必要がある。
- **国をはじめ多様な関係者が連携し、子供たちの健やかな成長に欠かせないリアルな体験活動を推進**する必要がある。

【経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）】

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（3）公教育の再生・研究活動の活性化

（質の高い公教育の再生）

（略）**豊かな感性や創造性を育むための体験活動・読書活動を推進する**とともに、（略）

【こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）】

第3 こども施策に関する重要事項

1. ライフステージを通じた重要事項

（2）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

（略）年齢や発達の段階に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、**地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出する。**

事業内容

青少年のリアルな体験活動の機会の充実を図るため、普及啓発、調査研究、教育的効果の高い自然体験活動プログラムの構築を図るとともに、青少年を対象に優れた取組を行っている企業を表彰する。



	事業名	詳細	件数・単価	対象
1	全国的なリアル体験活動の普及啓発事業 【委託：継続 H23～】	青少年の体験活動の必要性・重要性を青少年や保護者に発信するイベントを全国で開催するなど、体験活動等を定着させるための普及啓発事業を実施する。	1箇所×約11百万円	青少年団体、企業、自治体等
2	青少年の体験活動の推進に関する調査研究事業 【委託：継続 H25～】	青少年の体験活動がもたらす影響など、多様な体験活動の在り方について、事例の収集や効果の検証を行う。	1箇所×約9百万円	
3	教育的効果の高い長期自然体験活動の構築事業 【委託：継続 R3～】	長期(4泊5日程度)の自然体験活動プログラムを構築し、その教育的効果を明らかにする。また、事業をパッケージ化し、全国展開を図る。	継続3箇所×約4百万円 新規2箇所×約6百万円	
4	青少年の体験活動推進企業表彰 【直轄：継続 H25～】	社会貢献活動の一環として青少年を対象に優れた取組を行っている企業を表彰し、その取組を全国に紹介する。	-	-

アウトプット（活動目標）

- ・体験活動を定着させるための普及啓発事業の実施。
- ・教育的効果の高い長期自然体験活動の実施。
- ・体験活動を実施した企業等に対する表彰の実施。

短期アウトカム（成果目標）

- ・体験活動に関心を示さない子供の減少。
- ・当事業に参加する子供の参加意欲の増加。
- ・応募企業数が直近3年の平均を上回る。

長期アウトカム（成果目標）

学校以外の自然体験活動に参加する子供の増加。

インパクト（国民・社会への影響）

体験活動の機会が充実し、子供たちに「社会を生き抜く力」として必要な非認知能力（自己肯定感、自律性、協調性、積極性等）が育成される。

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

「子どもゆめ基金」助成事業（独立行政法人国立青少年教育振興機構）

趣旨

未来を担う夢をもった子供の健全育成を推進するため、地域の民間団体が行う様々な体験活動や読書活動への助成を実施

助成対象団体

社団法人や財団法人、NPO法人など青少年教育に関する事業を行う民間団体

助成対象となる事業内容

- ① 子供の体験活動の振興を図る活動に対する助成
 - (ア) 子供を対象とする体験活動
 - 自然観察、キャンプなどの自然体験活動
 - 文化・芸術、スポーツ等を通じ交流を目的とする体験活動
 - 清掃活動、高齢者介護体験などの社会奉仕体験活動 など
 - (イ) 子供の体験活動を支援する活動
 - 子供の体験活動の指導者養成 など
 ※単なるスポーツ大会等の競技会のような活動や、特定のチームのメンバー又は団体構成員を対象とした活動や、上位大会出場を目指した技術向上のための活動は助成対象外
- ② 子供の読書活動の振興を図る活動に対する助成
- ③ 子供向け教材の開発・普及活動に対する助成

体験活動への助成



読書活動への助成



令和7年度助成金の申請・採択状況 ※（）前年度比増減

活動分野	申請件数	採択件数	交付決定額
合計	4,765件（240件）	3,863件（▲36件）	17.0億円（0.4億円）
うち、体験活動	4,332件（267件）	3,498件（▲2件）	15.2億円（0.5億円）
うち、読書活動	410件（▲24件）	359件（▲30件）	1.4億円（0.1億円）

※交付決定額には附帯事務費を含む

活動規模別の助成金限度額

活動規模	参加者を募集する範囲	限度額
全国規模	24都道府県以上で募集	600万円
都道府県規模	都道府県全域又は複数都道府県にて募集	200万円
市区町村規模	市区町村単位又は複数市区町村にて募集	100万円

※活動実績のない新規団体の一次募集における限度額は、原則として上記限度額の2分の1とする

※二次募集の限度額は、全ての団体において、各活動規模の限度額の2分の1とする

※令和7年度より一次募集における1団体当たりの申請件数は、10件までとする

募集スケジュール（令和8年度）

	活動時期	申請・交付決定スケジュール
一次募集	令和8年4月1日 ～令和9年3月31日	○ 申請期間：令和7年10月1日～11月26日 ○ 交付決定：令和8年4月（予定）
二次募集	令和8年10月1日 ～令和9年3月31日	○ 申請期間：令和8年5月1日～6月23日 ○ 交付決定：令和8年9月（予定）

持続可能な水産物消費拡大推進事業

令和8年度予算概算決定額 582百万円（前年度 582百万円）の内数

<対策のポイント>

水産物需要を喚起し、持続可能な水産物の消費拡大を図るため、**魚食普及活動**や**消費者等に向けた情報発信**を支援します。

<事業目標>

魚介類（食用）の年間消費量（39.8kg/人〔令和14年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 学校給食等における魚食普及活動の推進

幼少期からの魚食経験を通じた魚食普及を推進するため、国産水産物の学校給食への利用を促進するための学校給食関係者を対象とした講習会の開催、学校等における魚食に係る指導に必要な教材の作成、学校給食や課外授業を活用したぎょうしよく教育の実施に対して支援します。

2. 官民協働による水産物の消費拡大の取組の推進

1,000を超える「さかなの日」賛同メンバー等と官民協働で、水産物の消費拡大の取組を推進するため、水産物消費に係るマイナス特性の解消を目的とした簡単調理・掃除に関する情報発信のほか、低・未利用資源の活用を含め、サステナ消費を喚起するための情報発信等を支援します。

1. 魚食普及活動の推進

魚食に親しむ機会の提供



- ・給食関係者に対する講習会の開催
- ・栄養教諭等が活用する魚食指導教材作成
- ・学校給食や課外授業を活用した地場・国産水産物を活用したぎょうしよく教育

2. 官民協働による水産物の消費拡大の取組の推進

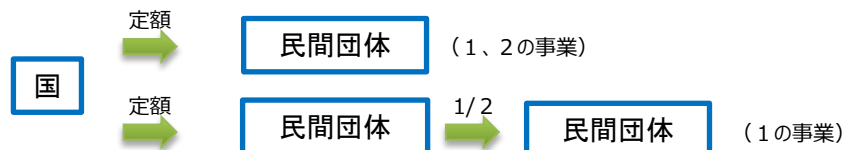
「さかな×サステナ」をコンセプトとする「さかなの日」等の官民協働による水産物消費拡大の取組の定着



- ・「さかなの日」賛同メンバーの取組の情報発信
- ・水産物消費に係るマイナス特性を解消する情報発信
- ・低・未利用資源の活用を含め、サステナ消費を喚起する情報の発信

持続可能な水産物の消費の拡大

<事業の流れ>





地域の観光資源充実のための環境整備推進事業

事業目的・背景・課題

- 地域資源を活用した観光まちづくりを更に推進するためには、地域のストーリーに基づく体験の拠点となる施設等の整備が必要。
体験を創出する、又はその価値を高めるために必要な施設や、旅行者がその価値を感じることが出来る街並みの整備等を総合的に支援し、
加えて、観光客が回遊するエリアと地域住民の生活圏が重なることによる混乱やトラブルを防止するため、観光客と地域住民の動線を分離する面的な環境整備も支援。旅行者の訪問動機を高め、地方分散を促進し、地域の回遊性や消費額の向上に寄与。

事業内容

面的かつ一体的な環境整備の取組内容

- ①地域資源を活用した観光まちづくりの推進
歴史、食、自然、文化の地域資源を活用した観光まちづくりを推進するための体験の拠点となる施設整備等を支援
- ②歴史的資源を核としたエリア一帯の環境整備
街並みの高質化、観光インフラ整備、建造物の改修等、環境整備のためのビジョン・戦略策定※1、整備効果促進※2 等
- ③地域資源の観光活用に係る調査
地域の観光資源の多様な組合せを活用した観光まちづくりを推進するための調査

●地域要件

- ②は、歴史まちづくり法に基づく、国の認定を受けた歴史まちづくり計画に位置付けられた重点区域に限る（※1については歴史まちづくり計画作成に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村を含む）。

事業スキーム

- ・事業形態：①間接補助事業 ②直接補助事業及び間接補助事業 ③調査事業等
- ・補助率、補助上限：①1/2、最大200百万円、②1/2(※1と※2については10/10、最大10百万円) ③10/10、最大10百万円
- ・補助対象・請負先：地方公共団体、DMO、民間事業者 等
(②は歴史まちづくり計画認定自治体内の者等に限る)
- ・事業期間：令和元年度～

事業イメージ



農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち
地域資源活用価値創出整備事業
（定住促進・交流対策型及び産業支援型）

令和8年度予算額

7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数

＜対策のポイント＞

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、多様な地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる**農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備**を支援します。

＜事業目標＞

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（130人〔令和11年度まで〕）
- 地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78%〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる**農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備**を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：1/2等（上限4億円）】

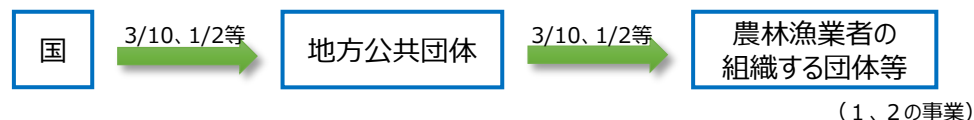
2. 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要な**農林水産物加工・販売施設等の整備**に対して支援します。

【事業期間：1年、交付率：3/10等（上限1億円等）】

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、**既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援**します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

定住促進・交流対策型

- **計画主体** 都道府県、市町村※1
- **事業実施主体** 都道府県、市町村、農林漁業者団体等

※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要



農林水産物直売所



廃校を利用した交流施設



農作業の体験施設

産業支援型

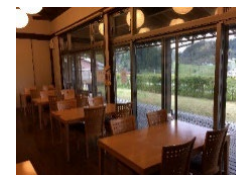
- **事業実施主体** 農林漁業者団体、中小企業者※2

※2 以下①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要

- ① 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
- ② 農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画
- ③ 都道府県若しくは市町村が策定する戦略



農林水産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



太陽光発電設備

販売・交流施設等

電力供給



EV車等への給電設備

【お問い合わせ先】

（1の事業） 農村振興局地域整備課
（2の事業） 都市農村交流課

（03-3501-0611）
（03-6744-2497）

空家法の空家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援（事業期間：令和8年度～令和12年度）

空き家の除却・活用等への支援(市区町村向け)

＜主な実施要件＞

- 空き家の除却事業及び活用事業の実施（＜補助対象事業＞の①及び②）
※空家等管理活用支援法人を指定している場合又は
空家等活用促進区域を指定している場合は本要件を免除

＜補助対象事業＞

- ① 空き家の除却
一特定空家等の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却等
- ② 空き家の活用
一地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用するための改修
- ③ 空き家を除却した後の土地の整備
- ④ 空き家の活用か除却かを判断するためのフィージビリティスタディ
- ⑤ 空家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握
- ⑥ 空き家の所有者の特定
※上記①～⑥は、空き家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金）でも支援が可能。
- ⑦ 空家等管理活用支援法人による空き家の活用等を図るための業務
- ⑧ 空家法に基づく代執行等の円滑化のための法務的手続等を行う事業（附帯事業）
一行政代執行等に係る弁護士相談費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金等
- ⑨ ①～⑥の事業と一体となり、その効果を一層高めるために必要な事業（促進事業）

＜主な補助率＞

赤字はR8年度拡充事項

（空き家の所有者が実施する場合）

除却	国 2/5	地方公共団体 2/5	所有者 1/5
----	----------	---------------	------------

※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5
※代執行等の場合は国1/2、市区町村1/2

（空き家の所有者が実施する場合）

活用	国 1/3	地方公共団体 1/3	所有者 1/3
----	----------	---------------	------------

※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2

支援法人
業務

国 1/2	地方公共団体 1/2
----------	---------------

※1法人あたり、補助期間最大3年
（空家等活用促進区域を指定している場合は制限なし）
※令和8年度より、支援法人業務の補助対象業務を追加

モデル的な取組への支援(NPO・民間事業者等向け)

- ①調査検討等支援事業(定額) 一創意工夫を凝らしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援
- ②改修工事等支援事業(除却:2/5、活用:1/3) 一創意工夫を凝らしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援

日本遺産活性化推進事業

令和8年度予算額
(前年度予算額)

203百万円
227百万円



現状・課題

- 地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」として認定。
- 日本遺産を通じた地域活性化を図るため、総括評価・継続審査を通じた日本遺産の質の向上や、イベント等の実施による認知度向上等、地方誘客拡大に向けた取組のより一層の推進が必要である。

事業内容

【日本遺産魅力向上事業】：124百万円

● 日本遺産課題分析・改善事業：65百万円

日本遺産認定地域における地域活性化計画の進捗状況の確認及び分析や改善点等のフィードバックを行うことにより、日本遺産の質の向上を図る。

併せて、日本遺産の総括評価・継続審査における審査委員会や現地調査等について支援等を行う。

● 日本遺産ブランド力向上事業：59百万円

日本遺産連盟と共同して実施する日本遺産フェスティバルや、日本遺産の日(2月13日)関連イベント等の普及啓発イベントの開催による日本遺産の理解・誘客促進や、日本遺産オフィシャルパートナーシップに係る取組等の実施により、認知度及びブランド力の向上を図る。

日本遺産とは



特別重点支援地域

海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群
～御食国（みけつくに）若狭と鯖街道～



【地域文化財総合活用推進事業】：60百万円

● 地域文化財総合活用推進事業（日本遺産等）：30百万円

日本遺産の候補地域が、文化・伝統を語るストーリー等を活用して、地域活性化や観光振興を推進する基盤的な取組に対して支援を実施。

- 人材育成事業：観光ガイドやボランティア解説員の育成等
- 普及啓発事業：ワークショップ、シンポジウム、PRイベント等の開催等
- 調査研究事業：旅行者（訪問予定者）の嗜好性調査等

件数・単価 1,000万円×3箇所

交付先 候補地域

● 日本遺産ゲートウェイ機能強化事業：30百万円

地域の文化財を展示・活用するガイダンス施設・博物館等において、ストーリー理解を促し、地域のゲートウェイとして、展示改善、ワークショップ・体験事業の実施、地域を周遊するための案内に係る整備等を支援。

件数・単価 1,000万円×3箇所
(補助率1/2)

交付先 協議会、博物館等

アウトプット（活動目標）

日本遺産認定地域の活性化に向けた支援件数

短期アウトカム（成果目標）

日本遺産の認知度割合（認知数/回答数）
令和6年度 72.8%（目標値：80%）

長期アウトカム（成果目標）

各日本遺産認定地域における観光入込客数の目標を達成した地域の割合（達成地域数/認定地域数）
令和5年度 28.2%（目標値：100%）

事業目的・背景・課題

- 地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定する「日本遺産 (Japan Heritage)」は地域活性化や観光振興を図るものであるが、特に海外では日本遺産自体の認知度は高くないのが現状。
- また、日本各地の歴史・文化の体験・体感を通じて、訪日外国人旅行者等に日本文化を理解いただき、満足度の向上につなげることが重要であるが、訪日外国人旅行者等に向けた環境整備が十分ではなく、固有の文化が持つ魅力を十分に伝えられていない状況。
- このため、日本遺産に係る、文化財の魅力向上につながる一体的な整備やコンテンツ整備、情報発信等を行うことにより、文化財を活用した観光拠点としての更なる磨き上げを図る。

事業内容

【委託事業：日本遺産モデル構築・情報発信事業】：619百万円

① 日本遺産モデル構築事業

地域活性化のモデルとなるような日本遺産の磨き上げ等に係る各種取組を実施し、横展開を図る。

② 日本遺産プロモーション・販路開拓事業

日本遺産ポータルサイトや動画サイト、SNS等の多様な媒体を活用し、国内外に戦略的なプロモーションを展開するとともに、ツーリズムEXPO等国内外の旅行博等に出展し、日本遺産への誘客促進を図る。

【補助事業：文化遺産観光拠点充実事業】：570百万円

① 活用環境整備事業（日本遺産、世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産等）

ガイダンス施設、便益施設、案内・解説設備等の整備や、構成文化財等の歴史的建築物の活用促進整備、拠点施設の機能強化、日本遺産ストーリーの体験コンテンツの磨き上げ等を支援。

② 構成文化財魅力向上事業（日本遺産）

建造物や美術工芸品、遺跡、景観地の外観等を健全で美しい状態に回復するための工事や、カビの除去、剥落止め等の応急的・緊急的な処置等を支援。

事業スキーム

【委託事業：日本遺産モデル構築・情報発信事業】

事業形態：委託事業

委託先：民間事業者

【補助事業：文化遺産観光拠点充実事業】

事業形態：直接補助（補助率 1/2、条件に応じて最大2/3まで嵩上げ、上限5,000万円）

補助対象：①地方公共団体、協議会、DMO等、構成文化財やガイダンス施設等の所有者等

②日本遺産（候補地域を含む）の構成文化財の所有者等

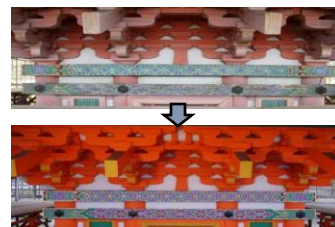
事業イメージ



職人本人が教える体験コンテンツの造成



旅行博への出展



彩色の剥離・剥落した部分の補筆、塗装部分の漆がけ